

目 次

○第1号（11月28日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定について	3
日程第 3 諸般の報告について	4
村長提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	5
◇飯塚久夫君	6
◇須田仁美君	17
◇波多野佐和子君	31
◇齊藤将史君	44
◇浅見 隆君	54
日程第 5 陳情について	64
散 会	64

○第2号（11月29日）

議事日程 第2号	65
本日の会議に付した事件	65
出席議員	66
欠席議員	66
説明のため出席した者	66
事務局職員出席者	66
開 議	67
日程第 1 一般質問について	67
◇吉澤浩一君	67

◇早坂 通君	7 6
日程第 2 報告第 8 号 専決処分について（令和 6 年度榛東村一般会計補正 予算（第 4 号）について）	8 1
日程第 3 議案第 7 9 号 榛東村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	8 2
日程第 4 議案第 8 0 号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について	8 5
日程第 5 議案第 8 1 号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	8 6
日程第 6 議案第 8 2 号 榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例の制定 について	8 7
日程第 7 議案第 8 3 号 村道の路線の廃止について	8 8
日程第 8 議案第 8 4 号 令和 6 年度榛東村一般会計補正予算（第 5 号）につ いて	8 8
日程第 9 議案第 8 5 号 令和 6 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）について	9 3
日程第 1 0 議案第 8 6 号 令和 6 年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 1 号）について	9 4
日程第 1 1 議案第 8 7 号 令和 6 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	9 5
日程第 1 2 議案第 8 8 号 令和 6 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第 2 号）について	9 7
日程第 1 3 議案第 8 9 号 令和 6 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算 （第 2 号）について	9 7
日程第 1 4 議案第 9 0 号 令和 6 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 3 号） について	9 8
日程第 1 5 議案第 9 1 号 令和 6 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 3 号） について	1 0 0
日程第 1 6 議案第 9 2 号 財産の取得について	1 0 3
日程第 1 7 議案第 9 3 号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結につ いて	1 0 6
散 会	1 0 9

○第 3 号（1 2 月 9 日）

議事日程 第3号	1 1 1
本日の会議に付した事件	1 1 1
出席議員	1 1 3
欠席議員	1 1 3
説明のため出席した者	1 1 3
事務局職員出席者	1 1 3
開 議	1 1 4
日程第 1 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）	1 1 4
日程第 2 議案第79号 榛東村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1 5
日程第 3 議案第80号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について	1 1 6
日程第 4 議案第81号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1 6
日程第 5 議案第82号 榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	1 1 7
日程第 6 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）	1 1 7
日程第 7 議案第83号 村道の路線の廃止について	1 1 8
日程第 8 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）	1 1 8
日程第 9 議案第84号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について	1 2 0
日程第10 議案第85号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	1 2 0
日程第11 議案第86号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	1 2 1
日程第12 議案第87号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について	1 2 1
日程第13 議案第88号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について	1 2 2
日程第14 議案第89号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について	1 2 3
日程第15 議案第90号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）	

	について……………	1 2 3
日程第 1 6	議案第 9 1 号 令和 6 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 3 号）	
	について……………	1 2 4
日程第 1 7	委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）……………	1 2 4
日程第 1 8	議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………	1 2 5
日程第 1 9	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について……………	1 2 5
日程第 2 0	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について……………	1 2 5
日程第 2 1	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について……………	1 2 5
日程第 2 2	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について……………	1 2 5
日程第 2 3	議員派遣の件について……………	1 2 6
日程の追加……………		1 2 6
追加日程第 1	議案第 9 4 号 防災中枢機能施設整備事業外構工事請負契約の締	
	について……………	1 2 6
議長挨拶……………		1 3 7
閉 会……………		1 3 7

令和 6 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

1 1 月 2 8 日 (木)

令和6年第4回榛東村議会定例会会議録第1号

令和6年11月28日（木曜日）

議事日程 第1号

令和6年11月28日（木曜日）午前9時50分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問について

日程第 5 陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

1 番	飯 塚 久 夫 君	2 番	吉 澤 浩 一 君
3 番	浅 見 隆 君	4 番	齊 藤 将 史 君
5 番	須 田 仁 美 君	6 番	三 俣 実 君
7 番	波多野 佐和子 君	8 番	小坂橋 尚 君
9 番	生 方 勇 二 君	10 番	善養寺 孝 君
11 番	清 水 健 一 君	12 番	早 坂 通 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	南 千 晴 君	副 村 長	小 池 秀 樹 君
総務課長（兼） 会 計 課 長	一 倉 学 君	企画財政課長	富 澤 光 彦 君
税 務 課 長	早 川 弘 行 君	住民生活課長	飯 塚 邦 守 君
健康保険課長	碓 井 由 果 君	産業振興課長	狩 野 宏 記 君
建 設 課 長	山 口 誠 一 君	上下水道課長	岡 部 貴 一 君
教 育 長	須 永 光 明 君	学校教育課長	湯 澤 知 佐 子 君
生涯学習課長	村 上 誠 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	関 口 健 一	書 記	天 田 華 子
---------	---------	-----	---------

◎開会・開議

午前9時50分開会・開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和6年第4回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご多用のところご参集をいただき、開会できますことに対し、感謝を申し上げます。

注目を集めました米国の大統領選挙では、トランプ前大統領が返り咲きとなり、我が国への影響も注目されるところであります。

一方、我が国でも10月に衆議院選挙が行われ、与党の過半数割れとなるなど、不安定な政治の今後が気になるところであります。

本村では、11月に新たな形で実施されました村づくり祭は盛大に行われ、現在建設中の防災中枢機能施設も着々と工事が進み、来年度の完成が待たれるところであります。

さて、本定例会につきましては、通告のありました7名の議員による一般質問、各種条例の改正や今年度の事業の進捗状況による補正予算を中心に村政の重要な案件が上程されております。

議員各位におかれましては、各議案に対し、慎重なる審議をお願いいたします。会期中、南村長をはじめ執行の皆様におかれましては、特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和6年第4回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。

よって、本日の会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（生方勇二君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

6番三俣実議員、7番波多野佐和子議員を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第4回定例会の会期については、本日から12月9日までの12日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から12月9日までの12日間と決定

いたしました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（生方勇二君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付した文書、諸般の報告のとおりでございます。確認をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎村長提出議案の概要説明

○議長（生方勇二君） ここで、村長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。
南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員各位のご出席をいただきまして、令和6年第4回榛東村議会定例会が開会されました。心から感謝を申し上げます。

ただいま議長から許可をいただきましたので、挨拶及び提案理由の説明を申し上げます。

まず、9月21日から23日にかけて、奥能登地方を中心に発生しました豪雨によりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

本年、元日に発生した令和6年度能登半島地震の復旧、復興に取り組まれている中での豪雨災害に心を痛めますが、被災された皆様が一日も早く元の生活を送れるようお祈り申し上げます。

災害は時と場所を選びません。榛東村では、これまで災害に強いむらづくりを目指し、関係機関、団体と協定を締結してまいりました。私が就任してからは8つの災害に関する協定を締結しております。直近では、本年9月に中毛町村会として活動してきております吉岡町、玉村町と災害時相互応援協定を締結し、生活物資や応急復旧に必要な資機材の提供のほか、職員の派遣について連携して対応できる体制を整えました。引き続き、災害に強いむらづくりを進めてまいりたいと考えております。

さて、11月10日には、村の最大のイベントであります第1回のe n j o y SHINTO村づくり祭を開催いたしました。

本年の榛東村の抱負といいますか、目標を漢字一文字で「協」という字になっておりまして、力を合わせるという意味でございます。村行政だけでなく、村民や事業者、関係機関の皆様と力を合わせて未来に向けたむらづくりを進めていきたいという思いと榛東村での暮らしていくこと、働くこと、そして食すること、遊ぶこと、生活の全てを楽しんでいただきたいという思いもプラスしまして、e n j o y SHINTO村づくり祭と新たに生まれ変わらせていただきました。

会場内マルシェ部門の無料配布ブースでは、陸上自衛隊第48普通科連隊のご協力により、榛東産の

新米を炊飯していただき、協力団体の方々が炊き上がったご飯のおにぎりや地元の味噌等で作りまし
たみそ汁を来場者に配布し、大変好評をいただきました。当日、この無料配布ブースに設置しました
能登半島豪雨に係る災害の募金箱には、総額4万1,826円が集まり、全額日赤令和6年9月能登半島
大雨災害義援金の口座に振り込ませていただきました。議員各位をはじめ関係者皆様のご協力の下、
盛況のうちに滞りなくenjoy SHINTO村づくり祭が開催できましたことを心より感謝を申
し上げます。

それでは、本定例会に上程をさせていただく15件の議案について、その概要をご説明申し上げます。

上程させていただく議案ですが、条例改正が4件、令和6年度一般会計、各特別会計、公営企業会
計の補正予算が8件、その他議案3件です。ほかに報告事項1件でございます。

議案第79号は、榛東村一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する
ものでございます。

議案第80号は、榛東村税条例の一部を改正するものです。

議案第81号は、榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例。

議案第82号は、榛東村立学校設置条例についてでございます。所要の改正を行うものでございます。

議案第84号から議案第91号までは、令和6年度一般会計、各特別会計、公営企業会計の予算の補正
を行うほか、当初予算編成後に生じた事由により、所要事項についての補正を行うものでございます。

その他につきましては、財産の取得など3件の議案を上程させていただきます。慎重審議の上、ご
可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

報告事項は1件となります。

報告第8号は、専決処分について、令和6年度榛東村一般会計補正予算（第4号）についてとなっ
ており、議会の委任による長の専決処分事項の指定に基づき補正予算を行ったもので、それを報告す
るものでございます。

今回、上程させていただく議案に関しましては、住民サービスの向上を目指すために必要なもので
ございます。議員皆様のご理解、そしてご協力を心からお願い申し上げます。

以上、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎日程第4 一般質問について

○議長（生方勇二君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、榛東村議会会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内です。つきましては、質問者は質問内
容を明確にし、また、答弁者は的確で分かりやすい答弁をお願いいたします。

なお、議席番号1番飯塚久夫議員から本日の会議における全ての発言を議席で着座により行うこと
を希望する申出がありましたので、これを許可いたします。

質問順位 1 番飯塚久夫議員の一般質問を許可いたします。

1 番飯塚久夫議員。

〔1 番 飯塚久夫君発言〕

○1 番（飯塚久夫君） おはようございます。1 番の飯塚久夫です。今回は、自席で着座にて質問させていただきます。

質問に先立ち、9 月中旬の能登半島で起きた水害及び災害関連でお亡くなりになった方々に対し、お悔やみ申し上げます。また、現在もなお避難所生活を送られている方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

また、傍聴席の皆様、年末に向けてのお忙しい中、傍聴にお越しいただきありがとうございます。時間の許す限り傍聴をお願いいたします。

さて、今回の私の質問は5 問を予定しております。

1 問目は畜産農家について、2 問目は森林環境譲与税について、3 問目は個人情報保護について、4 問目は障害者・高齢者福祉について、5 問目は来年度の予算編成についてです。

それでは、第1 問目から質問したいと思います。

第1 問目の質問は、畜産農家についての質問をしたいと思っています。

以前より、榛東村は畜産農家が盛んであり、隣の吉岡町は酪農が盛んであると言われています。現在の榛東村における畜産農家の推移及び現状についてお聞きいたします。

○議長（生方勇二君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 産業振興課長、狩野です。お答えいたします。

現在、榛東村の畜産農家数については、肉の肥育農家が6 件、牛の繁殖農家が8 件、養豚農家が1 件、養鶏農家が5 件の合計20 件でございます。

また、5 年前の畜産農家数については、牛の酪農農家が2 件、牛の肥育農家が18 件、養豚農家が3 件、養鶏農家が5 件の合計28 件でございました。この5 年間で8 件減少しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 飯塚議員。

〔1 番 飯塚久夫君発言〕

○1 番（飯塚久夫君） 今お話を聞きますと、減っているんですけども、それはいろいろと理由があると思うんですけども、私が肥育牛を飼っている農家、それは中企業、小企業、肥育牛を90 頭飼っている人が子牛とか、肥育を10 件、本当に小畜産業ですよね。そういうところの人の話を聞くと、何が問題かという、うちには後継者がいないんだよ、俺の代でもう終わるんだよという方が多いです。榛東村もあと10 年、20 年すれば、後継者不足によって畜産農家は数件を残してなくなってしまうのじゃないかなという危惧をしております。それについてもぜひとも村のほうでもその対応策を考え

てほしいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

今年3月19日にJA北群馬渋川より要望書が提出されたんですけれども、一応その要望書の内容を読んでみたいと思います。

ウクライナ情勢などで配合飼料の生産資材価格の高騰、生産者の経営基盤ではもう対応できない困難、国産和牛の需要が高まらず、肉牛の価格が下落しており、その結果、子牛の価格の値下がり止まらない、群馬県下の肉牛生産の一翼を担っている繁殖和牛生産基盤を維持するため、生産者がこの危険を乗り越え、消費者に安心、安全な地元の農産物を安全供給できるよう助成を要望したいという内容のものを村のほうに提出したということを聞いております。村としては、この要望書に対してどのように対応したのか、お聞かせください。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 今、飯塚議員が言ったとおり、物価が令和2年度、令和6年度9月時点で比較すると約8.9%上昇しておりますが、生産コストの上昇を販売価格に転嫁することも難しく、畜産農家だけでなく農家全体の経営を圧迫していることは承知しております。

村としては、国・県及び近隣市町村の情報収集に現在努めております。また、引き続き関係機関と連携を図りながら研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 飯塚議員。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） ありがとうございました。

では、次の質問に移りたいと思います。

2、村として畜産農家の支援についてはどのように考えているかお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 村では、令和元年度及び令和2年度に和牛繁殖生産者3名に対し、ぐんまの肉牛応援事業を活用して、養牛カメラの導入支援を行いました。また、令和5年度には認定農業者の畜産農家12件に対し、榛東村認定農業者物価高騰対策支援金として10万円を支給させていただいております。

また、牛肉をふるさと納税の返礼品にしておりますので、引き続きPRして牛肉の消費拡大に寄与したいと思っております。

農家に対する支援は、全国的な課題であり、村単独で解決できる問題ではございませんので、今後も関係機関と連携を図りながら補助金などの情報収集に努めて、活用できるものがあれば積極的に活

用してまいります。

また、畜産農家の方々へは、村のホームページに農林水産省のリンクを貼るなどして情報提供を現在行っているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 飯塚議員。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

私が畜産農家で話を聞くと、畜産農家の方は村に対して資金的な援助というのは求めているというわけではないんですけれども、もういいやと思っているんですね。それに対しては国とか県、それが対応するしかもう方法はないと思うんですね。畜産農家もそう思っております。

今畜産農家のほうで配合飼料経営基盤かな、そういう基金があるんですけれども、それももうあと数年で終わるという話を聞いております。それが終わった場合には、もう国しか対応できないということを畜産農家も言っています。じゃ、畜産農家は何を村に対して要望しているかというと、消費拡大のために村としても今度、給食センターができます。あの中で地産地消ということをうたっています。地産地消をうたっていますので、学校給食の中でも村の牛肉を使ってほしい、また今まで産業祭と言っていたんですけれども、今度名前は変わりましたが、そういう場面で榛東村の肉をPRしてほしい、それにより消費拡大を図りたい。一番は要するに榛東村の和牛を使ったPR等をして、消費を拡大しない限りは、この問題は解決できないというふうに思っている方が多いです。

先週の土曜日ですか、テレビ番組の中で伊香保温泉の特集をしていました。その中で旅館が2件出まして、その2件とも夕飯の牛肉は赤城牛でした。上州の牛というと赤城牛がブランド化されているんですね。赤城牛は何かというふうに調べたら、鳥山畜産が扱っている牛肉が赤城牛として県内で発売されているらしいですね。榛東村は、昔は上州和牛ということで一時期売り出そうとしたんですけれども、生産農家が減少して、今はあまり活動をしていないらしいです。

取りあえず、要するに畜産農家は消費をしてほしい、そのために村はPRに参加してほしいということを述べまして、この質問を終わりにしたいと思います。

次、2番目に移りたいと思います。

2番目は、森林環境譲与税についてです。

森林環境譲与税、今年からできた税金なんですけれども、今までは森林環境税、なぜ私はこの問題を取り上げたかということ、あるテレビ番組の中で群馬の東毛のある町が全然森林がないのに毎年160万円の資金が交付されている。何に使っていいか担当者も分からずに毎年その交付金額を基金として積み立てて困っているというニュース番組がありました。それでちょっと興味を持って今回調べさせてもらいました。

当然その資金は、前年度は榛東村にも交付されていると思います。今年からそれが森林環境譲与税

というふうになつたので、ちょっと説明したいと思います。

令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であります。市町村において、個人住民税均等割と併せて1人当たり年間1,000円が徴収されます。徴収される納付義務者は、未成年者や障害者等を除く約6,000万人が対象になるそうです。6,000万人掛ける1,000円ですから総額600億円、600億円のお金が国税として入り、それが今度は全国の各市町村の森林面積に応じてその譲与税が配分されるそうです。

それで、質問なんですけれども、榛東村において前年度と今年度において、その資金の交付金額はどのくらい差があるのか、お答えください。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 森林環境譲与税の交付額について、令和5年度が432万6,000円、令和6年度が553万円となります。前年度と比較して120万4,000円の増加となっております。理由としては、令和6年度から森林環境譲与税を配分する際の案分率に変更となり、私有林、人工林面積の割合が増加したことによります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 飯塚議員。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） ありがとうございました。

もっと1,000万円単位で増額してくるのかなと私は思っていたんですけれども、やはり榛東村もこれだけの森林を抱えているんですけれども、やはり村自体の面積が狭いから致し方ないのかなとは思っていますけれども、この資金は有効に活用していきたいと思います。

2番目ですけれども、森林環境譲与税の利用制限はあるのかどうか、お答えください。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 森林環境譲与税は、平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえて、パリ協定で日本の温室効果ガス排出量削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されております。

これを踏まえ、森林環境譲与税の使途は、市町村では間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成、担い手確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林の整備の促進に関する施策に充てることとされております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 飯塚議員。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1 番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

やはりお金ですから、利用が決められているので、ほかには使用できないということが分かりました。

じゃ、3 番目として、この譲与税を利用して具体的にはどのような事業を村としては行ってきたか、お答えください。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） お答えします。

榛東村にある民有林は23の林班に分けることができ、手つかずのものが多数あります。こうした森林を管理しないと将来的に荒廃し、水源涵養機能が損なわれ、災害防止機能を喪失します。さらに、地球規模では温暖化の促進を招く要因となります。村では、森林環境譲与税の趣旨に沿って、森林の整備に関する施策である森林経営管理制度に関する事業を進めています。この事業は膨大な時間と経費がかかります。一つの林班で意向調査、境界明確化、集積計画策定、配分計画策定を行うまで、短く見ても2年から3年を要します。そもそも榛東村の山林は地籍調査が行われていないため、森林の境界明確化を進めるだけでも数年かかる可能性がございます。このため、全ての林班において、森林経営管理制度を完了するまで50年以上かかる可能性もございます。

なお、令和5年度は7林班の境界明確及び集積計画案策定の業務委託を実施し、事業費は150万7,000円で行いました。また、森林整備や管理に必要な林地台帳システムの導入、保守費に活用しております。

そのほか榛東村の林業を担う人材の福利厚生費への活用や自治会からの要望を受け、公益性を損なう民有林の整備を里山林整備事業として行っているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 飯塚議員。

〔1 番 飯塚久夫君発言〕

○1 番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

今課長がおっしゃったように、民有林に関しての私が聞いているところだと、所有者のところへ行くと、うちは山があるんかい、役場とかそういうところから言われて初めて山林の存在を知ったという方が結構いるらしいです。そういう一から始めるので大変な事業だと思います。

また、山林の境界線というのは、よく聞きおかれているんですけども、境界線には必ず大きな木がある。あとスギからヒノキに変わるとか、それが境域だというふうに聞いております。聞いておりますが、分かりません、正直いって。昔、もう何年も前も、何代も前の人からやったものは今の人は分かりません。それを役場の方がやるのも本当に大変な作業だということを私も承知しております。この資金を使って里山の整備をしていただいて、村の森林がよくなるようなことを村にお願いして、この質問は終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

次、3番目に入りたいと思います。

3番目は、個人情報保護についてです。

今個人情報というものは盛んに言われております。個人情報は流出すると1件や2件じゃなくて何十万、下手すると何百万単位で流出したとかというニュース報道もあります。

そこで、村で一番個人情報を持っている役場内の個人情報については、どのように行っているのかお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） まずは、個人情報の定義でございます。個人情報とは、生存する個人に関する情報でありまして、氏名や生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別できるものをいいます。本村における個人情報保護の取扱いにつきましては、令和4年12月に榛東村個人情報保護法施行条例を制定し、令和5年3月に榛東村個人情報保護法施行細則及び榛東村特定個人情報等取扱規程を制定しております。

行政機関は法令等の定めに従い、適法に行う事務、または業務を遂行するために必要な場合に限り個人情報を保有することができます。個人情報の利用目的については、当該個人情報がどのような事務、または業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければなりません。

また、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはいけないことになっております。

そのため、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最低限のものでなければならないとされております。そして、行政機関の長は、法令等の定める所掌事務、または業務を遂行するため、必要な場合に限るものとして、あらかじめ特定した利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはなりません。

したがって、個人情報が含まれる内容を各所属間において情報共有することではなく、必要最低限の決裁者を除き情報を知り得ることはありません。

さらに、地方公務員法第34条では、秘密を守る義務として、職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とすると規定されており、職を退いても、職務上、知り得た秘密を漏えいすることはございません。

○議長（生方勇二君） 飯塚議員。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

多分そういう答えが返ってくるとは思っておりました。ただ、問題はそういう管理とか、住民の方が窓口に来た場合、そこで役場の職員の方が大声で個人の方の話をしている場合は、個人情報の漏え

いになります。私は現実には、私の父親が亡くなったときに役場に来ました。死亡届の関係、いろいろな国民年金を止めたりするので来たときに、ちょうど住民課の方が飯塚誰々さん何月何日に死亡というので、それを戸籍に載せるのかな、それで確認しているちょうど場面でした。その声が聞こえました、窓口で。それも一種の個人情報の漏えいになりますので、そういう重要なことに関しては、住民から聞こえないような場所、また電話連絡、何か個人に電話連絡する場合でも小さな声にするか、または奥のほうの電話にて行かうか、そのように細心の注意をお願いしたいと思います。

次に、2番に入りたいと思います。

健康保険課についての個人情報の保護についてですけれども、個人情報保護の中で機微情報、センシティブ情報というものがあります。これは個人情報の中でも特に慎重な取扱いが求められる情報を機微情報と呼びます。それにはどういう種類があるかと申しますと、思想とか信条、宗教、人種、民族、門地、本籍、身体障害者、精神障害者、その他というふうに書いてあります。本籍地などは皆さんご存じのとおり、免許証の本籍地欄には100%空白になっていると思います。これも個人情報の機微情報に該当するかと思います。

私が今回この質問をしたのは、その機微情報の中で身体的、精神的障害、一種の病歴ですね。病歴も個人情報の中の重要な項目と入っております。健康保険課の方も村民の方の健康状況等いろいろなデータがあります。これは、私はある村民から聞いた話なんですけれども、もうそれは10年ぐらい前の話です。そのときも多分個人情報はあったと思います、もう既に。その方がおっしゃるには、健康者である方が身体的不自由により健康状態が悪化して、身体障害者になった。その手続を窓口に来て行った。そのときに来た方は、この情報は健康保険課内で知れ渡るのは致し方ない、それ以外には絶対ほかに漏れないですねということを念を押して確認したところ、それは絶対にありませんというふうな回答を得て家に帰ってきて一安心したそうです。しかし、後日、その本人がある人と会った場合に第一声がおい、体は大丈夫かという言葉が言われたそうです。ふだんは、よう久しぶりという言葉と言われるのに、体は大丈夫かということは明らかに自分の病歴等が外部に漏れたということを、それは確実かどうか分かりませんが、そういうふうに感じたそうです。

それについて、今現状の健康保険課内におけるそういう病歴などは健康保険課内でしか分からないのか、それとも情報の共有化として各課の課長までは知れるのか、その辺をお答えください。

○議長（生方勇二君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議員の先ほどの質問にありました個人情報、特に病歴等の個人情報、要配慮個人情報と申しますが、そのような病気に関する申請ですとか、診断書等の書類、また健康診査の結果などにつきましては、必要最低限の職員以外に開示することはございません。先ほど総務課長からの答弁にもございましたが、職員には守秘義務が課せられておりまして、業務上、知り得た情報をほかに漏らすことはありません。

文書につきましても、榛東村文書管理規程に基づきまして、施錠できる書棚に保存しております。
また、職員にも適切な個人情報の管理を徹底しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 飯塚議員。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

この病歴というのは、病気になった人間は、それを他人に知られたくないという気持ちは十分に分かっていただと思います。それについては細心の注意を払ってください。

1つ例を申し上げますと、皆様方、職員の方々が飲みに行った場合に、お酒が入ると口が滑ってしまって、誰々さんはこういう病気になったねということを言ってしまう場合があるそうです。そうすると、壁に耳にありじゃないですけども、その隣で飲んでいた方がたまたま同じ榛東村の方であれば、もうそこで分かってしまいます。

私が前に勤務していた場所でも4人で飲んでいたときに、誰々企業はこういう企業だねとか、そういう会社の話を話し合っていたところ、隣に座っていた方がそれを聞きかじり、本部のほうにこれは個人情報の漏えいだというふうなことを言われたことがあります。先ほどの酒席の場所でもそういうものについては十分の注意、配慮をお願いしたいと思います。

それでは、次の4番目の質問に入りたいと思います。

4番目は、障害者・高齢者福祉についてです。

1番目として、運転免許証返納者のタクシー利用券の利用状況についてお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） タクシー券の利用についてでございますけれども、村では高齢者の運転免許証の自主返納を支援するため、運転免許証返納時に満65歳以上であり、条件を満たしている方に助成金1万円、または福祉タクシー券1万5,000円分を選択していただいて支援をしております。令和5年度は46件の申請がございまして、内訳は助成金が39件、福祉タクシーは7件となっております。そのうち運転免許証自主返納者の福祉タクシーの利用枚数は121枚、利用率は57.62%でございました。

免許証の自主返納は、平成28年度までは村の支援はなく、年間10件程度であったものが、平成29年度からこれらの支援を始めたことにより、同年は60件を超える申請となりました。助成金に比べ福祉タクシー券を選択する方は少ない状況でございますけれども、免許返納の自主返納促進の一助になっていると考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 飯塚議員。

〔1 番 飯塚久夫君発言〕

○1 番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

ちょっとタクシー券の利用状況は、私が思っていたよりも低かったんですけども、私がこの質問をした意図というのは、タクシー利用券の利用率が80%から90%を想定してしまして、もしそれだけの利用率があるならば返納時の1万5,000円というものは少ないから4万円ぐらいまでに引き上げてほしいという予定でこれ質問したんですけども、ちょっと意外ですね。福祉タクシー利用券というのは、その福祉というものを除いて、ただ単にタクシー利用券としたほうが、これはタクシー利用券は福祉は入っているんですけど、場合には。すみません。関連で質問ですけども。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 福祉タクシーの要件といたしまして、在宅の70歳以上の高齢者のみの世帯、それから父母のいない児童を養育する世帯等々の条件があるタクシー券となっております。

○議長（生方勇二君） 飯塚議員。

〔1 番 飯塚久夫君発言〕

○1 番（飯塚久夫君） 分かりました。ありがとうございます。

運転免許証を返納すると、自分の足がなくなったのと同様だと私は思っています。今まで自由に行けた先に行けない、これは精神的に物すごい苦痛を伴うものであり、納得するまでには時間がかかると思いますので、ぜひこのタクシー利用券の推進を図るようにして、返納者に対してのケアをお願いしたいと思います。

では、次の質問に移りたいと思います。

榛東村役場における障害者雇用率についてお聞きます。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） こちらにつきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条及び第43条の規定に基づき、一般事業主における障害者雇用率については、令和6年度2.5%、令和8年度までに2.7%への段階的な引上げを行うこととされております。国及び地方公共団体における障害者雇用率につきましては令和6年度2.8%、教育委員会については2.7%、令和8年度までに国及び地方公共団体については3%、教育委員会につきましては2.9%への段階的な引上げを行うこととされております。

なお、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第6条の規定に基づく、令和6年6月1日現在、こちら基準日でございます。現在の榛東村の雇用状況におきましては、障害者雇用率を達成しておる状況でございます。

以上になります。

○議長（生方勇二君） 飯塚議員。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） ありがとうございます。

ぜひとも今2.8%ですか、それはもう達成しているということなので、今後とも一応障害者としても精神的な障害者、身体的な障害者があります。身体的障害者は外見から見たら全く分からない方もいます。そういう方も障害者として私は十分に働けると思うんですね。そういう方はどんどん採用していただき、障害者雇用に努めていただきたいと思います。

群馬県の教育委員会が2年前ぐらいかな、障害者雇用の達成率が少ないので、一挙に何十人単位で、パートの方なんですけれども、採用したケースがあります。ですから、段階的にそういう法律があれば、急に焦らずに前もって採用するように計画が必要だと思います。

障害者の方は皆働きたいという願望を持っています。障害者アンケートをちょっと読ませていただくと、30代の方の障害者が一番働きたいという意欲が旺盛です。村でもそういう支援体制ができていますけれども、より一層の支援体制をお願いしまして、この質問を終わらせたいと思います。

次は、最後の質問に移りたいと思います。

最後の質問は、来年度の予算編成についてどのようなものであるかお聞きしたいと思います。

今年度の目玉としては、学校給食費の無料化、保育料の無料化、また職員の住民サービス向上のために、職員の採用数を大幅に増やしたことなどありました。来年度は防災中枢センターが始まりましてランニングコストも生じてきますので、どのような予算編成を考えているか。特にどのような分野に力を入れて予算編成をしたいのか、お聞かせください。お願いします。

○議長（生方勇二君） 富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 令和6年度当初予算におきましては、人口減少対策や行政改革など、先送りできない喫緊の課題に対応するために、第6次榛東村総合計画とひもづけました重点事業として、学校給食費の無償化、保育料の無償化、DX、デジタルトランスフォーメーション事業の推進等を計上しました。

続けて、令和7年度当初予算におきましても、村長発出の予算編成方針を受けまして、もっと暮らしやすい新たな榛東村をつくっていくために、村民ニーズを踏まえた課題可決に取り組みたいと思っております。

また、新たな事業や議員ご指摘の経常的経費については、新たな財源の確保と村民ニーズに合った事業を企画運営するために、予算編成の方法から見直しを行っております。歳入においては、国や県の補助金全てを見直し、公益法人等が行う補助事業も導入を検討するほか、分担金及び負担金並びに使用料及び手数料の適正な受益者負担も考慮するよう、村長から指示を受けております。

また、予算全般にわたり既存事業の組替えや統廃合も含めて検討し、選択と集中、優先順位を意識

して、新たな方法を取り入れた予算編成を現在行っております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩をお願いします。

午前10時45分休憩

午前10時45分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 説明を追加いたします。

先ほどの重点事項についての内容を予算編成方針によりご説明を追加したいと思います。

もっと暮らしやすい新たな榛東村をつくっていくために、優先的に取り組むこととして次の4点を挙げております。

1、子育て、教育、福祉を柱に、もっと赤ちゃんから高齢者まで誰もが安心して暮らせるインクルーシブな村へを実現するための事業。

2番、食育、農業を柱に、もっとおいしく安全な学校給食の推進と農業との連携の村へを実現するための事業。

3番、産業、経済、広域自治圏構想を柱に、もっと経済の活性化と県や近隣市町村と連携した行政サービスの充実の村へを実現するための事業。

4番、自治体のデジタル化、行政運営の見直し、防災に強いむらづくりを柱に、もっと信頼される行政と未来へ向けて取り組む安心、安全な村へを実現するための事業を重点事項としております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 飯塚議員。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） ありがとうございました。

重点事項を細かく説明していただきましてありがとうございます。

私が要望するのは、住民が納得できる予算編成で、納得できる事業を行っていただければいいと思います。全ての住民が納得できるサービスというものは困難だとは思いますが、どの分野が今一番何を要望しているか、それを的確に把握していただき、予算編成をしていただければなと思っております。これについては、まだ私のほかにも質問者がいますので、私はこの程度で終わりにさせていただきます。

全ての質問がこれで終わりにになりますので、どうもありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 以上で1番飯塚久夫議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時49分休憩

午前11時再開

○議長（生方勇二君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

質問順位2番、須田仁美議員の一般質問を許可いたします。

5番須田仁美議員。

〔5番 須田仁美君登壇〕

○5番（須田仁美君） 皆様、こんにちは。議席番号5番須田仁美です。

傍聴席の皆様におかれましては、お忙しいところ傍聴にお越しいただきいつもありがとうございます。

本日は、通告書にあります大きく4つのテーマで質問します。

では、1、職員の労働環境の整備についてです。

住民の幸せ度、幸福を上げるには、まず役場庁内から上げてと、副題に挙げさせていただき、順に質問します。

令和5年度決算での審査意見においても、時間外勤務増による職員の心身の疲労が蓄積することを懸念されていました。むらづくりの根幹を担う榛東村職員のメンタルヘルスケアを含めた環境整備や積極的に官民連携をし、AI技術などを活用したDX推進をすることにより、職員の負担を大幅に減らし、一人一人が能力を十分に発揮していける環境づくりをしていただきたいと思います。

それでは、早速ですが、（1）村の産業医の役割はどのようになっていますか。大まかにご説明をお願いいたします。

以後の質問は通告書に従い、自席にて行わせていただきます。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 産業医につきましては、労働安全衛生法第13条及び労働安全衛生法施行令第5条の規定によりまして、事業者は常時50人以上の労働者を使用する事業所ごとに、医師のうちから産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わなければならないこととされております。

産業医の職務は、労働安全衛生規則第14条第1項に規定されているとおり、労働者の健康保持するための措置、面接指導、労働者の健康管理等を行うこととされております。

なお、村におきましても榛東村職員安全衛生管理規程第6条の規定に基づきまして医師と契約し、産業医1名を配置いたしまして、健康管理等を行う役割を担っております。また、職員に心身の不調があった際には、まず産業医に相談し、必要に応じて診察等を行い、村へ診断書等を発行してもらっております。

以上になります。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 産業医の役割についてご説明をいただきました。

（2）役場職員のメンタルヘルスケアとして、産業医に気軽に心身の不安についてプライバシーを保護しつつ相談できるシステムは構築されているでしょうか、お伺いします。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） ただいまの質問でございます。

現在産業医によります職員への定期的な聞き取り等、相談等は行っておりませんが、村内の医師が産業医となっているため、職員の心身の不調がある場合、必要に応じて相談することができ、プライバシーは保護されております。

村及び産業医を実施者としたしまして、メンタルヘルス専門業者へ委託しまして、労働安全衛生法に基づくストレスチェックを行っております。こちらにつきましては職員が日々の勤務におきまして不安や悩み、ストレスをどれだけ感じているかを確認し、自身の心の健康への気づきが得られること、そして村において働きやすい職場環境を形成することを目的としております。

ストレスチェックの結果につきましては、本人に個別に通知するほか、全職員の健康状態を把握し、職場環境の改善に役立てるため、総務課担当者、産業医が内容を確認いたしますが、ほかの職員に情報が漏れることは一切ございません。

また、産業医のほか、村では業者へ委託しまして、個別カウンセリングを受けられる体制を整えております。

職員が日々の仕事や生活の中で、心身の不調を感じているが、身近に相談できる人がいない場合に、プライバシーを保護された上で安心して相談できる体制を構築し、そういった形で職員へ周知を行っております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ただいまお答えいただきましたメンタルヘルス、委託ということでストレスチェックですね。ストレスチェック制度というのは厚生労働省の管轄で義務でありまして、役場職員も該当していると思います。毎年、1年に1回は行っていると思いますが、その中で高ストレス者として実施者が面接指導の必要があると判断し、本人が面接指導を希望した場合には、事業者は面接指導を実施しなければならないとなっております。面接指導を受ける必要があると認められた労働者は、できるだけ申出をして、医師による面接指導を受けることが望ましいとされています。

高ストレス者への面接指導もセットで義務であるのです。村の産業医をストレスチェック実施者として面接指導までしっかりやっていただき、心の不調等の早期発見と予防していただく、さらには例えば眠れない等の症状がある場合には、クリニック等にいかなくても気軽に相談できるような環境や周知していただいたり、整えていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほど須田議員のおっしゃるとおりでございまして、やはり先ほど答弁で申し上げたように、村ではそういった業者へ委託しまして個別カウンセリングなど受けられる体制というのは、常に整えておる状況でございます。そういったことで、安心してまずは相談できる体制というものを構築し、職員へ周知を図っていきたいと考えております。しています。

失礼しました。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 義務でもありますので、そういったことを周知していただき、気軽に相談できるように見直していただけたらと思います。

次に（3）業務遂行の上で、パワーハラスメントを受けた際、全職員が相談しやすい環境づくりや防止策は講じられていますか。例えば庁内で相談するのがためられる場合などに、外部機関などへの通報ができると、誰にも相談できない、1人で抱え込むことが減らせるのではないのでしょうか。相談者への配慮した整備は検討いただけますか。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 村では、榛東村職員のハラスメント防止等に関する規程におきまして、職員の利益の保護及び公正で働きやすい職場を確保するため、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応について、必要な事項を定めております。

まずは、ハラスメントなんですけれども、こちらにつきましてはセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメント等が多々ございますが、こちらにつきましてはパワーハラスメント等について答弁をさせていただきたいと思います。

まずは、職務上の地位や人間関係の職場内の優位性を背景に業務の適正な範囲を超えて精神的、肉体的苦痛を与え、または職場環境を悪化させる言動を取るということをいいます。

村では、職員がパワーハラスメントを受けた際には苦情、または相談を受けるため、ハラスメント相談窓口を総務課に設置しております。相談員は総務課、住民生活課、健康保険課、教育委員会事務局に所属する職員から、各所属長が推薦する1名以上の職員としまして総務課長が相談員2名指定し、苦情相談を受けることとしております。

村では、今年度全職員を対象に職場のハラスメント防止対策研修を実施いたしました。指導している本人にとっては業務指導であっても、指導を受けた側が嫌がらせやいじめと受け取った場合にはパワーハラスメントとみなされます。こちらは研修を通じましてパワーハラスメントに関する理解を深め、パワーハラスメントを受けた際の対策について学習をしております。

こちらのハラスメントを防止するためには、まず所属長が各所属の職員の勤務状況というのを把握し、言動や行動に注意を払い、防止に努めていくことが必要です。

また、職員一人一人がハラスメントを受けた場合、職員にもたらす心身の影響の重大さを認識し、自分自身の言動や態度に十分注意しながら勤務することが大切だと考えます。

また、第三者の機関の相談窓口として群馬県市町村公平委員会へ各種ハラスメントに関する苦情相談を行うことができ、こちらにつきましては職員へ周知しています。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ハラスメントについては、業務に支障が生じたり、貴重な人材を失ったり、職場の秩序の乱れにもつながります。公平委員会等、外部の機関にも相談できる体制も整っているということですが、これまで以上、対策強化をお願いいたします。

（4）業務においてA Iなどの先進技術活用や民間事業者との連携を行っているかということですが、A I技術は専門分野でない職員だけでは活用しきれないでしょう。多様化する進化の目まぐるしい技術の活用を見定めるには、専門職の方でないと追いつきません。資料づくり、企画づくりの最初のところはA Iに任せてぐっと仕事量を減らし、その後の企画をしっかりと職員でできるようになれば、かなりのリターンと効率化、職員の負担軽減につながると思います。

村でも新年度予算方針でもありましたように、進めていращやるDX推進こそ、官民で連携をし、専門家の手を借りて進めていかなければならないことと思います。民間との連携には、多くの費用がかかると思われがちですが、民間の発想や知識を基にぐっとコストを抑えて賢い知識の観点からもよいものをつくり上げていくことも可能です。

県の来年度予算編成方針でもPPP、パブリック、プライベート、パートナーシップとして、官民連携の推進をうたっています。官民連携することにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化を図るものとして国でも推進されています。

村ではA I技術を業務に取り入れることや官民連携に対して現在はどうに取り組んでいますか。もしくは今後どのように計画されますか。お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 現在村におきましては、会議録作成の際、A Iを活用して音声認識し

文字おこしを行っております。ＡＩの導入によりまして職員の負担が軽減され、業務時間の短縮及び作業の効率化に役立っております。

村では、令和５年にＤＸ推進計画を策定しまして、村民サービスの向上と事務の効率化を進めております。現状では、まだ大規模なＡＩの導入や民間事業者との連携までは至っておりませんが、ＤＸ推進計画に沿った検証を進めています。

ＡＩの導入に当たりましては、費用対効果について検証し、住民の皆様へのサービスの向上及び職員の負担軽減、人件費の抑制につながるかどうかを判断した上で、段階的に導入を進めていく必要があります。

また、民間事業者との連携についてですが、村職員が資格を持ち合わせていない専門的知識を有するような業務で、道路や例えば建物の設計業務、施設の電気や機械の設備、維持管理に関する業務、基幹系や情報系と言われるパソコンのシステムやネットワークの保守などの業務を現在は委託しております。

また、村と民間事業者の間で相互に連携協力を行うことによりまして、地域経済の活性化、安全、安心や住民サービスの向上、心身ともに健康で質の高い生活の実現に寄与することを目的とした包括連携協定を締結しております。

連携協力事項といたしましては、お互いの業務に支障がない範囲で健康づくり対策事業として、健康増進や食育に関すること、そして高齢者、障害者及び子どもの支援に関すること、スポーツ及び文化振興に関すること、未来を担う子どもたちの育成に関すること、安全安心な暮らしの実現に関すること、防災、災害対策及び防犯に関することなど多岐の分野にわたりまして協力して取り組むものとされています。

今後、村の行政とどの部分でうまく連携を図っていけるのか、そして協力していけるのかを模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔５番 須田仁美君発言〕

○５番（須田仁美君） ＡＩ技術の活用は、段階的に導入していただけたということでした。官民連携といたしましても、建設などの業務委託などのほかにも、企画から連携した官民連携やクラウドファンディングを利用して、財政的にもメリットがあるような方法、国や県、他市町村についても研究をいただき、今後かなり広がっていく分野だと思いますので、ぜひ研究のほうをお願いいたします。

次に、２、１人１台タブレットの小学生からのさらなる活用の推進についてです。

先日の公開授業を含めて三度、榛東中の授業を参観させていただきました。どの生徒も教科書やノートのように、タブレットも自然に活用されていました。また、グループ学習からの教室の大型モニ

ターへの全生徒の回答や意見の映し出し、今まで手を挙げて発表する形式であったときには届かなかった意見が瞬時に全生徒に届き、さらには生徒同士の回答からよい回答やよい意見を発展させるといった学びを瞬時に可能にしたのが1人1台タブレットの魅力の一つと思いました。

そのようなすばらしい学習方式を小学生のときから取り入れることができたならば、一人一人のノートを見回っていた先生の負担軽減などにもなり、全員で参加する授業になるのではないのでしょうか。

中1ギャップといって、中学校へ進学した際、これまでと異なる新しい環境や生活スタイルなどに順応できず、授業についていけなくなったり、不登校やいじめが起こったりする現象が起こりやすくなるといいます。中学1年生から始まる学習スタイルを小学生に持ってくることにより、大きなギャップをなだらかにする一助にもなるのではないのでしょうか。

先日の公開授業では、小学校の先生方も熱心に参加されていましたし、中学1校と小学校2校であるスケールメリットも生かして、共有しやすいのではないとありますが、(1)です。既に確立されている榛東中学校の先進的なICT活用方法を小学校から採用して、中1ギャップを少しでも取り除いた中学校へのスムーズな接続を目指すことは可能でしょうか。

○議長（生方勇二君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 榛東中の授業に参加いただきまして、本当にありがとうございます。また、お褒めの言葉をいただきましたことにありがたいというふうに思っております。

まず、ICT機器の活用は目的ではなくて、あくまで考えていること、思考を可視化するツール、道具として活用するものです。榛東中学校では、主体的、対話的で深い学びの実現に向けて、目的に応じてICT機器を活用して生徒が考えを深めていけるような探求的な学習を展開しています。

ICT機器の活用にあたりましては、榛東中学校では令和2年度から3年間、群馬県教育委員会の指定を受けて、効果的なICTの活用について研究をした経緯がございます。

また、ICT機器を活用した学習は様々に展開されています。先ほど議員も一部ご紹介くださいましたけれども、幾つか例を挙げますと、課題を解決するためにいろいろな情報が必要なわけですが、その必要な情報を集める、それから生徒の様々な意見を一画面に集約して整理をしたり、また整理をするプロセスで、自分と友達の考えを比較してコメントを交換し合ったりというような授業が展開されています。また、思いや考えを表現するためのプレゼンテーションをしたり、あるいは録音、録画等の記録もできますので、そういったものによって学びを振り返る、あるいは一時的に記録をして、次の学習につなげるというような活動も行われています。

議員ご質問のこういった取組を小学校でもということでしたので、続きまして小学校の状況も併せてお話をさせていただきたいと思います。

小学校におきましては対話的な学習の中でICT機器を活用して、自分や友達の考えを可視化する

ことや自分の考えをプレゼンテーションすることは経験をしてきております。また、タイピング等についても発達段階に応じて計画的に学習をしています。小学校での学習経験を基に中学校での学習活動をスタートさせるということが、今現在およそできているというふうに捉えておりますので、小学校においても発達段階に応じたＩＣＴ機器の活用はなされているというふうに捉えてはおります。

したがって、中学校において、中学１年生に入学したからといって、特別な何かカリキュラムを組んで、子どもたちがＩＣＴ機器に慣れるというようなそういう活動は、特別なことはしていないというところでございます。

中学校段階に入りますと、ＩＣＴ機器を活用することの効果を生徒自身が見極められるようになることもありまして、積極的に活用する場面は増えていきます。また、生徒の主体性に委ねる学習活動も増えてまいりますので、おのずと使用頻度が高くなり、使用に慣れていくということの現状もあるかなというふうに教育委員会としては捉えております。

ただ、そうはいっても機器の活用に戸惑う児童・生徒もおりますし、また教職員の活用についての研修等もしていかななくてはいけませんので、教育委員会といたしましてもＩＣＴ支援員を配置し、教員のＩＣＴ活用に対する抵抗感を軽減したりあるいは授業中に児童・生徒の機器活用のサポートを入れたり、できる環境を整えております。

議員ご指摘のとおり、中１ギャップというものについては、なだらかに解消していかななくてはいいないのでございますので、そういったＩＣＴ機器の活用が学びを深めるのに効果的な場面にどう活用するかということにつきましては、今後も中学校における活用の状況を小学校と活用し、小学校の各学年のあるいは各教科の年間指導計画作成に寄与するなど、引き続き教育委員会としても指導してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔５番 須田仁美君発言〕

○５番（須田仁美君） 中学校での機器の活用、授業体系についてや小学校の授業について等、ご説明ありがとうございます。

ＩＣＴ支援員さんがついていただいたことにより、かなり心強く先生方もＩＣＴ機器の活用ができるものと思っております。やはり中学進学は部活が始まったり、大きく環境が変わる時期でもありますので、ぜひ小・中の学習スタイルのギャップを軽減し、主体性を持って生徒自身が見極めるという中学校のスタイル、とてもすてきだと思います。小学生にも可能なのではないかと、私は考えております。ぜひ今後も研究、研修のほう、どうぞよろしくお願いいたします。

３番、村の掲げる「快適ですみやすいむらづくり」のための地域公共交通計画や広域ネットワーク構築について。

27日、全員協議会ではデマンドタクシーの試行運転の計画についてご説明ありがとうございました。

重複してしまう点もあるかもしれませんが、通告書どおりに質問させていただきます。ご容赦ください。

まず、（１）利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通ネットワークへの再構築を進めるため、地方自治体の努力義務である地域公共交通計画の策定が急務と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） ご質問の地域公共交通計画は、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスを明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものであり、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律において、各自治体で地域公共交通計画の作成に努めることが規定されています。現在、榛東村では地域公共交通計画は作成しておりません。

今後、移動手段として自家用車を利用できない方たちが増え、日常生活の移動支援も必要とされてくることから、地域公共交通計画の必要性についても、先般、本村が立ち上げました榛東村公共交通対策等検討委員会で検討していきたいと考えます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔５番 須田仁美君発言〕

○５番（須田仁美君） 努めることという努力義務ではまだありますけれども、こちらは県からの要請も来ていることと思いますけれども、デマンド交通の試行と並行して早急に進めていただき、地域公共交通の村の基本的な考えをまずまとめていただければと思います。よろしくお願いします。

（２）人生100年時代を見据えて、本当に困っている人が使いやすくなる公共交通を構想しているか。車椅子での利用も可能かということですが、福祉タクシーがあることは承知の上で、例えばたまたま調子が悪い、またけがをして車椅子を持ち運びたいが載せられないため、断られることがタクシーでもあるかもしれません。児童・生徒が公民館の企画スクールなどに行きたいのだけれども、たまたま連れていってくれる人がおらず、遠くて諦めるケースもあるかもしれません。例えば長岡の子が広馬場のおばあちゃんの家に行きたいけれども、乗せていってくれる人がいないから諦めるケース、こういったものが交通弱者ではないでしょうか。

車を使える世代は車を使うと思います。車で移動できない交通弱者をターゲットの軸として考えられているのか、路線バスを利用すれば行けるだろうルートや目的地ではなく、本当に行けなくて困っている人が利用できる利用したいオンデマンド公共交通を考えられたか伺います。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 車椅子を使用する方の移動については、車椅子に乗ったままでも乗車できる福祉タクシーの利用が想定され、本村では住民生活課が実施しております福祉タクシー券の

交付事業により、福祉タクシーの利用補助を行っております。

また、榛東村社会福祉協議会においては、車椅子対応車両の貸出しサービス等を行っているところ
です。

当課では、公共交通の観点から、榛東村に適した移動手段について検討委員会で検討しているところ
であり、本議会定例会に実証試験の経費の補正予算を計上しております。補正予算をご可決いただ
ければ、予算補正後に高校生以上の村内在住者が村内間移動、または村内から群馬総社駅、村内から
八木原駅までの移動についてタクシーを利用した際のタクシー運賃の一部を村が補助する実証試験を
実施し、その結果を分析した上で、榛東村に適した公共交通政策を実施してまいります。

○議長（生方勇二君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 今、企画財政課長が答弁したとおりなのですが、併せて追加で申し上げま
すと、榛東村公共交通対策等検討委員会の中で、先ほど議員ご質問のあった地域公共交通計画につい
ての必要性も確認しておりまして、この実証実験を踏まえながら、来年以降計画の策定のほうも予定
しておりますので、追加で答弁させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 実証実験後、計画も作成いただけるということで、どうぞよろしくお願いい
たします。

質問といたしまして、本当に行けなくて困っている人が利用できるような利用したいオンデマンド
交通ということで伺ったんですけれども、ライフライン、水道や電気と同じようなライフラインとし
ての移動の足の公共交通です。今後も利用したい方、利用しやすいオンデマンド公共交通を考えてい
ただくようお願いいたします。

（3）公共交通の検討に当たって、庁内横断的な協議を行っているかですが、福祉タクシーを担当
する住民生活課や高齢者福祉に関わる健康保険課などとも意見交換をして進めていますか、お伺いし
ます。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 本村では、今後実施する公共交通対策を検討する上で、多角的な視
点からの審議を行うため、検討委員会の委員として大学教授、村内を運行するバス事業者、群馬県タ
クシー協会役員、住民代表として自治会連合会役員、民生委員、児童委員、社会福祉協議会の職員、
また県内交通を管理監督します国土交通省関東運輸局群馬運輸支局、群馬県知事戦略部交通イノベ
ーション推進課、相馬原駐屯地業務隊の方々にも参画をしていただいております。その他福祉的な観点
から榛東村包括支援センターの職員や福祉タクシー事業を所管する住民生活課の職員にも参画しても

らい、協議を行っております。また、村内の児童・生徒の現状を考慮するため、榛東中学校からも検討会議に参画していただいております。

今後も様々な視点からの意見を踏まえながら、公共交通対策の検討を引き続き行っていきます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 多角的視点というところで多くの方が参加されているということでした。今後もしっかりと意見交換をして、検討を進めていっていただきたいと思います。

（4）デマンド交通を検討する際、既存の路線バス運行と調整が重要と考えますが、デマンド交通が必要な層と既存の路線バスが利用できる層と分けて検討したかということです。赤字補填を各市町村で分担して維持されている路線バスとして、前橋、高崎、渋川の駅までのルートがあるわけで、その利用が可能である層と路線バスを乗り継いでも行きたいところに行けない、困っているというオンデマンド交通の必要な層、しっかり調査して計画しているか伺います。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） デマンド交通など新規の公共交通を構築する場合、路線バスなど既存の交通機関とその利用者への影響を考慮する必要があると考えます。

本村では、その影響も含めまして検討を行うべく、村内を運行するバス事業者2社、具体的には日本中央交通株式会社、株式会社群馬バスさんでございます。実際に検討委員会に参画していただきまして、直接意見を伺うとともに、今回試験的に実施する予定であるタクシー運賃事業案においてもその試験期間中のバス利用者数への影響等を2社の協力の下、データの的に分析し、バス事業者及び利用者にとって影響があまりない事業運営を実施したいと考えております。

また、今年度より、本村で実施しております路線バスの通学定期券購入に係る必要の半額を村が負担しております補助金交付事業、こちらの活用促進を通しまして、引き続き路線バスの利用促進にも努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） （5）県内各地のデマンド交通の運行状況を調査研究したかという質問ですが、県内各地いろいろな方法で莫大な予算をかけて取り組んでいる自治体もあれば、工夫して低予算で運行しているところ、地域の実情もあると思います。視察等で研究もされているということでしたけれども、榛東村に似た地域や取り入れられそうな取組をしている自治体はありましたか、お伺いします。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 本村での実施状況の参考とするため、県内外市町村が実施しているデマンド交通について調査研究を行っております。

本村と人口規模が類似し、低予算でデマンドタクシーを運行している神流町については現地視察を実施しました。実際にデマンドタクシーを運行している同町内のタクシー会社において、オペレーター業務の見学と運行の流れについて説明を受け、また同町役場担当者からデマンドタクシーの運行状況等について詳細なご説明をいただきました。今後本村でデマンドタクシーを運行する場合は、神流町や県内外の市町村の条例を参考にしながら使用を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 神流町の現地視察をし、似た類似の人口規模や低予算で始められているということを視察されたということでした。

（6）国の支援を受けて地域公共交通確保維持改善事業費補助金というのを活用できるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 国では、地域公共交通の確保維持改善を支援することを目的に、地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を行っており、この補助金の中には各自治体が行うデマンドタクシーの運行も支給要件を満たせば補助の対象となるフィーダー補助金があります。

仮に本村がデマンドタクシーの運行を行う場合には、この補助金の活用も考えていくため、支給要件を満たすような運行の仕様も求められることになることから、事業を管轄する関東運輸局と密に相談を行いながら事業を進めていきます。

なお、今回本村が補正予算に計上し、試行をお願いしておりますタクシー運賃補助事業については、この補助金の対象外であることを申し添えさせていただきます。

加えて、フィーダー補助金以外にもデジタル田園都市国家構想交付金などの利用可能な補助金も調査し、本村にとって最も有利な補助金の活用を考えていきます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 本村に一番有利な補助金の活用を研究していただけるということでした。今後もよろしくお願いいたします。

(7) 村内のみの移動ニーズより、隣接する自治体へのニーズというのも多く聞くのですが、広域交通ネットワークの交通を進められないでしょうか。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 本村では、公共交通の観点から、村民が住みやすいむらづくりのために、買物や通院など、日常生活を送る上で必要となる移動手段を検討するため、令和5年10月に無作為に抽出を行った15歳以上の村民、福祉タクシー業者及び自衛隊営内居住者を対象とした住民アンケート調査を実施しました。そして、デマンドタクシーが必要であるとの回答は、自家用車の所持率が比較的高いと思われる無作為抽出者においては44.7%であったのに対し、福祉タクシー業者及び営内居住者の方とはともに60%台でした。

これを受け、本村では人生100年時代において、全ての村民が活躍し続けるむらづくりのため、交通手段に制約のある交通弱者等の日常生活を支える公共交通対策等を講ずることを目的に、本年7月に榛東村公共交通対策等検討委員会を設置し、村民の真のニーズ、地域公共交通の現状の確認、そして持続性の高い事業の検討を行ってきました。その結果として、村民の村内間移動及び村内から最寄り駅であります群馬総社駅、村内から八木原駅までの移動のニーズについてタクシー運賃補助事業として実証試験を行い、利用者数データや同事業の利用者に対して行うアンケート調査結果を分析し、これを基に本運行を検討するとの委員会案が示されておるところでございます。

隣接する自治体との広域公共交通ネットワークの構築についても、他自治体の取組状況等の情報収集を行いながら、群馬県や隣接自治体、公共交通事業者と連携し、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 10月から渋川市でもGunMaasでらくらく交通サービスが開始されています。膨大な費用をかけて、おのおので様々なシステムを構築するよりも、既存の国からも注目されているすばらしいシステムがあるので、参入すると費用も抑えられて連携した公共交通が目指せるのではないかと私は思います。

GunMaasについては、村で導入していなくても県のホームページ、県のLINEから既存の路線バスがあと何分で到着するのか、何分で遅れるのかなど、瞬時に誰でも検索できるので便利です。ぜひ村のLINE等や群馬県の公式LINEとGunMaasを周知していただけたら幸いです。

試行運転開始後でも他地域での情報を取り入れつつ、持続可能な公共交通システムを構築していただくようお願いいたします。

4、幼保こ小中の周りの安全管理について。

(1) 幼稚園、こども園、保育園の周りにおいて、交通安全設備は十分設置されているかということとです。

村内の小・中学校では、榛東村通学路交通安全プログラムで対策が講じられていますが、幼稚園、こども園、保育園ではどのようなになっているのでしょうか。多くの保護者の方が送迎に集中する近隣の道路、村道や市道が絡む道もありますが、見通しが悪く、危険な箇所があるように思います。安全対策はどのようなになっていますか。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） そうしますと、交通安全対策を所管いたします総務課のほうで答弁させていただきますと思います。

初めに、幼稚園、小学校及び中学校を所管する村教育委員会が主体となりまして、学校、保護者、道路管理者、警察、各自治会の方を招集いたしました通学路安全点検を毎年実施し、通学路の危険箇所などを把握しております。その合同点検の結果を踏まえまして、安全施設を所管する各関係機関、または担当課が要望された場所を確認しまして、その対応を行っています。

また、先ほどお話ありました保育園、こども園を所管する村住民生活課では、毎月園長会議を開催し、園の運営状況への確認や情報交換を行っております。これらの会議時に子どもたちの安全確保や交通安全のために必要な安全施設の整備、要望があった場合には、それらを取りまとめた上で、関係各機関と連携しながら対応しています。

危険箇所の情報提供があった際には、まずは現地を確認して、各関係機関でどのような安全対策を講じることができ、最善策かというものを検討しています。

なお、近年の事例といたしましては、令和2年度に各幼稚園・保育園・こども園の周辺に27か所キッズゾーンを設置いたしました。これらは国のキッズゾーンの設置の推進を受けまして、それぞれの園と協議しながら、施設周辺の散歩などの園外活動時の安全確保を目的として設置したものです。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 園長会議等で毎月対策を行っているということですし、27か所キッズゾーン設置もされているということでした。通学路のような安全プログラムもぜひ検討いただき、いま一度近隣道路の安全対策の確認をもう一度お願いいたします。

(2) 学校行事での学校近隣の路上駐車対策のために引渡し訓練を兼ねてグラウンドを活用してはいかかかということですが、中学校は敷地が十分にあり、路上駐車は見かけられないということでした。小学校では、学習参加などの行事の際、路上駐車が片側を埋め尽くされている状況を度々目にし

ます。徒歩での来校を促していることは承知しておりますけれども、吉岡町や前橋市、参観日に校庭を駐車スペースとしているところがありますけれども、引渡し訓練に駐車する際の練習になるのではないかと考えます。村でもその利用を検討されてはいかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 本村の学校の校庭は透水性、弾力性に優れ、降霜、霜や砂じんを防止する特殊な砂、グリーンサンドを敷いております。また児童・生徒の学習活動に支障が出ないよう、校庭の表面は常に平ら化にしておく必要があります。校庭に多くの車両が乗り入れることによって、表面に凹凸、凸凹が生じたり、グリーンサンドが減少したりしてしまいます。特に雨水等で表面がぬかるんでいる状態での車両の乗入れをすると、表面の凹凸がひどくなり、児童・生徒の活動の際、転びやすくなる等の危険もあります。そのため、学校といたしましては、行事の運営方法や参集人数を鑑みて、学校ごとに校庭の車両の乗入れを判断し、保護者や地域の方にご案内をしている状況がございます。校内の車両の乗入れをご遠慮いただく際には、先ほど議員もおっしゃったとおり、極力徒歩や自転車等での来校に協力のご依頼をしております。中央公民館や南部コミュニティセンター等の駐車場を利用いただくようにも呼びかけを行わせていただいておりますので、個々のご事情があることは承知をしておりますけれども、近隣の迷惑になったり、子どもたちの安全が脅かされたりするよう可能性のある路上駐車は、避けていただけるよう引き続き理解を求めてまいりたいと思っております。引渡し訓練のときは、特別な事情だということでご理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） グリーンサンド等ありまして、駐車スペースとするのは難しいということで承知いたしました。

南小学校は南幼稚園がなくなってしまうため、駐車スペースが広くなると思います。北小学校は古い北門の配置から安全を考慮して学校敷地内に乗入れを禁止しており、駐車スペースは民間の脇、畑脇に3台のスペースでご好意で借りているということでした。

終わってしまいまして、すみません、ご回答ありがとうございました。ありがとうございます。

○議長（生方勇二君） 以上で5番須田仁美議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時51分休憩

午後1時再開

○議長（生方勇二君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

質問順位3番波多野佐和子議員の一般質問を許可いたします。

7番波多野佐和子議員。

〔7番 波多野佐和子君登壇〕

○7番（波多野佐和子君） 大変失礼いたしました。皆さん、改めましてこんにちは。

議席番号7番波多野佐和子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

傍聴にお越しの皆さん、村政に関心を寄せてくださいます、誠にありがとうございます。そのような励ましで私どもも頑張らなければならないという思いにもなります。ちょうど眠くなるこの時間帯ではございますが、皆さんが眠くならないような一般質問をしたいと思いますので、最後までお付き合いをよろしくお願いいたします。

さて、11月10日に行われましたenjoy SHINTO村づくり祭もたくさんの来場者があったようです。私も十分家族と共に楽しませていただきました。各自治体や関係団体様のご協力のたまものと感謝申し上げます。そして、南村長をはじめ、職員が一丸となって挑み、その意気込みが十分伝わった、そんな新しい形のイベントとなったのではないのでしょうか。

今回の一般質問は、そんな役場職員の勤務環境について、2番目は、太陽光パネルの2040年問題、3番目は、包括連携協定について、4は、今年度企画の進捗状況について、5は、榛東村公式LINE及び電子申請等について、6、住民生活の充実となります。

では、最初の質問に入らせていただきます。

役場職員の勤務環境についてですが、まずは令和5年度の全職員の内訳人数と令和6年度の新規採用人数を聞かせてください。

自席に戻り順次質問いたします。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほどご質問のありました令和5年度の職員数ですが、職員数104人でございます。令和5年の4月1日時点でございます。うち行政一般職、保健師以外で99人、保健師が5人となっております。

また、令和6年度の職員数でございますが、令和6年度、職員数113人、こちらにつきましては、令和6年4月1日時点、うち行政一般職、保健師以外で108人、保健師で5人となっております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 今回、大幅な人員の新規採用というお話を伺っておりますが、採用を増やした理由というものを詳しくお話いただければと思います。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 本村では、令和2年度から令和7年度までの職員数を定めた榛東村定員適正化計画を策定しておりまして、その計画値の人員に近づけるよう、当該年の新規採用職員の人数を決定しております。

なお、令和5年度の年度別職員目標数は108人、令和6年度の年度別職員目標数は113人、令和7年度の年度別職員目標数は116人となっております。先ほどご質問ありました今年度の13人という新規採用職員の人数につきましては、令和5年度において、定員の成果計画の計画値であります職員総数108人に対しまして、令和5年4月1日時点の職員数は104人であったため、既に職員4人の不足が生じているような状況でございました。

また、令和5年度中に4人の退職申出が提出されたことで、当該年の職員数が100人になってしまうため、募集人員を増やした要因となっております。

なお、定員適正化計画に照らし合わせた場合、令和6年度の当初の計画値が113人、実績値につきましても113人となっております、13人の職員を採用したことによる年度別職員目標数は計画値どおりとなっております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 定員適正化計画に基づいて、そのような採用人員を増やしたというところでございます。また、一般事務以外の方々についても適材適所という形で、現在人員配置も十分に考慮した上で、今現在があるというふうに認識しております。

続いて、職員の現状についてです。令和5年度の石坂代表監査委員の審査意見書で述べられた時間外勤務手当の総額が全会計の合計で前年度から46.4%増とありました。あわせて、職員の心身の疲労の蓄積が懸念される状況にあるとありました。今年度に人員を増やしただけの成果が出ているか、前年度等の比較を用いて詳しく説明してください。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほどの波多野議員のご質問になりますが、職員をまずは増員したことにより残業時間がどのように変化しているのかということでございます。令和5年度の村職員の残業時間は1人当たり月平均15.9時間、年平均約191時間となっております。今年度につきましては、昨年度と比較いたしまして職員の構成も違うので、単純に比較するということは難しいことですが、令和6年度上期につきましては、令和5年度上期と比べまして時間で約2割程度数字で申し上げますと6,534時間30分に対して、こちらが令和6年度上期になります。そして令和5年度上期が7,980時間30分で、対前年比81.88ほどに減少しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 人員を増やしたおかげで残業時間が軽減されたというものがございそうですが、その新しい方たちが業務に疲れて、まだ日が浅いというところもございします。さらにそういったところも改善されつつ、さらに残業時間等が縮減されればいいかなというふうにも思っております。

私もこの上に住んでおりまして、結構時間に帰っても電気がこうこうとしているというような状況も感じております、実際の話。人員を増員しても、なおかつ仕事内容が増えたということも考えられるのかなというところも、私は一つの懸念の材料であるというふうにも認識しております。まず、そして、9月の定例会のときにも一般質問でもありましたが、決算審査の結果もまた鑑みてあえて質問いたします。本村はノー残業デーの導入はされていますか、また導入されているのであれば、現状はどうなっているかお答えください。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 波多野議員のノー残業デーの有無についての件に関しましては、ノー残業デーにつきまして、心身のまずは職員の健康維持等のため、毎週水曜日をノー残業デーと設定しております。こちらにつきましては、各課で夜間の会議等の予定を設けずに、定時に退庁するような取組を実施しております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） ノー残業デーが実施されていて、それが実際なされているかというところですね。皆さんが守っていただけるかというところをお答えください。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほどご質問あった水曜日だけのノー残業デー、こちらについて、現時点では定期的に集計しているデータはございません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） まずは私も経験があるんですけれども、上司がいれば、仕事をしていれば、部下はなかなか帰りづらいものでございます。もちろん役場の皆さんに関しては、もしも管理職

がそういった場合でも、部下に対して帰っていいよというような促しはもちろんされていると思うんですけども、ノー残業デーというものが取り入れられているものですから、絵に描いた餅にならぬように、職員全員が抵抗なく速やかに退庁ができるように、これからも続けて取り組んでいただきたいと思います。

そして、石坂代表監査委員のお話にもありましたけれども、時間外勤務を、これからまたいろいろな事業がございます。それに対して増える可能性はないとは言えません。そういったときに、その時間外勤務を減らす対策というものは村ではどういうふうになさっているのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 波多野議員、4問目です。今の（2）に対して4問目になっているんですけども。

波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） それでは、対策をこれからも続けてやっていっていただきたいというところがございます。現在の人数で業務をこなしていくのであれば、職員でないとできない事務と、そうでない事務を振り分け、事務補助員、これも学校等でも同じようですが、そういった専門の職員を配置するなど、または職員でなくても可能な業務委託の検討なども考えられると思います。

また、育児や介護の両立がしやすいフレックス制の導入も職員の意見などを聞いて検討していてもいいのではないかと思います。

また、財政的に厳しくても、サービス残業などなさってはいないと思うんですけども、やむを得ず時間外勤務をしたときには、適切な賃金を支払うのは当然のことでございます。そういったことが速やかにできる環境であってほしいと願います。

職員の心身の疲労の蓄積は本当に心配でなりません。村民にとって役場職員は重要な存在です。村の運営やサービス提供に欠かせない役割を果たしております。時間外勤務が増え、疲労の蓄積が続くと、業務において十分なパフォーマンスを発揮できないなど、また、心身が疲弊すると、集中力や判断力の低下、ミスの増加、また業務に対するやる気や情熱が低下する可能性もございます。役場職員が充実した状態で業務に取り込むことができるよう、適切な対応や支援はこれからも引き続きよろしくお願いいたします。

また、村全体でそういったところは協力して職員の負担を減らすための措置も願います。

続きまして、太陽光パネルの2040年問題についてです。

太陽光パネルは再生可能エネルギーの中でも非常に重要な存在です。問題は、古くなった太陽光パネルの廃棄物処理やリサイクルの手段の不足に関連しております。現在、村内に設置されている村が運営している太陽光発電事業の契約内容をお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 現在、村営の太陽光発電所は全部で3か所ございます。まず、株式会社白子の工場敷地内に太陽光発電所と第2太陽光発電所があります。また、第3太陽光発電所は南小学校の体育館屋根上に設置してございます。

契約内容でございますが、東電との契約につきましては、太陽光発電所の規模、発電出力は572.81キロワット、売電単価は40円パーキロワットアワー、税抜きでございます。また、第2太陽光発電所の規模、発電出力量は8.82キロワット、売電単価は10年を経過しましたので、7.27円パーキロワットアワー、税抜きとなっております。また、第3太陽光所の規模、発電出力量は49.5キロワット、売電単価は36円パーキロワットアワー、税抜きでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） これも審査意見の中でお話がございまして、開設から10年が経過して、維持管理を適切に行い、劣化を最小限にとどめてほしいというふうなご意見がございまして、それに村も対応していただきたいと思います。

次に、それらの終了後の太陽光パネルの処理等、またリサイクル等の計画というものはどのようになっているか伺います。

○議長（生方勇二君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） その後ということですね。当初、株式会社白子との間で結んだ契約、太陽光発電所、また第2太陽光発電所が白子の敷地内にあるということですので、契約を結んでおります。契約にのっとり、本事業は20年後は終了いたします。今ある太陽光発電設備の撤去費用については、以前から懸念されていたこともあり、平成27年度から村独自での積立てを行っているところでございます。

また、令和4年4月1日から施行された改正再エネ特措法にて、太陽光発電設備の廃棄費用の積立てが義務化されたことに伴い、令和5年8月から売電収入額の一部が電力広域的運営推進機関に源泉徴収的に積立てをされております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） FITという制度でしょうか。処分にかかる費用等の積立てはしているというところで安心はしました。ですが、当初より物価も上昇しております。今後もういふうな物価上昇になるかというところはまだ見通しはついておりません。そういった中で、リサイクルについても同じでございます。それを踏まえ、積立金の見直しを考えるべきだと思います。太陽光パネルは

鉛やカドミウム、セレンなどの有害物質を多く含んでいるために、産業廃棄物として処分する必要があります。壊れたまま放置すると土壌や水源に有害物質が流れ出して環境汚染を引き出すおそれがあるとも言われております。

そこで、環境省は、リサイクルの義務化や廃棄計画の作成の義務化、事業終了時の報告の義務化などを今現在検討しているようでございます。村内でも太陽光パネルを至るところで見られます。それらが放置されることなく、適正に処理するための条例制定についての村としての見解はどうでしょうか。

○議長（生方勇二君） 飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 条例ということでございますけれども、個人で設置する事業用以外の太陽光パネルの廃棄に関する条例についてでございますけれども、法令検索や群馬県へ確認の結果、全国でも見受けられない状況でございます。今後太陽光発電パネルにつきましては、耐用年数を過ぎたものの処分が増加することが想定されます。個人所有の太陽光発電パネルの設置及び管理につきましては、国・県等の対応を注視していきたいと考えております。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） そのような条例はまだ国内ではないという話でございます。環境への悪影響が拡大し、地域的美観や生態系に悪影響を及ぼすことが考えられる。今現在についてでございます。以前、私が一般質問しました景観条例の制定のというようなこともありましたけれども、条例制定というものは不適切な処分によって引き起こされる事故や健康被害を防ぐため、公共の安全性を高めることができます。また、環境に配慮した施策を打ち出したことにより、村としての信頼性が増すかもしれません。

次にです。旧榛名カントリー跡地に設置されているメガソーラーの契約内容と、その後、終了後についての説明をお願いします。

○議長（生方勇二君） 富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） ご質問のメガソーラーとは、平成24年7月に土地賃貸借契約書を締結したＳＢエナジー株式会社、さらに令和5年4月に社名変更をしたテラスエナジー株式会社に貸し付けている土地の目的物のことかと思います。

また、太陽光パネルの2040年問題とは、大体その頃から大量の太陽光発電の関連廃棄物が発生するといった問題のことかと思います。当該の土地賃貸借契約書では、第17条、乙、業者のことです、は貸付け期間が満了した場合、またはこの契約の規定によりこの契約が解除された場合は、甲乙協議により定める期日までに乙の費用で貸付地を現状に復し、甲、村のことです。甲に返還する。以下、業

者、村と言い換えます。ただし、村が承諾した場合はこの限りでない。なお、業者は貸付地の工作物及び業者の所有物件を自己の費用で除去し、除去後の貸付地を現状有姿で明け渡せば足りるものとする。2項、業者は貸付地の返還に際し、貸付地に対して支出した有益費、その他名目のいかなを問わず、村に対して一切の財産上の請求をすることができないと記載されています。また、貸付期間は、第2条、貸付地の貸付期間は平成24年7月1日から平成44年6月30日までとする。これは令和14年に当たります。第2項では、前項の貸付期間は更新することができるものとする記載されています。

ご質問の契約終了後の処置でございますが、自動更新のある土地賃貸借契約ではありませんので、1、更新する、2、貸付地を原状に復して村に返してもらう、3、現状有姿で村に返してもらうなどの方法が考えられますが、現在のところ白紙でございます。令和3年第1回定例会において、榛名カントリークラブ跡地に投入された全てのスラブ碎石撤去を求める決議が全会一致で可決されている経過を踏まえて検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩いたします。

午後1時26分休憩

午後1時26分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 詳しい説明をありがとうございました。3つの方法があるということは十分承知いたしました。これからまたそれを使って新しい形の発電システムも考えられるかと思えます。そのとき、そのときを見極めて、村で一番いいやり方というものをその時点で考えていただきたいというところは私の願いでございます。まずは今あるこの事業が無事に完了することが一番の願いでございます。

まずはこの土地は村有でもございます。村民の財産です。まだ契約終了まで8年ではありますが、あっという間でございます。その時点で速やかに次の展開ができるように準備しておくべきだと思います。その後、村民にアンケートを行い、広く意見を吸い上げてもらいたいと思います。また、その土地をよく知り、ふるさとを愛する本村出身のクリエイターなどにアドバイスをしてもらうのも一つの考えかなとも思います。何をするにしても郷土愛というものが大きな力になると思います。また、標高約1,000メートルございます。八州高原という名前がついております。それをどう生かすか、これは村の考え一つになると思いますので、私どもは期待しております。

続いて、自治体と民間企業などが地域が抱える課題の解決に向けて連携することを目的として提携する包括連携協定の充実についてを質問いたします。

包括連携協定の特徴は個別協定と異なり、幅広い分野にわたって様々な事業を展開できると書いております。現在、本村の締結状況はどうなっているのでしょうか。午前中の答弁の中にもお話がありましたけれども、いま一度お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほど須田議員のときにも答弁させていただきましたが、現在、村が締結しております包括連携協定といたしましては、次の4つがございます。1つ目といたしまして、群馬県立県民健康科学大学との健康づくり推進に関する包括協定書、2つ目といたしまして、葛飾区と榛東村との連携・協力に関する協定書、3つ目といたしまして、群馬ヤクルト販売株式会社との榛東村地域づくり連携・協力に関する協定書、4つ目といたしまして、榛東村と日本郵便株式会社群馬郵便局及び村内郵便局との包括連携に関する協定となっております。

なお、先ほど波多野議員さんおっしゃったように、包括連携協定につきましては相互に連携協力を行うことによりまして、地域経済の活性化、安全や安心、住民サービスの向上、心身ともに健康で質の高い生活の実現に寄与することを目的としております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 実際、うちの母親なんですけれども、ここで結んであるヤクルトさんに毎週届けていただいて、その女性に元気と健康をいただいていたのかなという思いがございます。それと同時に、見守りサービスではないんですけれども、そういったところも含めて、その連携協定がなされているというところも大きな村としての利益になると思われます。そういった形で、今、独居でいらっしゃる方も多くなりました。見守りを伴うような協定をさらに進めてもらいたいと思っております。

続いて、子供たちの多様な学びの場の構築に向けた包括連携協定について、教育委員会のほうでの見解をお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 包括連携協定の学校教育への活用ということでのご質問でございます。

現在、多様な学びの場ということにおきましては、学校の授業における活用はされていないというふうに承知をしております。既に連携協定を結んでいる群馬ヤクルト株式会社のヤクルト健康教室などは、前橋市の小学校や安中市の小学校等で健康教室を実施しているという実績もあると伺っておりますので、今後情報を収集いたしまして、学校の教育課程に合致する取組について研究をしてまい

りたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 現在はそういったところで活用はされていないというところなんですけれども、これからいろいろな情報収集を通して、さらに進めていただきたいと思います。そういった学校での連携協定におきまして調べてみましたら、SDGsや食育、児童・青少年の健全育成、スポーツ教室の実施やお金に関することなどの出前授業の実施、教育文化の振興、不登校や学力、特別な支援が必要な子どもたちの教育的ニーズへの対応など、包括連携協定により様々な学びの場が構築されております。

包括連携協定は、もちろん村民の生活の幅広い分野において役立つものです。金銭的に負担もかけず、地域の発展になるものですから、さらに進めていただきたいと思います。

続きまして、今年度の企画の進捗状況について伺います。

まずは本年度に予算計上された地域おこし協力隊事業は現在どのような進捗状況、お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 本事業については、NPO法人群馬地域おこし協力隊ネットワークと今年度業務委託契約を結び、隊員の募集に向けて動き出しているところでございます。また、募集要綱等を整えて、令和6年度内に隊員の募集をできるように現在進めております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 現在進行形、より多い地域おこし協力隊員を村で受け入れるような体制を整えていただきたいと思います。よく研究して、本村に必要な事業をしたいという熱意を感じました。引き続きお願いいたします。

そもそも地域おこし協力隊は一定期間地域に居住して、地域のブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの地域協力活動を行いながら、その地域の定住、定着を図る取組でございます。また、地域おこし協力隊取組自治体に対しては特別交付税措置が行われております。群馬県では現在35市町村中24市町村、131名の協力隊員が活動しております。

その中でやはり自治体として整えておかななくてはいけないところを申し上げます。受入側ですね、まずは導入目的、業務内容の明確化、またその求める人物像の明確化、任期終了後の就業安定が戦略

的か、もちろん予算は確保できているかなどをクリアしてこそこの事業だと思われます。じっくり取り込んでもらいたいと思います。また、そういう方々をお招きすることによって、外部から新しい風が入る効果も期待できております。

次に、これも令和6年度予算が計上されているデマンドタクシー事業についてなんでございますが、午前中の須田議員の質問がございまして、詳しくそこで答弁を伺ったところで、今回はこの部分は割愛させていただくと同時に、あとはお願いでございます。その結果のデータを細かく取っていただきたい。その結果ですね。それが一つのお願いいたします。

そして、次の質問にいたします。榛東村公式LINE及び電子申請等について質問いたします。

私も公式LINEのおかげでごみ出しを忘れることなく行えております。LINEの登録件数及び普及方法の現状についてお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 本年10月から運用しております榛東村公式LINEにつきましては、11月27日現在において友達登録者数が901件となっております。また、追加ですが、先ほどお昼休みに確認をいたしましたところ、906件という数字となっております。

普及に関しましては、公民館等の村有施設、各地区コミュニティセンターなどへチラシを掲示、掲出するとともに、ホームページ、広報紙で榛東村公式LINEの運用開始をお知らせしました。また、村社会福祉協議会、郵便局、農協、群馬銀行、商工会、相馬原駐屯地へもチラシの掲示を依頼したことに加え、村内外のイベント等で周知啓発用カードの配布、保健相談センターの各種教室や包括支援センターで実施しているはつらつ教室などで参加された方に声かけをするとともに、登録の支援なども行っており、全庁的に普及に努めております。普及啓発策の一つとして、村公式マスコットキャラクター、しんとうちゃんのLINEスタンプを作成しているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 徐々に増えているということは大変喜ばしい限りでございます。まださらに村民が便利に使えるようにということで周知徹底のほうを進めていただきたいと思います。

私は毎年12月に集団検診を受けておりまして、今回、そのLINEによる申請をいたしました。これまたスムーズで、本当に便利、24時間登録ができるというか、申請ができる。そういうところは本当に役に立っております。現在、手続の種類や件数の現状、または全体の申請のうち電子申請の占める割合等がどういうふうになっているか数字としてお答えしていただければと思います。お願いします。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 令和6年度から汎用性電子申請システムとしてL o G o フォームという受付システムを採用しています。L o G o フォームを利用した住民向け電子申請手続は、11月27日現在39種類あります。そのうち主な電子申請件数は11月27日現在、創造の森の利用申請935件、検診の申込み438件、学童保育所のニーズ調査397件等となっています。また、当課で所掌いたしました物価高騰対応給付金（令和6年度調整給付）におきましては、申込件数1,056件のうち382件の電子申請があり、これは36.2%の電子申請があったということになります。また、L I N Eのメニューの1つ、道路等の異状通報については、道路、防犯灯、カーブミラー、不法投棄、漏水についての異状通報を受け付ける機能ですが、現在までに2件の通報がありました。始まったばかりなので、引き続き普及、申請数等の増大をさらに努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 細かくありがとうございます。

提供する側、村ですね、また村民、される側も便利に、快適にこれからもなされることを願っております。

広報しんとう等でL I N EのQRコードを読み取って登録してくださいとありました。実際にはL I N Eは使ってはいるけれども、登録のやり方が分からないという方がいらっしゃる。先日も知人の高齢の何人かにその登録の手伝いをいたしました。デジタル活用の支援講習会などの開催をしたらどうかというふうに思っておりますけれども、村のほうはどういう考えでしょうか。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 村民への講習会につきましては、今回のL I N E導入の一環として、主に高齢者への対応策として、介護予防サポーターの方を対象にL I N Eの使い方講習を含めましたスマホ講習会を来年1月頃に予定しております。これは各介護予防事業にボランティアとして携わっていただく介護予防サポーターの方へ講習会を実施することで、そこから村内高齢者への普及を図るために実施します。また、国の総務省「デジタル活用支援推進事業」地域連携型の事業といたしまして、現在、桃井郵便局でオンラインによるスマホ教室が実施されております。こちらは令和7年1月末までですが、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に対する助言、相談等を行う事業であり、村におきましても11月の広報しんとうによる周知を行ったところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） やはり情報こそ誰一人取り残さない村になってほしいと願っております。また、そのようなニーズがございましたら、それに対応していただきたいと思います。

榛東村も南村政になってデジタル化が一気に進んだと思います。さらに時代に沿った推進をするならば、デジタルトランスフォーメーション（DX）に特化したその専門部署を設置してはどうでしょうか。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 現在、本村にDXを推進する専門部署は設置されておられません。令和6年度より部署ではありませんが、各課から1名をDX推進員として推薦してもらい、任命しております。DX推進員の役割は、実務レベルでのDXの推進を先導するもので、各システムの導入に当たり、先導的役割を果たしております。これまでの間、電子申請システムや榛東村公式LINEの導入において、役場での普及に努めております。村の組織規模では専門部署を設置することは難しいと考えますが、今後も住民の利便性と業務の効率化のため、DX事業、デジタル化を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 部署をつくるということは、役場内でそれぞれの課が横断的な取組にも十分利便性というものが生まれ、役場職員の負担の軽減というところにもつながるかと思われます。収集したデータとかを整理、分析をしたり、洞察を得ることが可能になります。これによって政策決定やサービスの改善のための根拠にもなります。意思決定が促進されまして、または新しい技術やアイデアの導入などもしやすくなります。それとともに役場内の刷新も期待できます。そうしたことでよりよいサービスが生まれ、可能性が高まり、いい結果をもたらすと感じております。

最後の質問になりました。村民の声でございます。

第6次総合計画の中に健康スポーツジムの新設計画というものがございます。今後どう扱っていくか、第7次総合計画に盛り込んでいくか、そのような考えについてお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 先ほど議員からお話がありました榛東村第6次総合計画の前期基本計画の中に健康スポーツジムの新設計画という項目が記載されておりましたが、後期基本計画の中には記載されておられません。削除されておったようです。どうした経緯で削除するに至ったかということをお話の担当から聞き取りを行ったところ、後期基本計画の策定事務、前期基本計画の点検や

見直し作業を進める中で、本村の周辺自治体や近隣に民間のトレーニング施設の新設が続いている状況もあったということから、基本計画の項目から削除するに至ったというふうに聞き及んでおります。第7次総合計画に係る事務を現在進めているところでございますが、健康スポーツジムを村内の施設内に設置するという点につきましては、現在、計画の策定事務を進めている最中ですので、現在のところではお答えができません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 今、村で進められている健康ポイントというものがございまして。それに今、その範囲というものが限られておりますが、それを拡充して、さらに多くの皆さんにその健康ポイントを使ってもらおうというような取組について村の考えをお願いします。

○議長（生方勇二君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 今、議員からご質問のありました健康ポイント事業でございますが、令和5年度から特定健診や各種がん検診の受診率向上を目的としまして、しんとう健康ポイント事業を開始させていただきました。主には各種健康診断ですとか講演会、教室等、あと地域包括支援センターで実施している介護予防教室が対象となっております。今年度もポイント事業を実施させていただいておりますが、さらに利用率を普及させていただくためには、さらに周知をすることと併せて、ほかの部局ですね、教室ですとか講演会の事業を実施しているところとどう連携を取っていくかということにつきましては、今後も利用しやすい事業になるようにさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） ありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 以上で7番波多野佐和子議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を午後2時5分といたします。

午後1時51分休憩

午後2時5分再開

○議長（生方勇二君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

質問順位4番齊藤将史議員の一般質問を許可いたします。

4番齊藤将史議員。

〔4番 齊藤将史君登壇〕

○4番（齊藤将史君） 皆さん、こんにちは。

榛東村の地下に新幹線を造る齊藤将史です。

もう皆さん笑ってますが、現実的にそういうことは不可能ではありません。

それで質問の内容に移りますが、今日は（1）番の不登校、前回の質問の仕切り直しというような形になります。2番目においては、防犯、防災、軍事的有事について、これについての質問になります。

その質問の導入部分として、今朝の議長の挨拶の中にもありましたように、アメリカにおける大統領選挙が終わりまして、民主党から共和党政権に移るということが決まりました。皆さんも御存じのように、前回、私も議会の中で自分の質問のときにちょっと話しましたが、アメリカにも共産主義、アメリカンマルキシズムというのがあります。その流れをくんでいるのが現政権バイデンさんの民主党です。相反する今度大統領となるドナルド・トランプ氏の政党は共和党ですけれども、そちらのほうは保守ということになります。皆さんも御存じのように、保守とリベラル、この違いについては、改革と今までどおりの政党と政治というような形のことをやっておりますが、リベラル政権のときにおける日本国内の政治、皆さんもお気づきかとは思いますが、結構影響がありました。いわゆるDE I、前回も話しましたが、ダイバーシティと、英語ではなくて日本語で話しますが、多様性、平等性、そして包括性、この3つですね。こういったことでアメリカのほうから日本政府はいろいろな圧力を受けて、結果的にLGBT理解増進法だったかな、失礼しました。間違っていたら後で訂正しますが、LGBT理解増進法、こういったものが導入されました。実際にアメリカの国内ではこういった法律は制定されていません。

ですが、アメリカのリベラルの中にはブラウニーポイントという考え方があります。つまり力を持った人たち、あるいはそれなりの地位に就いている人たちが、いわゆる成功をしている人たちが自分がいい人だ、そのように世間に認めてもらうためのポイントを稼ぐために、そのようなことをするという傾向があります。あくまでも傾向ですが、それがブラウニーポイントと言われるものです。力を持っている人たちはこのブラウニーポイントを稼ぐ傾向にあります。その一環としてLGBT理解増進法というのが日本には導入されてしまった、私はそのように見えています。ほかの国へLGBT理解増進法ごとな法律というのはまだありません。

こういった点でいろいろ世界では問題が発生をしてきております。今回のオリンピックの種目の中でいろいろ問題が取り沙汰されていたというか、問題として取り上げられていたのは女子ボクシングの問題です。性別的に男性であるということであるのにもかかわらず、その当時は分かっておりませんでした。もう既にそれは男性だったというふうな結論が出ています。そういった選手が女子ボクシング競技の中で金メダルを取って、それもいまだに問題視はあまりされていません。実際、男性と女性がボクシングで戦った場合にどういった結果が出てくるか、それは想像に難くないと思います。

ある意味死人が出てもおかしくない、そういったことにもなりかねません。そういった今、世界のグローバルな情勢を見据えて、今回の質問を1番として設定は一応しております。

では、質問に移ります。(1)番、不登校にならないための取組を行っているか(不登校防止対策)についての質問です。回答を。

○議長(生方勇二君) 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長(湯澤知佐子君) 不登校に限らず、様々な生徒指導上の問題を未然に防ぐためには、魅力ある学校づくりが不可欠です。学校が児童生徒にとって安全で安心な居場所となるよう、SOSを出しやすい雰囲気醸成、いつでも相談できる信頼関係の構築、分かる授業の実現、そして自己存在感、自己有用感を感じられる集団づくりを組織全体で進めることが不登校を防ぐ取組となります。また、児童生徒の日常の小さな変化に教職員が気づくこと、問題が小さな段階で児童生徒や保護者がすぐに相談できることも大切です。

榛東村の小中学校では、児童生徒一人一人の状況を客観的に把握するための心理検査を毎年実施しています。この検査は一人一人の児童生徒の学校生活への意欲、また所属する学級の満足度を測るための検査です。1学期の早い時期に検査を行い、十分に満足感を持っていない児童生徒を担当が把握し、早期の相談や支援につながるようにしています。また、県が配置するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携を密にしたり、教育支援相談員を村で配置したりして、児童生徒や保護者の相談にきめ細かく応じることができるようにしています。気になる児童生徒に対し、適切な支援が提供できるよう、その児童生徒に関わる教職員や専門家、保護者等が情報を十分に共有しておりますし、教職員の教育相談技術向上のための研修や情報交換なども実施しております。児童生徒が安心して学校に通うことができるよう、不登校の背景を踏まえ、適切に情報収集を行い、支援の目標や方向性を定め、専門家や関係機関との連携協働をしながら支援に当たっております。

以上です。

○議長(生方勇二君) 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番(齊藤将史君) 引き続き不登校に対する事前の防止対策ということで続けていってもらいたいと思います。

(2)番、不登校児童生徒に対する精密検査の受診についての見解ですね。精密検査です。健康診断ではなく精密検査。不登校の原因として、例えば肉体的ずっと継続的にだるいとか、頭痛がもう続いているとか、そういった症状ですね。そういったことがあって不登校になっている。あるいは身体的なことというのもある意味疾病がどこかに隠されている可能性も含まれます。そういった見地において、不登校の原因として肉体的疾病の可能性が大いにあり得るというふうに私は考えてこの質問をしていますが、その精密検査に対する見解、どのように考えているか回答を。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 不登校にある児童生徒に対して一律に何らかの検査を受けるように勧めることはしていません。不登校は何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため、年間30日以上欠席したもののうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものと定義されていますので、肉体的な疾患がある、あるいはその可能性があるものについては、欠席理由がそういうところに求められるものについては不登校というふうにカウントはされていません。むしろ不登校に関わる相談の過程で、本人や保護者が医師に相談をするというケースはあると承知しておりますけれども、不登校という現象の背景や要因を探り、解決の糸口を見いだすために医師の見解を伺うような場合です。あくまで選択肢の一つとして、学校やカウンセラーが医師への受診を提案することはありますけれども、この場合でも受診するかどうかは本人や保護者の判断に委ねられています。

以上です。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 本人あるいは家族の意思というか、最終的にはそういう形になりますけれども、できるだけ隠れた疾病がある可能性がある以上は、ぜひその部分については検討をPTAというか、親に対してはちゃんと指導して検討を促していくようにお願いしたいと考えます。

不登校児が30万人を超えているという令和2年の結果でいくと、令和2年か3年だったと思いますがけれども、不登校児が30万人を加えていると。直近の調査では31万人で1万人また増加しているということも漏れ聞いています。そういった見地から、増加傾向にあるというのは明らかで、何らかの歯止めをしていかなければならないというふうに考えておりますので、榛東村でも不登校が今後増えていかないうような対策、何かの対策を考えていってもらいたい。

ちょっと、私、私見的な見解なんですけれども、私見なんですけど、もしかしたら不登校の中の生徒たちに物すごい天才が含まれているんじゃないかというふうには思ったりなんかもするんですね、実は。つまり授業を受けなくても勉強が分かってしまう。そういう人間が、もしかしたら生徒たちが含まれている可能性がある。これは物の見方の方向性を変えてということになりますけれども、そういったことも含めて、多岐にわたる方面、多様性ですから、いろいろな方向から見てみるということも視野に入れて対応していってもらいたい。

3番目、不登校コミュニティの形成、創設に対する見解について回答を。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 不登校の当事者である児童生徒、また保護者が同じ悩みを抱えて

いる人たちとそういう悩みを語り合えるようなコミュニティの創設というご質問と理解をいたします。

教育委員会が主導する形でコミュニティ形成の呼びかけはしておりません。不登校の児童生徒、またはその家族が互いに集い、語り合う場については、例えば群馬県立北毛青少年自然の家で定期的に行われている不登校児支援プログラム、北毛フレンドリークラブやフリースクールが主催するものなどがあります。学校や本村で設置しております、すてっぷ榛東などの教育センターなどの各種相談窓口を通して、本人、保護者のニーズに応じてご案内を差し上げています。教育委員会といたしましては、児童生徒の居場所、それから学びの場所を確保すること、本人や保護者の相談にきめ細かく応じることに注力していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） いろいろ対応してもらっているということなので、引き続きよろしくお願いします。

（4）番、先ほども冒頭で申し上げましたけれども、スポーツ競技においてプロ、アマチュア、学生を問わず、先ほども申したように、女子競技に男子が参加する異常事態となっているケースが多発しています。日本国内でまだそういったものというのは聞いてはいませんし、発生もしていないというふうには認識しておりますけれども、学校スポーツの現状を見たときに、今後そういった男性が女子スポーツの中に入り込んでくるのではないかという、そういう懸念があります。そういった懸念を払拭にするためにも、各種スポーツ団体、こういった学校でやられているスポーツに対するスポーツ団体に対して、ある種の異性がスポーツの中に紛れ込むというような状況にはならないのかどうかの確認、そういったものはされているのかどうか回答を。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） それぞれのスポーツ競技団体について教育委員会が意見をすることではなく、教育委員会が所管する小中学校の学校スポーツということに限定してのご質問というふうに捉えさせていただいてよろしいでしょうか。それでは、その上でご質問にお答えしたいというふうに思います。

性同一性障害はじめ、性的マイノリティーの当事者がスポーツ競技に参加するということを想定されてのご質問というふうに捉えます。性的指向等を含め、個々人が持つ多様な背景にかかわらず、全ての人がお互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受することのできる共生社会を榛東村は目指しています。インクルーシブなむらづくりというスローガンも掲げております。性同一性障害に関しましては、当事者が社会生活上、様々な問題を抱えている状況にあり、その社会的な不利益を解消するため、平成15年に性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律が成立しています。学校にお

ける性同一性障害に係る児童生徒の社会的関心も高まり、その対応が求められるようになってきた背景を踏まえて、文部科学省より、平成27年に性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等についてという通知が発出されて、具体的な配慮事項などが示されております。この通知においては、悩みや不安を受け止める必要性は性同一性障害に限らず、いわゆる性的マイノリティーとされる児童生徒全般に共通するものと明記をされています。

また、令和5年6月23日に公布された性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律を受けて、文部科学省は法第6条第2項及び第10条において、学校の設置者及びその設置する学校に対し、本法に定める基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する児童生徒または学生の理解の増進について、発達段階に応じた啓発、教育を行うこと、教育環境の整備、相談の機会の確保等を求める通知を学校設置者に対して発出しています。教育委員会といたしましても、これら法の基本理念にのっとり、また文部科学省通知の趣旨に沿い、ケースに応じた配慮を行うよう、各学校、園に指導しています。当事者児童生徒とはほかの児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めること、その時々当事者児童生徒の状況に応じた支援を行うこと、ほかの児童や保護者との情報共有につきましては、個別の事情に応じて行うこと等を確認をしているところです。

学校体育やスポーツに関わる支援については、通知内では、例示といたしまして別メニューを用意する、自任する性別での活動を認めるなどの支援例が示されています。あくまで例示ですので、学校は個別のケースに応じた対応を取っていくことになります。学校におけるスポーツでは、安全にけがなく行うために、全ての児童生徒の体力や経験の差を考慮して学習内容や学習活動を計画しています。評価につきましても、勝敗や他者との比較により行うのではなく、基準に照らして学習状況を評価いたしますので、危険であるとか、そういった議員の危惧は当たらないものと考えております。

議員も先ほどおっしゃってありました多様性を認める社会なので、いろいろな面から見てみるというふうにおっしゃっておられましたので、教育委員会も同様、学校もそうです。全ての子どもたちが等しく尊重される社会となるよう、学校における人権教育をこれからも進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、各種競技団体の規定等については、教育委員会とすればお答えする立場にありませんので、こちらでは答弁は控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 先ほど学校教育課長のほうから回答ありましたけれども、各学校でやられている部活のスポーツに関しての質問だったんですが、これで各スポーツ団体に問合せができないというふうに理解していいのか、問合せはできますよね。そういったもしかしたら今後、性別の違う人間、

選手がそのスポーツに参加する可能性があるかどうか、単純にそこですね、私が問題視しているところは。多様性はいいんですが、先ほど冒頭で言ったように、スポーツ競技の内容によっては、けが人や死人が発生する可能性があります。あくまでも可能性ですが、この可能性は重大です。人が死んでから、あるいは、けがをしてからでは対応が遅い。そういった見地に基づいてこの質問をしています。今後、スポーツ団体に対して通常の性別とは違う性別の選手がそのスポーツに参加する可能性があるかどうか、今後、問合せする可能性は、するつもりはあるのかどうか回答を。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 可能性ということです、何ともお答えしようがないところがございます。ただ、問合せをするかどうかということに関しましては、先ほども答弁の中で申し上げましたとおり、こういった非常にセンシティブな状況をそれぞれ当事者の児童生徒あるいは競技者の参加者が周知している、個人情報を出してよいというふうになっているかどうかということも当然ございますので、そういったことを鑑みているかどうかという問合せは控えるというふうに捉えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 取りあえず問合せをするかどうか、要は個人情報云々というふうに言っておりましたが、あくまでも一般論としての話です。そんな難しい内容の話ではない。何度も言いますが、通常その性別としてやられているスポーツ競技に違った性別の選手が参加するかどうかというごくごく一般論の話です。どこどこの誰々さんがそういう性別を持っているから、そういう人が参加するというふうなことを、これは個人情報に関わる問題ですけれども、そういったことを言っているわけではない。それを踏まえて再度質問をします。

そのスポーツ団体に問い合わせる意思はあるのかどうか、こういうふうに質問しますが、変えますけれども、意思はあるのかどうか、回答を。

○議長（生方勇二君） 須永教育長。

〔教育長 須永光明君発言〕

○教育長（須永光明君） ただいまの質問についてですが、私の認識している範囲において、生物学的な性、男性、女性という形で中体連等に行われていると。日本のスポーツの現状はそうであろうというふうに認識をしています。そこがもしこれから動くのであれば、関心を持って動かなければならないんですが、現状そのような認識の中であえて質問をするつもりはありません。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） では、次の質問に移ります。

現在のスポーツ競技の世界の風潮に対して村の対応をどのように考えているか。これは先ほどにも若干重複している部分はありますけれども、これについてはどのように村として考えているかどうか、回答を。

○議長（生方勇二君） 教育長。

〔教育長 須永光明君発言〕

○教育長（須永光明君） 世界的な風潮ということについては申し訳ないんですが、村の範疇を超えておりますので、回答できません。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 教育委員会の対応としてはそういった対応だと思います。榛東村の見解としてはどのように考えているのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） これまで教育委員会が答弁していたとおり、一人一人の人権を尊重した行政を進めていくと、そういうことでございます。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） では、次の質問に移ります。

消防団の無火災表彰に対する報奨金、年5万円になっておりますけれども、これは年決めで5万という金額になっておりますが、これを例えば5万円を12で割って、それを1か月の金額、例えば1か月の金額を考慮して、四半期だとか、前・後期、要は半期という形で考えて、ある程度月々の実績、四半期の実績、半期の実績というのを認めることによって報奨金が配られる。満遍なく各支団に分配されるというような形にできないのか、前回の委員会でも話しましたがけれども、そのような運用に変えられないのかどうか、回答を。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほどの質問でございます。こちらの無火災表彰でございます。各分団の持ち受け地域におきまして、こちらにつきましては1年間の無火災の場合の功績をたたえる消防団無火災表彰につきましては、榛東村消防団無火災表彰規程に定めがございます。表彰の対象となる期間につきましては、同規程の第2条におきまして、期間については、秋季点検の日より翌年の秋季点検の前日をもって1年とするとの定めがございます。また、表彰する時期につきましても、同規則第5条において、表彰は毎年出初式において表彰すると定められております。このことから、今後につ

きましても規程どおりに事業を村では実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 端的に言えば、簡単に言ってしまえば、条例を変えてやれば、つまり規程を変えてやれば、これはいつでも変更ができるというふうに私は聞こえたんですが、今のところでしたら条例を変更するつもりはないというふうに理解していいのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） こちらにつきましては先ほど答弁させていただいたように、現行の規程で考えております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 分かりました。

じゃ、2番ですね。昨今、外国人の運転免許の取得増によって事故が多発している。そういったものが日本全国事故増加という形で発生しています。榛東村のこれは外人の起こした事故云々ではなく、直近の交通事故件数はどのようになっているのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） まず初めにお断りさせていただきたいんですけれども、交通事故の集計につきましては、村の一般事務ではございません。なお、本村を管轄する渋川警察署へ問い合わせたあくまでも集計結果のほうを報告させていただきたいと思います。直近5年間の榛東村におけます交通人身事故及び交通物損事故についてお答えいたします。

令和元年度における交通人身事故が55件、物損事故が150件、令和2年度における交通人身事故が27件、物損事故が143件、令和3年度における交通人身事故が37件、物損事故が131件、令和4年度における交通人身事故が43件、物損事故が140件、令和5年度における人身事故が42件、物損事故が172件でございました。

参考までに、令和6年度につきましては、10月末までの集計で交通人身事故が25件、物損事故が101件となっております。昨年度の同月と比べましてほぼ同じペースの事故件数となっております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔４番 齊藤将史君発言〕

○４番（齊藤将史君） 聞く限りにおいては死亡事故はないというふうに理解はしています。ただ、警察、榛東村派出所の所長が年１回家庭訪問という形で戸別訪問を各家庭にします。そのときに私のところは商売をやっている関係上、いろいろな情報というのが入ってくるというふうなことを想定して、警察所長も聞いたんだとは思いますが、何年か前に学生が車と軽く衝突をしたと。学生は、自分もけがをしてないし、自転車も壊れていない、あるいは持ち物も破損はしていない、そういう状況だったので、警察も呼ばずにそのままその場の示談というふうなことを考えていいのかどうかというのは、考えていいのかどうか分かりませんが、結局は警察を呼ばずにその場で事を済ませてしまったというのを所長が言っていました。そういうのではなくて、必ず車と人が当たる、あるいは自転車が当たる、あるいはキックボードで人も当たってしまったというような状況においては、必ず警察に連絡をしてほしいという旨のことを私に言ったんですね。それは当然のことながら榛東村にも話はしてるだろうし、あるいは教育委員会のほうにも話が行っているとは思いますが、ある意味において軽めの事故が発生したときには、警察を呼ばずにその場で済ませてしまうというケースが多い。そうではなくて、もう軽微なことであったとしても、警察に連絡をするというような、これは教育委員会においては、生徒に対する交通規制のリテラシーですとか、あるいは道路交通法規のリテラシー、昨今、道交法が改正されましたけれども、事故の大きい、小さいによったら、未成年者でも罰せられる可能性はゼロではありません。これはゼロではありません。そういう状況によるんですけどね。そういったことを踏まえて考えると、今後の教育における交通法規に対するリテラシーを強化していかなければならないというふうに考えておりますが、これについて教育委員会はどのように考えているのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 令和６年１１月１日付で道路交通法が改正されました。スマートフォンなどを手で保持して自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が禁止されまして、罰則の対象となりました。１６歳以上の者が反則制度の対象となりますので、学校における交通安全指導や自転車乗り方の指導などの重要性が指摘をされています。文部科学省からも法の施行前に自転車等の安全利用促進に向けた都道府県警察とのさらなる連携強化についてという通知が発出されています。これを受けまして、各学校においても警察との連携を一層深め、安全指導や交通安全教室などを実施するよう指導したところでございます。そういった一環の中で、先ほど議員からもご指摘のありました軽微な事故であっても警察に連絡をとというような、そんなことも指導しております。公道や歩道で自転車等を運転したり、キックボード等の玩具で遊んだりする際は加害者にもなり得るということを想定する、また、被害者にならないよう、危険を回避するという２つの観点を踏まえて、発達段階に応じて計画的に指導計画を定めております。交通安全教室、長期休業前の安全講話、学級指導や

朝の交通指導などの場面で、法改正の趣旨も含めて従前より指導しておりますし、今後も引き続き指導していきます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） じゃ、次の質問、4番に移ります。これはちょっと話が大きいんですが、軍事的有事が発生した場合のマニュアル等についての存在あるいはなければ作成について、村あるいは教育委員会双方に対して回答を。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） まずは村のほうから答弁させていただきたいと思います。

武力攻撃事態等におけます国民の保護のための措置に関する法律、こちら国民保護法第61条では、「市町村長は、当該市町村の住民に対し避難の指示があったときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、関係機関の意見を聞いて、直ちに避難実施要領を定めなければならない」と規定されています。また、同法同条の規定によりますと、避難実施要領は、武力攻撃等により国民保護法が適用される事案が生じた際に、住民の避難措置に携わる様々な関係機関が共通認識の下で避難活動を円滑に行えるよう、避難経路や避難手段、関係職員の配置などを決定し策定するものです。国民保護法に関する基本指針によりますと、平素からの構えとして、市町村は複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとしてされています。

この法律に基づきまして、平成20年、国民の保護に関する榛東村計画を策定しております。具体的には、武力攻撃やテロなどが発生した場合、住民等の警報避難や避難住民等の救援、災害への対処などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための必要な事項を定めております。

なお、この計画の内容につきましては、既に榛東村ホームページにも掲載しており、ご覧いただけます。また、榛東村ホームページには、弾道ミサイル落下時の行動についての事項も掲載されておまして、内閣官房国民保護ポータルサイトへのリンクが貼られております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 学校の対応につきましてご答弁させていただきます。

学校では、非常災害時の対応と同様に、学校災害対応マニュアル、また各校で策定している危機管理マニュアル等に基づいた対応を取ります。学校教育法施行規則第63条にある非常変災その他窮迫の事情があるときに該当するような有事の場合には、臨時休校することも想定しています。どのような状況下にあっても、子どもの安全確保を第一に優先した対応を取ります。そのために日頃から保

護者の皆さん、それから地域住民の皆さん、関係諸機関との連携を図るとともに、子ども自身の危険回避能力を育成するための教育を充実させております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 榛東村並びに教育委員会には、火災訓練とかそういったものはありますけれども、有事訓練というのは現在のところはやっていません。そういったことも考えて、今後様々な対応を考えていってもらいたいと、このように考えています。

では、最後に、電気自動車の導入の進捗状況についてなんですが、これは委員会のほうで、企画財政課長のほうから委員会のほうで対応してしますということになりましたので、今回は委員会のほうに引き続き話をしていきたいと考えています。

では、私のほうからの質問は以上です。

○議長（生方勇二君） 以上で4番齊藤将史議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を3時5分といたします。

午後2時53分休憩

午後3時5分再開

○議長（生方勇二君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

質問順位5番浅見隆議員の一般質問を許可いたします。

3番浅見隆議員。

〔3番 浅見 隆君登壇〕

○3番（浅見 隆君） 失礼いたします。今日の一番最後になりましたが、まず、傍聴の皆様にご来場いただきまして感謝申し上げます。

昨今の国内外の政治の経済状況はご承知のとおり、混沌としておりますが、つい最近ですが、都知事選、県知事選で話題になりましたSNSの功罪、報道機関の報道の在り方など、情報の取捨選択を学びました。中でも首長と議会での百条委員会のバトル、二元代表制の重要性を再認識いたしました。

また、11月15日の南部コミセンでの議員研修会で長内講師が講演いたしました本当の地方議会とは云々の題で、二元代表制の論点もお聞きいたしました。大変ためになりました。議員及び公務員の仕事の取組方、AI（人工知能）の活用によるデータ分析と将来の予測と、これについてもいろいろとご提案いただきましてためになりました。

5年先、10年後、2040年問題と中長期的視野に立って、データ予測と分析結果に基づいた展望を展開しなければならない現状を痛感いたしました。これは我々ここにいる12名の議員もそうですし、後ろにいらっしゃる職員の方たちも、やはりそういう点では仕事ということをもた後で申し上げますが、

一生懸命やらずにかならないという考えを痛感いたしました。

さて、今回の一般質問は、財政の支出に関して2問、収入に関して2問述べさせていただきます。質問の中には前回に質問させてもらっているものについて再度質問していますが、ご了承願いたいと思います。

では、1問目の職員が13人新規採用になりましたが、成果について、職員の定数管理はどうなっていますか。この質問に関しましては、波多野議員の質問で、今年度採用人員を増やした理由についてでご質問いただいていますので、内容紹介はもう一度私のほうからちょっとさせていただきますが、担当課長さん、よろしいですか。同じ質問になりますので、よろしいですか。すみません。

波多野議員のときの質問状、令和5年度は108名定員に対し、104名と4人不足のところ、4名の退職者があり、6年度は100名現状にプラス13名の増員は正当ということで理解をいたしました。定員適正化計画に基づいてということも私も知りませんでしたので、村民の立場からすると、何でこんなに増員を図ったんだという意見がありましたので、この提案を持ち上げてしまいました。この点については同じ質問なので、2問目からにさせていただきますんで、自席に戻りまして質問させていただきます。

○議長（生方勇二君） 浅見議員、1問目の質問は回答は要らないんですか。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） はい、そのようにご理解していただきました。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 2番目の質問に入りますが、財源的にはどのように賄うのですかということなので、担当課長さん、よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 財源的にはどのように賄うのかという内容でございました。答弁といたしまして、国や県の補助金など該当する特定財源があれば活用していきます。歳出についても改めて人員増による成果や人員配置の適正を精査し、その上で必要な経費は一般財源から支出することになります。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） おっしゃるとおり、経費の捻出は計画的にやっているということが分かりました。安心いたしました。人件費の増大はやむを得ない現状ですが、職員一人一人住民が住みやすい環境づくりに邁進していただきたいと思います。

続きまして、村民へのサービスの向上という点から村民が期待してます。増員したということで何をサービスしてくれるのかなということを聞きましたので、この点につきまして、来庁された住民対応についてちょっとお尋ねしたいと思います。お願いします。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほどの浅見議員の質問なんですが、来庁した職員に対してどのような対応を取っているかということの答弁でよろしいでしょうか。

○3番（浅見 隆君） おっしゃるとおりです。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） こちらにつきましては、以前、昼休み中の職員の対応につきましてということでお話を伺っております。以前から日直当番制により、昼食時間中の来庁者にも職員が対応しております。お昼休み時間中に直接窓口へ来庁される方がほとんどいない所属もございまして、日直当番制を実施していない所属につきまして、隣の課の職員が問合せの内容等を確認させていただいております。

なお、現時点では村に対して昼食時間中の職員の対応についての具体的な問合せや苦情は受けてございませんが、今後そのような報告等があった場合には、これまでもそうであったように、まずは内容のほうをよく精査させていただきまして、対応のほうを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

続きまして、2番の給食費の無償化について、1番、給食費の無償化の総額についてお尋ねいたします。

○議長（生方勇二君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 令和6年度の当初予算に一般会計繰入金で給食費軽減分として6,293万9,000円を計上いたしました。9月に173万3,000円の減補正をしております。本村の給食費の軽減につきましては、平成25年度より第3子分負担軽減により、18歳以下のお子さんを持つご家庭の第3子以降に関わる給食の無償化を行っています。また、平成28年度より全ての子供たちの給食費について10%の負担軽減を行ってまいりました。そして、さらなる保護者の負担軽減のために、令和6年3月の議会承認を経て、4月より小中学生を対象に給食費完全無償化の実施をスタートさせております。

無償化前の補助なんですけれども、令和5年度実績で小中学校の児童生徒分として、給食費軽減分の補助が518万4,670円、それから第3子以降無償化分として467万6,930円、合計で986万1,600円が小中学校児童生徒の給食費補助に既に充当されておりました。また、令和4年度から物価高等分の補填分を計上しておりまして、令和5年度には737万9,484円が物価高騰分等々の補填分として一般会計から支出をされております。

また、昨今の物価高騰の流れを鑑み、適正な給食費にするため、今年度から給食費の見直しを行って、徴収する給食費は増額となっております。こうした令和5年度までの給食費の補助の実績を踏まえ、また就学援助費等で530万円ほどが歳入となることも含めまして、小中学校児童生徒分の給食費の無償化に実質的にかかる費用としては概算で3,870万円余りというふうに考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 詳しくどうもありがとうございました。

私も議員になって1年半なんですけど、前からこれだけの無償化についていろいろと段階的にやってきたということは知りませんで、大変ご苦労さまと言いたいですね。今回、私のほう、あまりこれについて知識がなかったものですから、やはり近隣の5市町村へ全部行きまして調べまして、来年の4月1日付で高崎市が市立小中学校第1子が10%軽減、第2子以降は無償化、これは令和7年4月からの予定で、群馬県下35市町村、21の自治体が無償化して、14の自治体が一部なんですけど、全て群馬県は無償化のあれをたどりました。これはすごいことだと思うんですけども、やっぱり全国の自治体から見ると3割が無償化をしているというのは2023年度時点なんですけども、やはり給食費の無償化は、人口の多い大都市や財政状況が厳しい地域では導入が進んでおらず、地域間格差が生じているそうです。ちなみに47都道府県の知事は、国に対しては要請をやっていますので、時期が来れば多分国からの援助が来るとお思いますので、頑張ってやっていかなくちゃならないと思っております。私もそういうふうに思っております。

続きまして、2番目が、財源の確保についてなんですけど、ご説明いただけますか。

○議長（生方勇二君） 富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 給食費の無償化に伴います財源の確保でございます。

給食費の無償化に係る財源は、一般会計から学校給食事業特別会計への繰出金という形で賄っている状況です。財源の確保につきましては、一般会計側も、特別会計側も国や県の補助金など、該当する特定財源があれば活用していきます。歳出についても過剰、過大な要求になっていないかなど、改めて積算根拠を精査した上で必要な経費は一般財源をもって充てる繰出金で賄うことになります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございます。

工面しているということもよく分かりました。私どもも財源確保しなくちゃならないために一生懸命頑張りたいと思いますが、この学校給食費の無償化につきましては、5町村ちょっと回って確認はしてきてみました、担当者に。やはりそれぞれ、渋川市が一番早かったんですが、榛東村が2番目に無償化にたどり着きました。前橋市は中学校が無償化、令和6年6月、吉岡町は小中学校第3子以降が無償化、高崎市は先ほど言いましたとおりで、やはり渋川市と榛東村が何とかこの無償化にたどり着いたという現状ですね。これについて、いろんな賛否両論がありまして、私も総論で賛成していますので、どうのこのじゃなくて、要は現状で、反省といたしましては、やはり一般財源からの税金からの支出となると、税の不公平性が生じると思われれます。学校給食法では食材費は保護者の負担とするとありますんで、この点につきまして、やっぱり高崎市の議会と高崎市の市長なんかもちっと食い違いがあったように聞いております。また、安中市議会でも学校教育における家庭の費用負担で自治体格差が生じることは、法の下での平等に照らしても大きな問題があると安中市議会是指摘しております。早くこれが無償化になって、国からの財源確保ができれば、子供たちのためにもなると思いますので、私も協力していきたいと思います。

この点につきましては以上で終わらせていただきます。

続きまして、3番の介護保険料が近年5市町村で一番高いことについて質問させていただきます。

1、本村の介護保険料は、渋川市、吉岡町、前橋市、高崎市の中で一番高く、1から3段階の生活保護世帯、住民税非課税世帯の前年より上がっていることについてお聞きいたします。

○議長（生方勇二君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） ご質問の介護保険料ですけれども、本村の介護保険料は、介護サービスの利用状況などから、平成27年度から令和5年度までの9年間、保険料基準額を年額7万3,200円に据え置いて運営することができました。第7期でありました平成30年度から令和2年度まで、保険料基準額につきましては、渋川市が7万4,100円、吉岡町が7万2,000円、前橋市が7万4,800円、高崎市が7万7,700円でした。その第7期では、当村は吉岡町に次いで2番目に低く、その差は1,200円でした。次の第8期でありました令和3年度から令和5年度までにつきましては、渋川市が7万6,600円、吉岡町が7万4,400円、前橋市が7万4,000円、高崎市が7万7,700円で、その中では一番低い保険料基準額でした。第7期、第8期で、先ほど申し上げた市町村の中で一番基準額の高かった高崎市とは当村との差が4,500円でした。

今回、第9期の介護保険事業計画を作成するに当たりまして、最近の介護サービスの利用状況ですとか、今後の利用見込みを検討したところ、介護給付費が伸びていること、また今後も伸びる見込み

であることなどに加えて、国からの交付金の動向及び介護給付費準備基金の状況も踏まえ、介護保険料の基準となります第5段階の保険料基準額を増額させていただくことにしたのはこれまでもご説明させていただいているところであります。第1段階から第3段階までの介護保険料につきましては、国が示す標準乗率は下がっておりますが、その乗率を掛けます第5段階の基準額が増額となっておりますため、結果といたしまして、保険料は前年度に比べて増額となっております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 二度目の質問になって大変に申し訳ございませんでした。この点につきまして、私が今回質問いたしましたのは、結果に基づいて、第7期まで説明していただきましてありがとうございました。第7期のときには2番目に低かったと。第8期を見てもらいますと、渋川市は第9期ではもう下げているんですね。第1段階は渋川市が2万200円ですか。一番安い段階に入っています。私が言いたかったのは、これは結果論なんですけれども、全部7期から調べてみました。榛東村は第7期は300万円以上、第8期は320万円以上の175人の該当者、富裕層ですね、この関係というのは9年間止まってたんですね。ほかの4市町村はこの段階で全てその上の段階をみんな踏まえています。ちなみに第9段階に至っては、やっと榛東村が政府の思惑どおり320万から420万、520万、620万、720万までで1掛ける2.4の比率でやれということで、やれというのではなくて、国からの要請でもって全国1,741町村の均等化を図りまして、その均等化を図った理由というのは、この今の現状のご時世が低所得者には非常につらい世相になっております。それで、国は第1から第3の住民税非課税世帯、それから生活保護者については去年よりも減免できるように、また富裕層に至っては320万以上、通常720万までの設定で、13段階を5段階設けるようにということで指示がありました。それによってちゃんとそれに沿って一番やれたのが吉岡町です。去年の8期、今年の9期、物の見事に去年から一つも上げていなかったら、本当に県下の平均の7万4,400円が第5段階でぴたっと当たしまして、第1、第2、第3段階はみんな下がりました。なおかつ上の段階の人たちもそれなりに取っております。

だから、私が言いたいのは、これは総括ですけれども、7期、8期のときに、やはりこれは結果論ですけれども、結果論として反省点が必要だったんですね。だから、該当者の175人の人たちの9年間、7期、8期の間にどうして取れなかったのか、この関係がありましたので、次の2番のときには展望ということで、私のほうは質問させていただきます。そういうことで、やはり検討はしていただきたい。この点はこういう結果だったということは一応認めていただきたい。

それともう1点、これは質問じゃございません。私が感じたことなんですが、この第1号被保険者の所得段階別保険料、これは村民に全部渡しましたよね。その後に該当する第1から、第3段階の年額保険料を改定案ということで、請求と同じに配っておりますよね。こういうことを前回もやってい

た。だから、今回もといきますけれども、これは非常に紛らわしいことと思いますよ。ほかの4町村はぴたっと1回でこういう金額ですとみんな明示しております。榛東村の場合には2回にわたって納税者に対して配ると。これはちょっと間違いを起こしやすいと思うんですね。村民にとっては請求が来るとあらかじめ上げられている金額よりも安くしましたという、そういう通知を出す勘違いなさると思います。一番安くしたとしても、これ健康保険課にお配りしてあります、全部分かったやつを。これを見ると一目瞭然に分かります。これ究極の全部調べたやつです。それを見て反省点で私は述べました。だから、これは今度の10期のときには、やっぱりストレートに報告なさったほうがいいと思います。そのように思いました。

以上です。

○議長（生方勇二君） 質問、浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） すみませんでした。

2番目としまして、私はその点を踏まえて、申し訳ないんですが、3年後の第10期の介護事業の計画の展望をできたらお聞かせ願いたいと、お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 次期介護保険事業計画策定時の展望ということのご質問でしたので、その点について答弁させていただきます。

御存じのように、3年ごとに計画は策定しておりますので、現在、令和6年度、7年度、8年度が第9期の計画期間になっておりますので、時期につきましては第10期ということになりますけれども、そのときの国の基準がどのようになっているかということも踏まえまして、村としては、介護給付費の増加につきましては、今後も各種予防事業を行いまして、給付費の増加がこれ以上増えないようにしていきながら、次の計画の策定を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございました。

3年先のことは分かりませんが、それを分かっている承知で言ってしまいました。これにつきまして、私のほうで今月、11月15日の南部コミセンにて北群馬町村議長会研修会で榛東村の介護事業は2045年がピークになり、その後下降すると予測しておりました。私もこれちょっとびっくりしたんですが、2040年だと思えば、榛東村のピークというのは2045年だという予測がついてましたんで、これを改めて私のほうもちょっと自分のほうで想定外だったと思ってびっくりしております。

また、これは全く関係ございませんが、今の全国の総世帯数なんですけれども、5,696万世帯中

24.2%の1,378万世帯は住民税非課税世帯なんですね。4分の1です。約25%にすれば4分の1になるんですが、何を言いたいかというと、そのうちの75%は年金受給世帯なんです。年金のみなんです。マクロ経済スライドなんかで言うと、0.4%ずつ物価が上がっても下がってくるから、年金の世帯というのは非常に厳しい状態だと思うんですね。だから、そういう意味合いも込めて、もうこれは年金なんかでも先に引かれますんで、ましてや国民年金の人なんていうのは大変だと思いますので、ゼロじゃないですから、引かれなくちゃならないから、その辺も考慮して、上がるものは仕方がない。みんなで支えなくちゃならないからしょうがないんだけど、その辺も考慮して、今後また改定の時期には、私はこういうことを言ったということを頭の中に入れておいてもらってやっていただければと思いました。そういうことでお願いしたいと思います。

この件につきましてはこれで終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 浅見議員、質問をどうぞ。

浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 続きまして、4問目に入らせていただきます。4問目の森林環境譲与税の用途について、これにつきましては飯塚議員のほうで譲与税の概略のほうは話をさせていただきました。それにちょっと不足の点だけを説明させていただきます。この森林環境税というのは、譲与税の前に森林環境税として地球温暖化防止のために1,000円、住民税から引かせてもらっている。今年の6月からですね。この前は東北の大震災の関係の復興費用で、政府でもらっていたやつがなくなりましたので、令和36年になりますので、その代わりに政府のほう住民税と一緒に1人1,000円ずつ1年に1回徴収するという事で、国のほうで600兆円ですか、持っていきました。その返礼と言うと失礼なんですけれども、村に対して森林譲与税というので来ました。9月に276万5,000円、3月に276万5,000円の予定で553万円来ます。これについて問1、国から交付される553万円の使い道の本年度の計画について伺わせてもらいたいと思います。お願いします。

○議長（生方勇二君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 令和6年度につきましては、森林経営管理制度に基づいて、8林班の森林所有者の利用意向調査の実施、また自治会からの要望を受けた里山林整備事業、村の林業を担う人材の福利厚生費の支援を目的とした担い手支援事業を予定しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 経営管理制度とやっぱり管理の届かない民間林の対策でよろしいんでしょうか。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 制度では、森林所有者が森林の経営や管理ができない場合に、市町村が仲介人となって、森林所有者と森林経営者を結びつける制度となっております。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） そうしますと、相続のときの民有林の放棄の納税対策も含まれているんでしょうか。

〔「暫時休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午後3時37分休憩

午後3時38分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 森林経営管理制度、また、森林環境譲与税で相続のときの税金等をするのではなく、先ほど言ったように、村は3つの事業、利用意向とか、そういう管理のできないところを支援していくということでこの制度はできております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ありがとうございました。

相続は別だということで、これは却下させていただきます。すみませんでした。

続きまして、私もその後にぐんま緑の県民税の村の提案事業についてちょっとお尋ねしたかったんです。これ、なぜかといいますと、私、本来、やっぱり創造の森の関係の観光化をしたいと思って一生懸命勉強したんですけども、これについて、ぐんま緑の県民税の村の提案事業について、今年の提案事業の現状についてお聞きしたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 現在村では、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金を活用して、継続的に八幡ホテルの郷周辺整備事業及び北小学校、南小学校の林間学校実施事業の2つを実施しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 目的が分かりました。これがやっぱり50万円の使途ということなんじゃないかね、県から来た金額は。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 今50万円の使途ということなんですが、手元に金額を用意してございませんので、申し訳ございません。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） どうもありがとうございました。

私も今の取りあえず何とか緑の関係で榛東村の森林何とかなるかなと思って一生懸命もがきまして、県のほうの林政課のほうにも頼みまして、どういう事業ができるかということで検討したんですけども、問2のぐんま緑の県民税を使い、創造の森の改善に村の増収を図りたいために、基金を使って森林整備計画のレクリエーション計画に使うことはできるかという質問を書いてしまってたんですけども、これについて一応説明のほうをよろしく願いいたします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 榛東村森林整備計画では、保健レクリエーション機能、文化機能を有する森林を地域の目指すべき森林資源の姿として掲げております。この実現のため、ぐんま緑の県民基金市町村提案型事業補助金を創造の森の改善に使うことができないかということですが、同補助金は荒廃した里山平地林の整備、貴重な自然環境の保護・保全、森林環境教育普及啓発、森林の公有林化等の事業に活用することができるとなっております。浅見議員が創造の森に対する熱い思いはひしひしと伝わっております。この補助金が活用できるかについて、関係機関と村としても相談しながら、今後研究してまいります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 大変にありがとうございました。

これは駄目だと却下されると思いました。県に話しをしまして、民有林のために使うんだから、村の村有林では使えませんということが最後に言われてまして、私も失敗したなと思いましたけれども、勉強にはなりました。本当にお世話になります。今後ともよろしく願いしたいということをお願い

いたします。

時間的にちょっと余りがあるので、関係することだけお伝えしておきます。職員の方にもちょっと私は承ったんですが、ぐんま緑の県民税というのは群馬県の人たちに700円の徴収でもらってます。これは他県は他県でやってまして、その都度、その県でもって自分の森林を守るためにはやっていますが、群馬県だけこの下流域と一緒にいろいろと水の供給だとか保全だとか、そういうことをやっているんだから、納税者の視点に立って、下流地域の人たちに応益分担制度、これをしていただけないかというのを県議会だとか県知事なんかが非常にいろいろと答申はしていたんですけども、国土交通省のほうの関係からすると、これにつきましては、実際には下流域から群馬県はもらえませんが、ハッ場ダムの総事業なんかには全部国から水源対策特別措置法の事業997億円、利根川水系地域対策基金事業178億円を充当し、群馬県の吾妻地区に対してはそういうものを行っておりますということを答弁いただきました。ですから、まるっきりその700円が無駄になっていることじゃないので、やはり今後ともみどりの県民税、これは払っていかなくちゃならないと思いました。

これは余談だったんですけども、以上をもちまして、私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。失礼いたします。

○議長（生方勇二君） 以上で3番浅見隆議員の一般質問を終了いたします。

◎日程第5 陳情について

○議長（生方勇二君） 日程第5、陳情についてを議題といたします。

陳情第5号 臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための法整備等を求める意見書提出の陳情につきましては、資料配付といたします。

陳情第6号 ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める陳情につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎散 会

○議長（生方勇二君） 以上で、本日予定した日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第4回榛東村議会定例会第1日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後3時46分散会

令和 6 年 第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

1 1 月 2 9 日 (金)

令和6年第4回榛東村議会定例会会議録第2号

令和6年11月29日（金曜日）

議事日程 第2号

令和6年11月29日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 一般質問について
- 日程第 2 報告第 8 号 専決処分について（令和6年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について）
- 日程第 3 議案第79号 榛東村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第80号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第81号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第82号 榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第83号 村道の路線の廃止について
- 日程第 8 議案第84号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第 9 議案第85号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第86号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第87号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第88号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第89号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第90号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第91号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第92号 財産の取得について
- 日程第17 議案第93号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

1 番	飯 塚 久 夫 君	2 番	吉 澤 浩 一 君
3 番	浅 見 隆 君	4 番	齊 藤 将 史 君
5 番	須 田 仁 美 君	6 番	三 俣 実 君
7 番	波多野 佐和子 君	8 番	小坂橋 尚 君
9 番	生 方 勇 二 君	10 番	善養寺 孝 君
11 番	清 水 健 一 君	12 番	早 坂 通 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	南 千 晴 君	副 村 長	小 池 秀 樹 君
総務課長（兼） 会 計 課 長	一 倉 学 君	企画財政課長	富 澤 光 彦 君
税 務 課 長	早 川 弘 行 君	住民生活課長	飯 塚 邦 守 君
健康保険課長	碓 井 由 果 君	産業振興課長	狩 野 宏 記 君
建 設 課 長	山 口 誠 一 君	上下水道課長	岡 部 貴 一 君
教 育 長	須 永 光 明 君	学校教育課長	湯 澤 知 佐 子 君
生涯学習課長	村 上 誠 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	関 口 健 一	書 記	天 田 華 子
---------	---------	-----	---------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年第4回榛東村議会定例会第2日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

なお、議席番号1番飯塚久夫議員から、本日の会議における全ての発言を議席にて着座により行うことを希望する申出がありましたので、これを許可いたします。

本日の会議は、議事日程第2号により進めてまいります。



◎日程第1 一般質問について

○議長（生方勇二君） 日程第1、一般質問についてを議題といたします。

質問順位6番吉澤浩一議員の一般質問を許可いたします。

2番吉澤浩一議員。

〔2番 吉澤浩一君登壇〕

○2番（吉澤浩一君） おはようございます。議席番号2番の吉澤でございます。

傍聴していただいている方、ありがとうございます。

本日は、質問に先立ちまして、令和6年10月末現在の榛東村の人口についてお話しさせていただきたいと思います。

群馬県統計年鑑によると、10月末時点で1万4,640人が登録されております。人口の増減についてですが、自然動態、子どもが産まれました、どなたがお亡くなりになりました、これ自然動態です。社会動態として、榛東村に住んでいながら転勤で他県に出るとか、または榛東村に転勤してきたとか、これは社会動態でございます。

その中で、榛東村に居を構えていただける方の中で、私、義足だとか体の不自由な方の仕事も少々やっておりますものですから、そのときに榛東村がどのぐらいいいかということをよく耳にするんです。その中で、身体障害のお子さんをお持ちの親が、高崎、前橋からわざわざ榛東村に居を構えている方が何人かいらっしゃいます。その中でどういう評判が立つかというと、榛東村の小・中学校、このときに、この入学させる際にエレベーターが完備している、これがやっぱり居を構えるに至る身体障害者のお持ちの親御さんが考える一つの要因だそうです。障害者のことを考えてエレベーターを設けている村が、ほかのいろいろなことに愛が足りないわけがないと、榛東村には愛が感じられると。群馬県内の行政の中でなかなか愛を感じるなんて言葉を聞くチャンスは非常に少ないんですが、そういうことを考えていろいろ日々過ごしておりましたところ、愛かと。

南村長がいろんなところでイベント出たときに、私、驚いたことが1件ありまして、それでは、南村長、お願いしますと言われた瞬間に、村長と声がかかる首長の方は日本に何人いるかなと。それを

思ったときに、なるほど、やっぱり年配の方の首長の方では起きないことですよね。それだけでも榛東村という環境が私はいいい環境にあるということを深く感心しております。

村長の千晴の部屋という、あれは何て言うんですか、何ですか、村長、そういう部屋がありましたよね。それを拝見したときに、非常に分かりやすい言葉で、人口の増減についてしゃべっていません。ただ、子どもを産みやすい環境であったり、年配の方、高齢者をどうやって支えていくかと、そういう言葉が易しい言葉で書いてあります。そういう部屋に村長の言葉の書いてあるものを見たときに、やっぱり愛で包まれているのかなと、そういう気持ちでいます。

愛というのは、やっぱり温かくなっちゃいけないと。温かいというのは何かと思ったら、温かい日が今日は今年は2日ありました、3日ありましたじゃなくて、1,000も晴れている日があるそうですよ、榛東村には、千晴と申しますよ。ああ、なるほどなど。やはりそういう面からしても、愛があふれている村であるなと感じているところでございます。

榛東村の人口を減らさない、増やす方法というのは、人口動態のことだけではなくて、まず居を構えていただかなければ、人口が増えること、そういうこともなかなか起きないと思います。ですから、榛東村に居を構えていただくためにも、愛がたくさんある村でずっといなければいけないと思います。

それでは、本題に入ります。

本日の質問については、次の4項目です。

地域の防犯対策、緊急時の対応、しんきちマルシェ、そしてenjoy SHINTO村づくり祭についてご質問させていただきます。

今回も大きな体を細くして、細かいところに質問させていただきますが、よろしくお願いいたしますします。

まず最初に、地域の防犯対策についてです。よろしくお願いいたします。議席にて失礼します。

○議長（生方勇二君） 吉澤議員、（1）のところだけちょっと発言してもらえますか。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） 申し訳ありません。

地域の防犯対策について、（1）新興住宅地の防犯灯及び夜間の防犯対策についてお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） そうすれば、先ほど吉澤議員さんのほうからご質問いただきました点に関しまして、答弁のほうをさせていただきたいと思います。

初めに、新興住宅地におけます防犯灯ということでございますが、村の土地開発指導要綱の規定に基づきまして、新興住宅地の開発協議が提出された事案等につきましては、その際に指示、要望事項といたしまして、事業者に対して防犯灯を設置していただくよう意見のほうを提出させていただいて

おります。

また、先ほど質問もございました夜間の防犯対策でございます。

村の防犯灯の役割といたしまして、夜間の防犯灯設置ということがございます。村の防犯灯の設置状況についてお答えしたいと思います。

村の防犯灯につきましては、平成29年度に全ての防犯灯をLED化しております。設置基数につきましては、令和6年5月末時点におきまして1,621基設置されておりました、こちらにつきましては、榛東村第6次榛東村総合計画に基づきまして、今年度末までにまた22基を新たに設置する予定となっております。

なお、防犯灯の新規設置につきましては、毎年度各自治会長に地元の要望を取りまとめていただき、報告していただいた内容を精査し、現地確認した上で、光のまぶしさによる光害にも配慮しつつ設置をしております。居住後に防犯灯の設置の必要性が生じた場合などには、居住地の地元自治会長に相談の上、自治会長から設置要望を提出していただくようお願いをしております。

また、南村政マニフェストでもあります安全安心むらづくりの施策の一環といたしまして、令和5年度に増額の補正予算により設置基数を増加した経緯もあり、総合計画の目標値を1年前倒しで達成したものでございます。

また、今年度、自治会長から要望のあった防犯灯の設置予定数でございますが、ほぼ要望された箇所は設置できる状況となっております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 吉澤議員。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） ありがとうございます。

今ご説明あったとおり、間違いないことなんでございますが、昨今私のところに新興住宅街で夜になると真っ暗、昼間真っ暗になるわけないんでございますが、夜になると真っ暗で歩くのにも不便を来すということで、こここのところ夜、私その新興住宅街へ行っているんですけども、変質者と思われるように気をつけているんですが、道路は本当に真っ暗でございます。その計画、もちろん執行側、行政としては計画というのは物すごい大事なものだと思いますが、実際に行ってみると、真っ暗でこれは防犯にとって非常に問題があるということも考えながら、今日の質問をさせていただいているんですが、村長のこれにもっと暮らしやすいであるとか、これを見ても、ほとんど全て村長がもうやられていることなんですけれども、やられているのは分かりました。もうやっていることは確かにマニフェストどおりやっつけいらっしゃるんですけども、それが細かいところまでもう一步踏み込めるチャンスかなと、そう思います。

また、人口を増やすための先ほど申し上げました話ですが、やはり第一は住んでもらって、その人たちが安全・安心して住めなくてははいけないと思います。そのための第一歩は、やっぱりそういう防

犯関係も含まれているんじゃないかと思いますので、この質問をさせていただきました。

以上でございます。

次の質問に移ります。

緊急時の対応について、（１）断水時の給水対応についてお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 断水の発生したときの対応でございますが、小規模であれば水を飲料水袋に入れ、必要な方に職員が直接お宅を訪問し配付をしております。大規模であれば浄水場で給水対応を行います。

10月25日に、山子田の一部地域で発生した断水のときは新井浄水場で飲料水の配付を行いました。新井浄水場には水が6リットル入る非常用飲料水袋を824枚、20リットルポリ容器を100個保管しており、断水時に水が必要な方に配付することができます。

そのほか今年9月25日に、榛東村指定水道工事店組合様と榛東村水道事業とで、災害時における応急措置等の協力に関する協定を締結し、村所有の車両では移送できなかった給水タンクを移送するための車両などの機材の提供や水道施設の応急措置対応についてご協力をいただけることになり、車両に乗せた給水タンクに浄水場で補水し、役場やコミュニティセンターなどで水が必要な方に給水できる体制を整えております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 吉澤議員。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） ありがとうございます。

緊急時の対応について、給水についての質問をさせていただいたんですが、実は新興住宅街にこだわっているわけではないのですが、新興住宅街の方が断水になって榛東村に問合せをしたら、こういうところで今給水作業をしていると。そのこういうところという場所が分からなくて私のところに連絡が来たんですけれども、私としては非常にありがたいんですけれども、そんなときに議員を使ってもらえるなんてこんな幸せなことはないので、給水塔のところに行って、さっきもお話にありましてとおり、6リッターの水を15個ぐらいくんで新興住宅街の5件に配りました。その人たちが言われていることは、新井の給水塔でやっておりますと言われても分からないと。そこで榛東村だったら、申請をするときに役場には行っていると。役場で給水支援をしてもらうわけにはいかないかという話がありましたので、今後ご検討をお願いいたします。

次の質問に入ります。

しんきちマルシェについて、今年度の実績についてよろしくお願いします。

○議長（生方勇二君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 事業の概要と今年度新たに取り組んだ事項を中心に答弁させていただきます。

令和6年度のしんとう・よしおかしんきちマルシェは、会場を吉岡町の城山みはらし公園からしんとうふるさと公園へ変更しました。しんとうふるさと公園の地形や既存の建物を生かし、テントエリア、キッチンカーエリア、ステージエリア、ワークショップエリアに分けて実施しました。来場者は、昨年は約900人だったのに対し、今年度は約2,500人と2倍以上増え、大盛況でございました。出店者に関して、昨年度は榛東村から9事業者、吉岡町から8事業者だったのに対し、今年度は榛東村から11事業者、吉岡町からは10事業者、また他地域からキッチンカーが6事業者参加してマルシェを盛り上げていただきました。総売上金額も、昨年度73万円から今年度は約2倍の145万円に増加しました。

また、初めて実施したことが4つあり、1つ目は、しんとうふるさと公園内の野外ステージを活用し、ステージイベントを実施しました。ステージイベントでは、榛東村から5団体、吉岡町から2団体が参加しました。大宮神社の獅子舞や榛東ふるさと太鼓、小倉の八木節などの地域の伝統芸能、またハワイアンやポップスの生演奏などを披露し、会場を盛り上げていただきました。さらに、ステージのオープニングでは、陸上自衛隊第12音楽隊の迫力満点の演奏で華を添えていただき、またステージイベントのフィナーレには、群馬県宣伝部長であるぐんまちゃんとしんとうちゃんのコラボステージを実施し、ミンナノグンマCHANCE!の音楽に合わせて子どもたちと一緒にダンスを踊り、笑顔があふれるステージとなりました。

2つ目は、各エリアを来場者に回ってもらうために、各エリアで買物をして参加できるシールラリーを実施しました。シールラリーの項目の一つにミニSL乗車を加えたことで、500人以上のたくさん子どもたちがSLに乗車してくれました。また、シールラリーの景品には、榛東村と吉岡町のコラボオリジナル手提げバッグを300個作成して用意しましたが、あっという間に全部終わってしまいました。

3つ目は、しんとう・よしおかしんきちマルシェの公式Instagramのフォロワー数を増やすため、ぐんまちゃんとしんとうちゃんのコラボオリジナル缶バッジを150個作成し、アカウントをフォローして下さった方にプレゼントをいたしました。

4つ目としては、アンケート方法も工夫し、従来の紙とウェブを利用したLOGOフォームの2つの方法から回答できるようにしたことで、アンケートの回答数の増加にもつながりました。また、アンケートの集計結果では、来場者や関係者から次回もぜひ開催してほしいという高評価をたくさんいただきました。来年度もしんきちマルシェ公式Instagramをはじめ、ラジオや広告など広報活動により一層の力を入れるとともに、吉岡町とさらに絆を深め、しんきちマルシェを今年以上に盛大なイベントにしたいと考えております。

最後に、今回しんきちマルシェを開催するに当たり、両町村の担当者は夜遅くまで何度も何度も調

整を重ねて絶対にイベントを成功させたい、新しいことに挑戦したいという情熱でいっぱいでした。その情熱が周りに伝染し、ワンチームになれたからこそその成果だと思っております。また、そこから生まれた吉岡町との絆は、今回の成果以上に価値があると考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 吉澤議員。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） ありがとうございます。

産業振興課長、ちょっとその前に一言違うことをしゃべらせてください。

岡部課長、申し訳ありません。質問の2つ目を新住民への周知について、これを飛ばしてしまっ
て申し訳ありませんでした。なお、それについては、自分で質問して自分で答えるような形を取って
しまって、これから気をつけます。

産業振興課長、ご説明ありがとうございます。

すごい評判のいいイベントだったので、質問してどういうことをこういうふうに変わったとか聞いて
みたくなったのでやってしまったんですけれども、すごい評判がよかったですね、本当に。特に近
隣他町村、高崎、前橋、大きいところがこの村のイベントらしいと。高崎・前橋でやると大きい会場
でもう何をやっているか分からないような状況だけれども、この榛東村のに来るのが楽しみで、野菜
もあるとか、昔ながらの踊りだとか、そういうものも含めて非常に勉強になるということを高崎の議
員、前橋の議員、知人の議員から伺っております。ありがとうございます。

続いて、e n j o y SHINTO村づくり祭についてご質問させていただきます。

昨年度から……

○議長（生方勇二君） 吉澤議員、しんきちの（2）のほうは。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） 申し訳ありません。

課長、評判がいいので、次年度の開催時期と今後の予定についてご説明をお願いいたします。よろ
しくお願いします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 令和7年度当初予算にしんきちマルシェ予算計上し、ご可決いただ
ければ実施する予定でございます。また、令和7年度については、会場を吉岡町に移して開催する予
定でございます。開催時期は吉岡町と協議をしながらになりますが、今年度同様、9月下旬から10月
月上旬頃と考えているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 吉澤議員。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） 分かりました。

次年度、吉岡町でやるということですが、楽しみにしております。

次に、enjoy SHINTO村づくり祭、とてもこれもやはり評判がよくて、村民の方からもうこういうことを誰が企画しているんだという話があったので、あの人とこういうふうには課長を指さしたのが3回ぐらいありまして、そのenjoy SHINTO村づくり祭をやって、実施要領の中に趣旨として、榛東村のよさや特徴に気づけるようにするとともにという言葉がありますが、これもやはり今日質問の当初に挙げました榛東村が人口を増やすために、こういういいところがある、ああいういいところがある、こういうことは非常に大事だと思います。その中での一つとしても、榛東村のよさということを知っていただくのに非常に貴重な時間だったと思います。

そこで、申し訳ありませんが、村長に一言、大変好評だったenjoy SHINTO村づくり祭についてご意見を賜ればと思います。いかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） enjoy SHINTO村づくり祭について好評だったということでお話をいただけて、私もそうですが、関わった全ての人が本当にその言葉を聞いてうれしく思っているのかなと思います。

細かい部分でなくていいですかね。今までの村づくり祭は村づくり祭で、それはそれで形になってきて、もう長く続いてきたものなんですけれども、それをもう一歩前に進めていきたいということで、去年の村づくり祭が終わった後から見直しをさせていただきまして、来年は違う新たな形でやっていこうということで、実行委員会含め、また担当の課を含め協議を重ねてきて、かなりの回数、実行委員会なり部門会議も開かせていただいて、そういった中で、実行委員会だけでなく各部門にいろいろな団体の皆様にも住民の皆様にも参加していただいていますので、そういったところから出た声も生かしていこうということで、このような形になって皆さんに喜んでいただけたのかなと思っています。

本当に多くの方に協力していただいたので、昨日、冒頭の挨拶でもお話しさせていただいたんですけども、今年この榛東村の漢字一文字で協力の「協」を村の抱負にしますということで、去年のお正月1月に話をさせていただいて、それを形にできた一つのイベントだと思っていまして、本当に私からも多くの皆さんに感謝をしています。村民だけでなく、村外の方もたくさんいらしていたのは私も認識しておりまして、そういった方たちがこの榛東村の魅力に気づいてくださったり、こういうところで暮らしたいなと思っただけなのであれば、本当にそれがみんなが希望していたことですし、私もそのように思っただくというのは本当にありがたいことなので、またそれを踏まえて来年に向けてまた頑張っていきたいなと思っていますところでは。

内容については、この後課長のほうから詳細を答弁させますので、ちょっと私のほうからは以上に

なります。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） お褒めの言葉、ありがとうございます。

今回一番こだわったのは、第1回enjoy SHINTO村づくり祭の開催でございます。南村政になって、今本当に村長が言ったとおり、今までの村づくり祭が悪いとかいいとかではなく、みんなで楽しもうということで南村政第1回のenjoy SHINTOということで、これを何回も続けていこうという形から、第1回をあえてつけさせていただきました。

今年度、村長が言ったとおり運営体制を一から本当に見直しまして、これまでの村主催から参加団体を中心とした実行委員会体制としました。また、部門ごとに運営委員会を設置するなど関係団体皆様の意見や声を反映できるように工夫してまいりました。具体的には、マルシェ部門運営委員会の中で休憩用のテーブルやベンチを設置したらどうかという意見を会見の中でいただきまして、マルシェ部門の会場内に休憩用のテーブルとベンチを設置しました。さらに、来賓用テントブースを来場者向けに休憩スペースとして開放し利用できるようにしました。これらにより、来場者の滞在時間も長くなってイベントを長時間にわたり皆さんに楽しんでいただけたと思っております。

また、マルシェ部門では、出店事業者を公募で募りまして、農産物、特産品の販売、飲食物販売、キッチンカー、啓発展示紹介、体験等、多くの事業者に出店していただくことができました。

また、無料配布のブースでは、昨日も村長言いましたが、陸上自衛隊第48普通科連隊や関係団体の協力により、榛東産のお米を使ったおにぎりや、榛東産のおみそを使ったなめこ汁約2,000食を無料配布いたしました。

イベント内容を刷新して初めての開催となりましたが、イベント終了の午後3時まで多くの方が残ってくれてにぎわっていて、誰もが楽しめるイベントを実施できたと感じております。これから出店事業者にアンケートを実施するなど反省点等を洗い出し、次年度に向けて実行委員会や運営委員会を開き、より多くの方に村の産業やスポーツの魅力を届けられるよう準備してまいります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 吉澤議員。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） ありがとうございます。

最後に、村長のマニフェストと言っていいのかどうか分かりませんが、いろいろもう実行に移されている中、赤ちゃんから高齢者まで全ての人に優しいむらづくり、この第一歩、人口増加について、やはり住んでもらわなければしょうがない。その住んでもらって、他地域から榛東村に来た。ところが、住んでみたら真っ暗で安心・安全がどこかに消えている。またはそういうものを改善していくためにこういう規則がある、こういう条例がある、それは当然承知しておるところであります、ぜひ

やはり安心・安全が保てない榛東村はよろしくないと思いますので、そういうところにも目を向けてやっていただけたらと思います。

以上、今日はありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） スポレク部門も答弁を用意していたんで、もしせっかくなので、時間があれば、ちゃんときちんと答弁準備してありますので。

〔「申し訳ありません、よろしくお願いします」の声あり〕

○村長（南 千晴君） ちょっと私のほうから答える気はなかったからあれなんですけれども。

○議長（生方勇二君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） それでは、私のほうからは、スポレク部門の変更点についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、スポレク祭部門では、従来の自治会対抗競技、いわゆる運動会形式から誰もが気軽にスポーツ活動に楽しみイベントに参加することができるような内容になるよう、実施内容の変更を行いました。

実施した内容を紹介させていただきますと、まずは村民モルック大会です。こちらは、人工芝のサッカー場で行いましたが、午前中は自治会対抗競技として行ったんですが、その後もたくさんの方が来場、体験をされたため、午後は急遽交流戦という形で実施をさせていただきました。

続いて、しんとう筋肉番付です。こちらは当日握力と垂直跳びの記録を計測いたしまして、番付をしてその会場に掲示をしたほか、全国平均の記録を用意しておきましたので、ご自分の記録と比較をしていただくことでご自身の体力づくりの参考にしていただきました。

続いて、ニュースポーツ体験コーナーです。当日は、モルック、ペタンク、ボッチャ、ラダーゲッター、ターゲットバードゴルフの5種目を用意いたしまして、各種目の紹介をするとともにスポーツ体験を行っていただきました。

続いて、中学生によるスポーツチャンバラです。榛東中3年1組の生徒の皆さんが総合学習の一環としてスポーツチャンバラの紹介、体験コーナーの運営、実施をしてくださり、盛り上げていただきました。

そのほかにも、山子田地区にあるサンテニスクラブさんによるミニテニス体験、プレナスなでしこリーグに参戦をしており、日頃からしんとう総合グラウンドサッカー場を練習拠点に活動している女子サッカーチーム、バニーズ群馬FCホワイトスターさんによるサッカー教室の実施など盛りだくさんの内容で実施することができました。

また、当日は、来場された方に多くのスポーツに触れ、体験していただくことを目的としまして、

スタンプラリーを実施いたしまして、3か所以上のニュースポーツ体験をしていただいた方には、参加賞として飲物を提供する取組も行いました。

そのほか会場にありましたステージにおきましてステージ発表ということで大正琴とフラダンス、それからチアダンス、3団体の発表もしていただきました。

イベント運営に携わっていただきました村スポーツ協会の役員、理事、スポーツ推進員の皆さん、それからサテニスクラブさん、バニーズ群馬さんなどからは、皆さんにたくさん楽しんでいただいているようだ。また、参加してもよかったというようなご意見もたくさんいただきましたので、今後スポレク部門における意見集約、分析を行いまして、次年度もっとよいイベントとなるよう整理をして企画していきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 吉澤議員。

〔2番 吉澤浩一君発言〕

○2番（吉澤浩一君） ありがとうございます。

近隣町村の住民からも大変高い評価をいただいているイベントなので、今後とも一生懸命取り組んでいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

以上で質問を終わります。

○議長（生方勇二君） 以上で、2番吉澤浩一議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。再開を10時25分といたします。

午前10時9分休憩

午前10時25分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

質問順位7番早坂通議員の一般質問を許可いたします。

12番早坂通議員。

〔12番 早坂 通君登壇〕

○12番（早坂 通君） 12番早坂です。

本日の質問事項は、1番目、デマンド交通について、2番目、榛東村第2期子ども・子育て支援事業計画について、3番目、休耕地の有効活用についてです。

しかし、1番目については全員協議会で説明があり、タクシー運賃補助事業を来年度実施し、そのデータを基にデマンドタクシーを含め公共交通対策を進めるとのことなので、1番目の質問は本日は行いません。

質問事項2番目ですが、榛東村第2期子ども・子育て支援事業計画の第4章、子ども・子育て支援策で大きく前進したこと、一方、前進していないことはあるでしょうか。

それでは、自席に戻り質問を続けます。

○議長（生方勇二君） 飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 第2期子ども・子育て支援事業計画について申し上げます。

令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間として策定されたものでございます。現在、令和7年度から令和11年度までの5年間を次期計画期間として策定するため、既存計画の評価及び成果の振り返りと課題の取りまとめを行っているところでございます。現在、各所属において振り返りを実施している段階でございまして、明確なことは申し上げられませんが、おおむね計画どおりに進んでいる状況でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） それでは、ちょっと個々に聞きたいと思います。

それでは、地域子育てセンターの利用者数と、あと相談内容、ということがあったか、大まかにお答えしてください。さらに、子ども家庭総合支援拠点は設置をされたのか、設置をされたならばどのような活動をしたのか。じゃ、その2点についてちょっと答弁願います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 地域子育て支援センターの利用者数及び相談内容ということでございますけれども、地域子育て支援センターの令和5年度利用者につきましては3園で、延べ3,712名でございまして、幼稚園につきましては延べ920人となっております。

それから、その相談内容でございますけれども、個別な案件でございますので、ここで申し上げることはちょっと控えさせていただきたいと思います。

子ども家庭総合支援拠点につきましては、子ども家庭センターの中に含まれまして、現在、要保護児童対策協議会、それから家庭児童相談所等を含めまして子ども家庭センターとなっておりますけれども、村のほうでは設置を行っておりません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） じゃ、2番目の質問、榛東村第2期子ども・子育て支援事業計画については、これで終わりにします。

そして、3番目の質問です。

休耕地の有効活用についてでありますけれども、休耕地を活用して企業誘致や就農希望者の定住促

進をしてはどうかというふうに考えております。企業誘致によって働く場が増えれば、若年層の流出を少なくできるし、一方新たな若年層が増えると考えます。新規就農者のことは、様々な形でマスコミ報道をされています。例えば、私の妻の実家にも、農業をしたいので農地を貸してほしいという中年女性が訪れてきました。このような新規就農者は増えていると思います。これからは、地域を活性化して村外の方が住みたいと思う地域づくりが重要ではないかと考えます。どうでしょうか。

○議長（生方勇二君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 村内の遊休農地は、1か所にまとまっているわけではなくて散在しております。農地の利用に当たっては、農地法及び農業振興地域の整備に関する法律の制約もあるので、企業誘致のために遊休農地を活用することは難しいと思っております。

また、新規就農に当たり遊休農地を利用するためには、農地の現状復旧が必要になることから、就農者にとって遊休農地を借りることは非常に時間も労力もかかることから現実的ではございません。

令和5年度の就農希望者の相談件数は8件あり、実際に就農したのは1人でございました。その方、遊休農地は借りてございません。なお、令和6年度の就農希望者の相談件数、今日現在7件ございました。就農した人数は1人、やはり遊休農地は借りていません。

今後も就農希望者とコミュニケーションを取りながら、関係機関と協力して就農できるようにサポートを続け、村外者については、榛東村に居住してもらえるように促してまいります。

また、早坂議員が、今奥さんの実家という話でしたが、榛東村でもそういう方はたくさんいると思っております。以前は農地を買うためには農家資格がなければ駄目ということでしたが、令和5年4月からは、農業委員会で認められれば買うこともできますし、また貸すとかいう場合には農地相談、1月以外は毎月20日前後開催しておりますので、ぜひそういう悩んでいる方については農地相談にお越しくださるよう説明いただければと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） 早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 私もこの分野についてはあまり詳しくないんですが、遊休農地を使うことができないということが今の説明の中でも理解できないんですけども、実際詳しいことは聞いていないんですけども、私の妻の実家に借りに来た方も、結局はうちの妹がいますから、妻じゃなくて。結局は話が成立しなくて、うちのところは諦めてほかで始めたという話を聞いたんですよね。だから、それはできないことではないと思うんですけども、ちょっと今のその遊休農地を就農希望者が使うということとはできないというのが分からないんですが、もし簡単に分かる説明があればお願いします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 説明の仕方が悪かったのかと思います。

耕作をしたい、要は就農希望者だったり耕作を広く拡大したい方はすぐに農地を使いたいんですね。遊休農地は結構木が生えていたり、また土壌が栄養不足だったりで、榛東村の農家さんは基本的にすぐ使える場所を求めているんですね。1年、2年または10年も農地として使っていない土地は、栄養等、肥料等をたくさんくれないと使えないんですよ。なので、新規就農者、今言いましたけれども、使っていないんですよというの、借りていませんよというの、新規就農で榛東村に農業したい若者が今1件いました、1人いました、5年度1人いました、6年度1人いましたというのは20代、30代の方です。その方はサラリーマンを辞めたりいろいろな事情があって、跡継ぎのために始めたりしておりますが、すぐに使いたいんですよ。そういう意味で借りておりませんと言わせていただきました。以上です。

○議長（生方勇二君） 早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） すぐ使えないということで、それでもという人もいると思うんですが、今の話だと、すぐに使えなければいいやという人が結局は多いということなんですか。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 農業を就農するということは、収入もすぐに得ないと駄目なんですね。そこら辺を考えた結果、私たち村がじゃなく就農者本人が結論を、もちろん村は耕作放棄地、遊休農地ここにありますよという紹介もいたします、農業委員もします。ただ、決めるのは就農者ということでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 今言った話は、当然理屈上納得はできます。でも、現実を知らなかったということですね、私が。

私にしてみれば、さっき言いました企業誘致にしても、冒頭言いましたけれども、企業誘致をしたり、就農希望者を受け入れることで、やっぱり村の活性化につながるというふうには考えていたんですね。それがなかなか今聞いた中で難しいということが分かりました。

それならば、違った形でやっぱり村を活性化するためには、移住者を考えたり、ほかの策をする必要があるというふうに思うんですね。ネットで調べたところ、群馬県は2023年度の移住者が前年度比11.7%多くなって1,479人、過去最多ということらしいです。高崎市が2023年度の移住支援金支給実績が全国1位だったそうです。

当村も、この移住政策に力を入れていくことが重要だというふうに考えております。今何度も申し

上げましたけれども、移住促進をするためには、いろいろな方法があると思うんですね。1つの方法として、当村はこの間、現村長になってから子育て環境の充実や交通手段の改善等、交通手段の改善は今検討中でありますけれども、子育て環境の充実など等々、移住者を受け入れる、また移住者が来なくなるむらづくりに一步一步進んでいるというふうに思うんですね。ですから、これからも村長をはじめ職員の皆さん、もちろん議会もそうですけれども、総力を挙げて移住者を多くするようなむらづくり、この移住者を多くするということは、今全国で騒がれておりますね。過疎化対策になるわけですね。一応榛東村はまだそんな状態ではないんですけれども、この先どうなるかも分かりません。また、逆に言うと、まだまだ移住者を受け入れることによって財政も豊かになっていくというふうに考えるわけですね。そうなれば、住民へのいろいろな福祉や施策にもお金が使えるようになる。ということは、現在の住民にとってもいいことだというふうに思うわけですね。ですから、そういうふうな方向で企業誘致や就農希望者を受け入れたらどうかと、知識がないことによって質問状を出してしまいましたけれども、それはそれとして、いずれにしろ何とか当村を活性化するような施策をお願いしたいというふうに思います。

○議長（生方勇二君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 企業誘致とまず農業の支援というのは、ある意味相反しているというか、企業を誘致する、あと農地を守るというのはちょっとなかなか一緒ではなくて、それぞれちょっと違っていると私の中で思っていて、榛東村は、例えば何か大きな工場が撤退して、その後に企業誘致するとかという今そういう場所が正直ない。何かが撤退すれば、じゃ、その後来てもらおうとやっぱり県の企業局が入ったりしてほかの地域もやっていたりしますけれども、今のところそのような大きな場所がないというのが現状だと思っています。

農地の一部、ある程度の面積をと考えても、いろいろ農振除外だったりいろんな手続を踏むと、もう本当に数年かかってしまうと。やはり企業もすぐ進出したいとか、来年進出したいとかとなると、なかなかその整備をされていないところに、例えば4年後、5年後に来ますよというのはなかなか難しい話かなと。そういうような場所もあるとは思いますが、村の場合は、今の段階ではやっぱり時間がかかるのではないかなと思っています。

今、昨日から職員の人数の話も出ていますけれども、県のほうの企業誘致の担当をしている課に今1人職員を人事交流という形で派遣をさせていただいていて、そこでほかの市町村が県と連携してどのように取り組んでいるのかというのを今学んできてもらっているところで、それが榛東村に全てが当てはまるかというのは分からないんですけれども、それも踏まえて勉強してきていただいたことを村でも生かせればいいなと思っているところです。

早坂議員がおっしゃってくださったように、その企業誘致というところがそういう状況で、じゃ、村として今後のことを考えてとなると、やはり榛東村に住んでみたいとか、住みやすいとかそういう

希望者なりを榛東村のファンを増やしていくことが重要だと思っていて、今、前橋市も吉岡町も駒寄スマートインター付近に工業団地の計画がありまして、じゃ、榛東村も同じように計画、工業団地といっても、やっぱりちょっとそこはなかなか難しい面があるなと私としては考えていて、でもそこに工業団地が来るということは、そこで働く人がいて、じゃ、そこに来た人たちが住む場所として榛東村を選んでいただけるように、やはり住民サービスの部分で充実をさせていくことで、住んでくれる人が1人でも多くいらっしやればいいなという考えで、今いろいろな事業なり政策を進めているところですので、1個のものだけ考えると厳しくても、村全体としてどうなのかというところでいろいろな事業を実施していくことが重要だと思っておりますので、今の段階ではそのような形です。

農地を守るというか、農業もこれ榛東村だけの問題ではなくて、本当に日本全体の問題だと思っていて、今農業を若い人たちも新規就農等で榛東村も頑張ってくださいっている農家も方もいらっしやいますけれども、大体が60代、70代というご高齢になっている皆さんが、今のこの榛東村の農地を守ってこの風景を守ってくださいっているので、その後継者問題も非常に難しいということは分かっています、どういうふうにやっていくかというところで、やはり少しでも学校給食とかに取り入れたり、今日話が合ったしんきちマルシェやenjoy SHINTO村づくり祭で榛東村のお米や野菜がおいしいんだよということをPRしていけたらなと思っております。

まだまだ本当に足りないなという部分もあるんですけども、職員と一丸となって引き続き取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 私が企業と言ったのは、もちろん工場なんかは当然頭に入っていました。それが一番強く頭に入っていました。ただ、私が企業と言った中には、工場だけじゃなくて、例えば大型スーパーとかそういうことなんかも含めての企業というふうに言ったつもりなんですけれどもね。私の説明が足りなかったんだと思うんですけども、そういうことを考えれば、例えば吉岡の例を見れば、吉岡はあれだけいろいろ大きなスーパーとかが来て、実際税収なんかも多くなっているでしょうし、そういうふうにも思ったりもするんで、スーパーなんかだと、もう吉岡にできたから榛東村に造ってもどうかなと思うんですけども、そういう発想で何も企業と言ったから工場だけじゃなくて、何か村民にとってプラスになる、またあそこにああいうものがあるから移住したいと、住みたいと思われするような、そういう発想もして進めてもらえたらというふうに思っています。

以上です。

○議長（生方勇二君） 以上で、12番早坂通議員の一般質問を終了いたします。

◎日程第2 報告第8号 専決処分について（令和6年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について）

○議長（生方勇二君） 日程第2、報告第8号 専決処分について（令和6年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 報告第8号 専決処分について（令和6年度榛東村一般会計補正予算（第4号）について）を報告、説明いたします。

議案書は39ページございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による長の専決処分事項の指定についてにより、次のとおり専決処分をしたので、これを報告するものでございます。

提出日は、記載のとおりでございます。

処分件名、令和6年度榛東村一般会計補正予算（第4号）、処分年月日は、令和6年10月3日でございます。

議案書40ページには専決処分書があり、第1条で、歳入歳出をそれぞれ739万円追加し、総額を歳入歳出それぞれ99億9,015万7,000円としようとするものです。

第2項では、その補正内容は41ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりとするものでございます。

参考資料106ページをご覧ください。

106ページは、参考資料表紙です。記載のとおり、10月27日執行の衆議院議員総選挙に伴います執行経費市町村交付金及び執行経費を議会の委任による長の専決処分事項の指定に基づき、村長専決により予算補正をさせていただいたものです。

以上、雑駁ではございますが、報告説明を終了いたします。

以上です。

○議長（生方勇二君） 内容についての説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は、報告のみといたします。

◎日程第3 議案第79号 榛東村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第3、議案第79号 榛東村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） そうすれば、議案第79号 榛東村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

まずは、議案書1ページをお願いいたします。

初めに、提案理由についてご説明申し上げます。

今回、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づきまして、村が新たに専門的な知識・経験を有する者を採用できるようにするため、所要の条例改正を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の1ページをご覧ください。

概要に記載のとおり、専門的な知識・経験を有する者を選考により任期を定めて採用できるようにするものでございます。

任期付職員とは、専門的な知識・経験を有する人材をその者が有する当該専門的知識・経験を一定期間活用することが特に必要とされている業務に従事させる場合に、任期を定めて採用される職員のことでございます。

議案参考資料の2ページの新旧対照表をご覧ください。

右側の列が旧で、現行でございます。左側の列が新となっております、改正案でございます。また、下線部の部分が改正箇所等でございます。

2条関係で言いますと、2条第1号から第3号の下線部の部分の追加につきましては、職員の任期を定めて採用する際に、各号立てによる該当する項目を定めたものでございます。

第1条及び第3条から第8条関係でございますが、第2条の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

また、議案参考資料の4ページ、5ページの新旧対照表をご覧ください。

こちらにつきましては、併せてこの条例を引用しているほかの条例の条項ずれによる整理を行うものでございます。

議案書に戻りまして、3ページをご覧ください。

こちら附則といたしまして、この条例は、令和7年4月1日から施行となります。

説明につきましては、以上となります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ござい

ませんか。

4 番齊藤議員。

〔4 番 齊藤将史君発言〕

○4 番（齊藤将史君） この法案というか内容の変更に関しては、技官の採用というようなことで私はちょっと理解しているんですけども、今この法案を変更することによって、ニーズ、要はどういった技官を採用するということをめどにしてここで変更をするのかを、ある意味こういった人材が欲しいからこういうふうに変えたいというようなことで私は考えているんですけども、今のところ採用の目的、どういった人材を必要として、具体的に、その辺答えられれば回答を。

○議長（生方勇二君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） この時期に条例改正ということで、想定があるのかということですが、あくまでもこの任期付の一般職員の採用ということで、技師だとか、土木技師だとか、医師だとか、弁護士だとか様々な能力・知識を持った人を採用することができるようになっています。うちのほうといたしましても、榛東村といたしましては、今建築技術センターのほうに研修等に出してたりしています。そうした中で総合的に判断して、今どこの分野がどういうふうに足りないのかというのをこれから来年度、人事、あるいは職員採用等で検討していますので、現状ではこの人ということで明確な答弁のほうは控えさせていただきますけれども、村民のニーズに合った行政サービスを進めていくために必要な技術、経験を持った職員を採用できるような門戸を開きたいということで条例改正のほうを提案させていただいているところでございます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

3 番浅見議員。

〔3 番 浅見 隆君発言〕

○3 番（浅見 隆君） これは、齊藤議員のとちょっとダブるかもしれないんですけども、これ具体的な職場、必要なところというのがあるわけで、やっぱりそういう専門職の方に頼んでいると思うんで、できる範囲内でどういったところというのはおおよそ検討ついていると思うんですが、その辺は話してはいただけないんでしょうか。

○議長（生方勇二君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 採用につきましては、こちら執行部としては想定しているところはあるんですが、人事の関係と相手方もあることなので、今回はちょっと控えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第79号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第4 議案第80号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第4、議案第80号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川税務課長。

〔税務課長 早川弘行君発言〕

○税務課長（早川弘行君） それでは、議案第80号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案書は4ページ、議案参考資料6ページをご覧くださいと思います。

本日は、議案参考資料により説明させていただきます。議案参考資料6ページをお願いいたします。

今回の議案でございますが、地方税法、それから私立学校法、公益信託に関する法律、これらが改正されたため、村条例におきましても所要の改正を行おうとするものでございます。

内容ですが、まず第34条の7関係でございますが、公益信託制度改革によります新たな公益信託制度の創設に伴いまして、寄附金、税額控除の対象に公益信託の信託事務に関連する寄附金を追加するものでございます。

続いて、第56条関係は、私立学校法、法律の改正に伴います条項ずれへの対応でございます。

続いて、附則第4条の2関係でございますが、こちらでは公益法人等に係ります村民税の課税の特例というものを定めておりましたが、単に課税標準の計算を定めるものであったため削除するものでございます。

附則第10条の2関係でございますが、地方税法の改正によりまして再生可能エネルギー発電設備に係ります課税標準の特例のうち、一定のバイオマス発電設備につきまして、わがまち特例の導入によりまして新たに1項追加するものでございます。

最後、改正条例の施行日でございますが、改正する必要が生じた法律のそれぞれ施行日を考慮いたしまして、公布の日施行、令和7年4月1日施行、公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日施行としております。

説明は以上となります。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ござい

ませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第80号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◇

**◎日程第5 議案第81号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について**

○議長（生方勇二君） 日程第5、議案第81号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 議案第81号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は6ページでございます。

議案第81号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案参考資料でご説明申し上げます。

10ページをご覧ください。

趣旨・目的でございますが、本年7月の学童保育ニーズ調査及び本年度学童入所申込状況等によりまして、北小学校区において定員を大幅に超過することが明らかになりました。待機児童ゼロを推進するため、新たに1単位分の学童保育所を開設しようとするものでございます。

11ページでございます。

新旧対照表でございます。表の左側が改正案でございます。上から3行目、北部第3学童保育所を追加しようとするものでございます。開設しようとする施設につきましては、関係機関の協力を得て、北小学校の資料室を利用させていただくことになりました。今回の条例改正は、その施設の指定管理者を募集するに当たりまして、事前に条例を整備しようとするものでございます。

議案書7ページでございますが、施行日につきましては、令和7年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第81号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第6 議案第82号 榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第6、議案第82号 榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議案第82号 榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げたいと思います。

議案書は8ページでございます。

榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、次のとおり地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案参考資料の12ページをご覧ください。

趣旨・目的でございますが、榛東村立北幼稚園及び榛東村立南幼稚園を令和7年3月31日で閉園し、新たにしんとう幼稚園を開園するに当たり、所要の改正を行うものでございます。

13ページが新旧対照表です。表の左側が改正案であり、現行の榛東村立北幼稚園、榛東村立南幼稚園を削除し、新たにしんとう幼稚園を加えるものでございます。

また、施行日は、令和7年4月1日とするものでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第82号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第 7 議案第 8 3 号 村道の路線の廃止について

○議長（生方勇二君） 日程第 7、議案第 83 号 村道の路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） それでは、議案第 83 号 村道の路線の廃止についてご説明申し上げます。

議案書は 10 ページをご覧ください。

道路法第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。

議案参考資料にてご説明申し上げます。議案参考資料 14 ページをご覧ください。

趣旨・目的でございます。

廃止する路線は、宮室 42 号線、番号は 3151 号線でございます。また、大手 4 号線、番号は 5050 号線でございます。

概要でございます。

宮室 42 号線、3151 号線につきましては、現地と公図が相違しており、また一般の交通の用に供されていないことからこれを廃止するものでございます。また、大手 4 号線、5050 号線につきましては、村道の払下げの申出により、これを廃止するものでございます。

議案参考資料 15 ページをご覧ください。

15 ページには、路線廃止調書を添付させていただいております。

また、議案参考資料 16 ページは宮室 42 号線の位置図、17 ページには大手 4 号線の路線位置図を添付させていただいております。

説明は以上となります。慎重審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 83 号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第 8 議案第 8 4 号 令和 6 年度榛東村一般会計補正予算（第 5 号）について

○議長（生方勇二君） 日程第8、議案第84号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 議案第84号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第5号）を提案説明いたします。

議案書は12ページでございます。

今回の補正予算につきましては、住民サービスの向上を目指し、特に法令や制度改正等による緊急かつやむを得ない場合など当初予算編成後に生じた事由により所要の補正を行ったものでございます。

令和6年度榛東村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところでございます。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,824万円を追加し、総額をそれぞれ100億3,839万7,000円としようとするものです。

第2項では、補正の款項の区分、金額、補正後の金額は第1表、歳入歳出予算補正によるものとしております。

続いて、第2条では、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、第2表、繰越明許費を計上するものでございます。

また、第3条では、第3表、債務負担行為補正を行おうとするものです。

提出日は、記載のとおりでございます。

それでは、参考資料18ページから主要な補正事項を説明してまいります。

歳入から申し上げます。

なお、金額は説明ベースでございます。

16款1項障害者自立支援給付費国庫負担金1,141万1,000円、こちらは歳出でも述べる障害福祉サービス費等負担金に係る国庫負担金の増です。同じく1項児童手当交付金1,646万9,000円、こちらも歳出でも述べます児童手当の増に伴います国費の増であります。同じく1項子どものための教育・保育給付費国庫負担金1,660万8,000円、歳出の児童保育費、保育園等にお支払いする負担金の増によるものです。同じく2項物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,753万7,000円、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に充てる国庫補助金の増でございます。同じく2項新型コロナ定期接種ワクチン助成金1,559万4,000円のマイナスでございます。当初予定していたワクチン助成金の一部が国の事情により来年度歳入となりまして、そのための減額でございます。

17款1項障害者自立支援給付費県負担金570万5,000円、こちらも国費と同じく障害福祉サービス費等負担金の増に伴います県負担金の増です。

18款2項普通財産売却収入（法定外公共物）587万2,000円、こちらは建設課が所管します先ほども

ご説明がございましたが、法定外公共物の売払収入3件分でございます。

20款1項財政調整基金繰入金5,681万8,000円の減、こちらは今回補正の言わば財政調整です。

22款4項福祉センター管理運営費返還金677万円、これは福祉センター指定管理委託料の返還金です。現在、福祉センターは、令和4年度から8年度までの5か年にわたり、榛東村社会福祉協議会により指定管理を受けていただいておりますが、社会福祉協議会は営利を目的としないことから、委託料の余剰金の全てを返還いただいているところでございます。従前ですと、この余剰金の返還金は指定管理終了間際の令和8年度以降に返還されるものとしておりましたが、今般、榛東村社会福祉協議会からちょうど半分の2年半を経過したので早めに返還したいとの申出がありまして、予定よりも早く返還を受けることとなったものであります。

続きまして、歳出です。

こちら参考資料18から19ページを基に主要な補正事項を説明してまいります。

なお、こちら金額は事務事業ベースでございます。

2款1項公用車管理費250万2,000円の減、電気自動車の車両購入費及び公用車駐車場に設置した充電設備設置工事の減額でございます。

2款1項公共交通対策費81万9,000円、こちらは年度当初にデマンドタクシーまたはバスの試行運行のための委託料として600万円が計上されていましたが、タクシー運賃補助事業の実証試験としてほぼ同額を補助金に組み直し、利用回数券の印刷費やアンケート費用などを計上したものです。また、利用者アンケートは、L o G o フォームなどの電子方式も積極的に利用するつもりであります。

2款2項村税過誤納還付金100万円、これは法人住民税の減額変更により還付金が発生したものです。

2款4項村議会議員選挙執行経費532万8,000円、令和7年4月に執行予定の村議会議員選挙に要する執行経費を計上するものです。

3款1項障害者総合支援費4,194万3,000円、こちらは障害福祉サービス費等負担金の増で、新規利用者、転入者の増で負担金が伸びたものでございます。歳入は国費2分の1、県費4分の1となっております。

3款2項児童手当費572万円、国の法改正による増でございます。第3子分の加算や高校生までの対象拡大により増加したものです。

3款2項児童保育費2,050万8,000円、こちらは保育園、こども園にお支払いする負担金でございます。児童数の増加によるものです。

3款2項学童保育費マイナスの243万3,000円、まず、今年度の学童保育所運営業務委託料の減、令和7年度に開設を予定しております北部第3学童保育所（仮称）の整備費などの増によるものでございます。

4款1項母子保健事業152万3,000円、産後ケア事業の委託料等の増によるもので、申請件数の増に

よるものです。

8款5項下水道事業会計費（公共下水道事業）1,684万5,000円の減でございます。下水道会計に対します補助金の減となります。

10款1項複合施設整備事業220万8,000円、こちらは防災中枢機能施設の仮称となりますが、新公民館学校給食センターの完成引渡しに伴いまして係る電気料、火災保険料などを計上させていただくものであります。

また、議案参考資料19ページの中ほどでは、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、公共交通対策費633万3,000円を計上しております。同ページには、債務負担行為の追加として学校教育総務費のICT支援業務委託を計上し、期間は令和7年度までとし、限度額を264万円と設定するものでございます。

なお、参考資料45ページに債務負担行為の支出予定額調書を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

以上、雑駁ではございますが、提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

4番齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 議案参考資料の18ページ、16款2項で新型コロナ定期接種ワクチン助成金、このコロナワクチン助成金に関しては、もう既にワクチンを使った金額なのか、これからのワクチンの費用なのか、その辺について分かる範囲内で結構です。

○議長（生方勇二君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議員からご質問の新型コロナワクチン接種の助成金でございますが、こちらはご存じのように、今年10月から昨年度まで臨時接種でしたコロナワクチン接種につきまして定期接種となりました。交付申請のほうを行いまして、今年度の見込額に対しての4分の1は今年度に歳入として入ってくるものですが、当初は今年度中に全額歳入が見込まれておりましたので、前回の補正で計上させていただいたものでございますが、先ほどの説明もありましたとおり、一部が来年度以降の歳入となりましたので、今年度の実績見込みにより増して入ってこない分、来年度になります分を減額させていただくものになります。

説明は以上になります。よろしくお願いします。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） ということは、まだ未払い、費用に関しては未払いになっているというふう
に考えて理解していいんですかね、業者に対する支払い。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 接種費用の支払い、歳出につきましては、10月から接種が開始にな
っておりますので、既に10月分の請求につきましては、翌月に委託のところは支払いをさせていただ
いている状況で、歳出のほうは補正予算で計上させていただいているものになっております。それは
前回の補正予算で計上させていただいております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） じゃ、最後に、今後もしかしたら未払いになる可能性というのは想定されて
いるかどうか、回答を。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） それぞれの契約行為で行っておりますので、村と業者さん等の関係
において未払いになることはございません。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 追加説明をいたします。

先ほど約4分の1の歳入が来て、4分の3が来年度になるというご説明を申し上げました。そうし
た上で歳入のほうが少し足りなくなってしまう、村のほうで立替えを下さいということでした、歳
出のほうはちゃんと100%取ってあるということでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

3番浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） ちょっとお尋ねしたいんですが、参考資料の18ページの22の4項福祉センター管理運営費返還金ということなんですけれども、令和8年までの4年間分で2.5年分、社会福祉協議会からの返金ということなんですけれども、これは半分になったからとちょっと伺ったんですけれども、こういうのは例えば年次だとかこの中途なところで半分になったからということで組み入れられるというのは、これはいかがなものでしょうかとちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 先ほど歳入のところでご説明申し上げましたが、本来であれば指定管理が終了したときに返金の申出があるんですけれども、今回はたまたま時期がちょうど半分終わったところなのでお返ししたいという申出があったもので、これを受け入れたものでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第84号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第9 議案第85号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（生方勇二君） 日程第9、議案第85号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第85号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして説明を申し上げます。

議案書の18ページをご覧ください。

議案参考資料により説明させていただきます。議案参考資料の46ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ24万7,000円追加し、総額を12億8,246万1,000円とするものでござ

います。

議案参考資料の49ページをお願いいたします。

初めに、歳入ですが、5款1項1目保険給付費等交付金、補正額13万9,000円の減額です。これは、保険給付費の減額に伴いまして減額するものでございます。

6款1項1目利子及び配当金、補正額7万2,000円の増額ですが、金利の上昇により増額するものです。

7款2項1目国民健康保険基金繰入金、補正額31万4,000円の増額ですが、財源調整によるものです。

続きまして、歳出になります。

議案参考資料の50ページをご覧ください。

2款2項2目高額介護合算療養費、補正額13万9,000円の減額ですが、実績と見込額により減額するものです。

6款1項1目国民健康保険基金積立金、補正額7万2,000円の増額ですが、金利の上昇により増額するものです。

7款1項3目保険給付費等交付金償還金、補正額31万4,000円の増額ですが、令和5年度特別交付金、保険者努力支援交付金事業費分の確定により、精算に伴い増額するものでございます。

説明は以上となります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第85号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第10 議案第86号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（生方勇二君） 日程第10、議案第86号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第86号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)について説明を申し上げます。

議案書の21ページをご覧ください。

議案参考資料により説明させていただきます。議案参考資料の52ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ154万5,000円を減額し、総額を1億9,708万7,000円とするものでございます。

議案参考資料の55ページをお願いします。

初めに、歳入でございますが、2款1項1目事務費等繰入金、補正額16万6,000円の減額です。これは、令和5年度群馬県後期高齢者医療広域連合市町村負担金、共通経費の実績確定等によりまして減額するものでございます。

2款1項2目保健基盤安定繰入金、補正額151万6,000円の減額ですが、実績確定によるものでございます。

3款3項2目雑入、補正額13万7,000円の増額ですが、これも令和5年度群馬県後期高齢者医療広域連合市町村負担金の実績確定によるものです。

続きまして、歳出になります。

議案参考資料の56ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費、補正額1万5,000円の減額及び1款2項1目徴収費、補正額1万4,000円の減額ですが、共に郵便料に係る実績確定によるものです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額151万6,000円の減額です。歳入でご説明差し上げましたが、保健基盤安定繰入金の実績確定に伴いまして、広域連合に支払う納付金が確定したことによるものです。

説明は以上となります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第86号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第11 議案第87号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（生方勇二君） 日程第11、議案第87号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第87号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

議案書の24ページをご覧ください。

議案参考資料により説明させていただきます。議案参考資料の58ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ310万3,000円を減額し、総額を13億3,160万5,000円とするものがございます。

議案参考資料の61ページをお願いします。

初めに、歳入ですが、2款2項2目地域支援事業交付金、補正額120万1,000円の減額及び4款2項1目地域支援事業交付金、補正額60万円の減額ですが、歳出における地域支援事業費の減額に伴うものです。

6款1項1目利子及び配当金、補正額1万6,000円の増額ですが、金利の上昇によるものです。

7款1項3目地域支援事業繰入金、補正額60万円の減額ですが、地域支援事業費の減額によるものです。

7款2項1目介護給付費準備基金繰入金、補正額71万8,000円の減額ですが、歳出予算の減額に伴いまして基金からの繰入金を減額するものです。

続きまして、歳出になります。

議案参考資料の63ページをご覧ください。

3款3項4目生活支援体制整備事業費、補正額311万9,000円の減額ですが、事業費確定見込みによるものです。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額1万6,000円の増額ですが、金利上昇に伴うものです。

説明は以上となります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第87号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第 1 2 議案第 8 8 号 令和 6 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第 2 号) について

○議長（生方勇二君） 日程第12、議案第88号 令和 6 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第 2 号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議案第88号 令和 6 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第 2 号) についてご説明を申し上げます。

議案書は27ページ、議案参考資料により説明をさせていただきます。

議案参考資料の64ページ、65ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ47万4,000円を追加し、総額を 1 億4,660万5,000円とするものでござい
ます。

歳入予算内訳は、3 款 1 項一般会計繰入金47万4,000円の増です。

歳出予算内訳は、1 款 1 項総務管理費47万4,000円の増となります。

歳出のうち41万1,000円は、電気代等の高騰を受けまして、当初見込んだ予算額内での支払いが難
しい見込みとなったこと、それから献立の関係でスチーム調理の増加により、ガスの使用量が増加し
たことに伴うものでございます。加えて、今年度より栄養士を 1 名加配しておりますので、その者が
使う機器等の分として 6 万3,000円を増額するものでございます。

歳出と同額を一般会計から繰り入れ、歳入額としております。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ござい
ませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第88号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第 1 3 議案第 8 9 号 令和 6 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算
(第 2 号) について

○議長（生方勇二君） 日程第13、議案第89号 令和 6 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算
(第 2 号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案第89号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

議案書の30ページ、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の69ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ280万3,000円を追加し、総額をそれぞれ3,163万1,000円とするものでございます。

初めに、歳入でございますが、3款1項繰越金、補正額280万3,000円の増額は、前年度繰越金でございます。

次に、歳出でございますが、1款1項一般管理費、補正額280万3,000円の増額は、一般会計繰出金でございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第89号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第14 議案第90号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（生方勇二君） 日程第14、議案第90号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第90号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

議案書33ページをご覧ください。

令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款水道収益において、既決予定額3億1,043万5,000円に補正予定額1,522万円を追加し、計3億2,665万5,000円としようとするものでございます。支出、第1款水道事業費用において、既決予定額2億8,641万1,000円に補正予定額126万4,000円を追加し、計2億8,767万5,000円としようとするものでございます。

3条は、資本的収入及び支出の補正で、記載のとおりでございますが、まず既決予定額の本文括弧中にある1億2,127万8,000円を1億2,844万6,000円に、1,550万3,000円を1,615万4,000円、1億577万5,000円を1億1,229万2,000円に改めまして、支出、第1款資本的支出において、既決予定額3億2,677万3,000円に補正予定額716万8,000円を追加し、計3億3,394万1,000円としようとするものでございます。

次に、34ページをご覧ください。

第4条で、予算第10条の次に、次の1条を加えるものでございます。債務負担行為第11条で債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるものでございます。事項は、村道山子田南野・桃泉線配水管布設替え工事、期間は、令和6年度から令和7年度まで、限度額は1,791万9,000円としようとするものでございます。

続いて、議案参考資料74ページをご覧ください。

記載の概要のとおりでございます。

次に、75ページから77ページ、こちらは実施計画でございます。

78ページをご覧ください。説明書にて説明いたします。

まず、収入、1款水道事業収益では、消費税等還付金を1,518万増額しております。こちらは、令和5年度から繰越しをした新北部浄水場築造工事の工事費の確定による同年度分消費税還付見込額の増額でございます。

次に、固定資産売却益の4万円は、土地を売却したための増額でございます。

続いて、79ページをご覧ください。

支出では、1款水道事業費用のうち配水管及び給水費として委託料が26万4,000円、動力費が100万円の増となっております。こちらは、システム改修に関する業務委託料と浄水場の動力費、電気料金の増加に伴う補正でございます。

次のページ、80ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち、支出でございます。

1款資本的支出に計上しました建設改良費は、もともと令和6年度当初予算に計上しており、令和6年9月に発注する予定でありましたが、渋川土木事務所等と調整した結果、バイパス関連工事で緊急の移設工事及び次年度予定していた移設工事を急遽令和6年度に実施することとなったため、当該

工事の予算に不足が生じるとともに、発注時期についても遅れを生じることとなってしまったものとなっております。しかしながら、当該工事は管路更新計画に基づく工事であることから、令和6年度に着工し、令和7年度の夏頃に完成を目指すことで更新計画遅れを生じさせないためのものがございます。

なお、今回の補正で前払い金分を計上し、令和7年度当初予算で残りの分を計上する債務負担行為で実施するものでございます。

以下、81ページ、82ページが予定キャッシュフロー計算書、83ページが債務負担行為に関する調書、84ページから87ページまでが予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上で、令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第90号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を1時15分といたします。

午前11時55分休憩

午後1時13分再開

○議長（生方勇二君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

◇

◎日程第15 議案第91号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（生方勇二君） 日程第15、議案第91号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第91号の説明の前に、昨日、参考資料の95ページの金額に誤り

があり修正・差し替えをしていただきまして大変ありがとうございました。今後、数値等の内容をよくチェックし、誤りのないように努めてまいりますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第91号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

議案書35ページをご覧ください。

令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款下水道事業収益において、既決予定額4億5,112万1,000円に補正予定額3,401万4,000円を減額し、計4億1,710万7,000円としようとするものでございます。支出、第1款下水道事業費用において、既決予定額4億1,499万5,000円に補正予定額211万2,000円を追加し、計4億1,710万7,000円としようとするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正で、記載のとおりでございますが、まず既決予定額の本文にある（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,612万6,000円は損益勘定留保資金で補填するものとする）を削りまして、収入、第1款資本的収入、既決予定額3億1,233万4,000円に補正予定額4,118万3,000円を追加し、計3億5,351万7,000円としようとするものでございます。

支出、第1款資本的支出において、既決予定額3億4,846万円に補正予定額505万7,000円を追加し、計3億5,351万7,000円としようとするものでございます。

次のページ、議案書36ページをご覧ください。

4条では、一般会計補助金を4億9,295万1,000円に改めるものでございます。

続きまして、議案参考資料にて説明をいたします。

議案参考資料88ページをご覧ください。

記載の概要のとおりでございます。

89ページから92ページまでは実施計画でございます。

では、93ページをご覧ください。

説明書にてご説明をいたします。

まず、収入、1款下水道事業収益では、一般会計補助金を3,401万4,000円減額いたします。これは、予算の組替えなどで減額するものとなっております。収益的収入及び支出の補正後の合計予定額を同額とし、より経理事務を分かりやすくするためのものでございます。

次のページ、94ページをご覧ください。

支出でございますが、1款下水道事業費用にあります1目管渠費の委託費は、システム改修に関する業務委託費となっております。

2目処理場費の委託料は、広馬場農業集落排水処理施設の汚泥の引き抜き費でございます。肥料を

乾燥させる送風ブローア等の故障により肥料を作れないため、原料である汚泥の引き抜きが必要が生じており、9月の第3回榛東村議会定例会で引き抜き費の補正をご既決いただきましたが、機械の修繕が終わり、稼働までの期間が本年度いっぱいかかる見込みですので、さらに引き抜き費を増額いたします。

次に、95ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち、収入でございます。

1款資本的収入にあります2項1目工事負担金の増額です。こちらは、県道南新井前橋線バイパス工事に伴う下水道管の移設工事費の工事補償負担金でございます。当初は減耗を見込んでいましたが、渋川土木事務所と協議した結果、補償の対象となる移設工事は減耗せずに全額を工事補償負担金として補償いただけることとなったための増額でございます。

2項2目受益者負担金の増額は、受益者申告の申込件数が当初予定より増えたための増額でございます。

4項1目他会計補助金は、1節企業債元金償還補助金を減額し、2節その他他会計補助金を増額するものです。こちらは、収益的収入及び支出のところでもご説明をいたしましたが、資本的収入及び支出においても、補正後の合計予定額を同額とし、より経理事務を分かりやすくするためのものがございます。

次に、96ページをご覧ください。

支出でございます。工事請負費は、県道南新井前橋線バイパス工事に伴う下水道管の布設替え工事について、渋川土木事務所と協議をしながら工事を進める中で、管渠延長の増や構造物の撤去などを行った結果、増額が見込まれるものと、マンホールポンプの水位計が故障したための更新工事費でございます。

国庫補助金返還金は、県道南新井前橋線バイパス工事で支障となる下水道管の財産処分を行うもので、国庫補助金を受けて管渠整備を行った箇所では財産処分制限期間を経過していない場合は国庫補助金の返還が生じ、これを返還しないと下水道管の移設に伴う工事補償負担金を群馬県から受けることができないため、予算計上するものとなっております。

以下、97ページから103ページに予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上で、令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。質疑ござい

ませんか。

4 番齊藤議員。

〔4 番 齊藤将史君発言〕

○4 番（齊藤将史君） 説明の内容は分かったんですが、説明を聞いていて、バイパス道路の工事に伴って地下施設の変更というか、更新というかそういったことが今後まだ発生する可能性があるというふうには受け止めているんですけども、今のところ大体どの程度の割合で工事が進んで、今後どの程度ぐらいは残っているんだというふうなことが分かれば、ざっくりで構いませんので回答を。

○議長（生方勇二君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 下水道の工事に関しましては、今年度で布設替えは終了する予定でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第91号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第 16 議案第 92 号 財産の取得について

○議長（生方勇二君） 日程第16、議案第92号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議案第92号 財産の取得についてご説明を申し上げます。

議案書37ページ、議案参考資料104ページとなりますが、こちらをご覧ください。

地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例において、予定価格700万円以上の財産を取得する際は、事前に議会の議決を得ることが定められております。しかし、今年度実施されました小学校の教科書改訂に伴い、各小・中学校の上期及び下期に購入された教師用指導書及び教師用の教科書を合計いたしますと700万円以上の契約になっていたということにもかかわらず、議決を得ていないということが判明したため、当該契約を遡って有効なものとするため議会の承認をいただきたく、議案を提出するものでございます。

小・中学校の児童及び生徒が使用する教科書につきましては、国の教科書無償給与制度により無償で配付されますけれども、教師が使用する教師用指導書及び教科書につきましては、その制度の対象

とならないため、各学校が教科書取扱店から随意契約により購入をしています。教師用指導書等の購入につきましては、教科書採択が実施された年度の翌年度に行われ、次回の教科書採択により新たな教科書が採択されるまでの間、通常は4年、場合によっては5年程度使用することになります。令和5年度に教科書採択が実施されまして、今年度、小学校の上期及び下期に購入された指導書等を合計いたしますと、そこに記載のとおり1,956万6,927円分の納品がされていることが明らかとなりました。

なお、文書保存期間である過去10年分について再点検いたしましたところ、平成27年及び令和2年度に小学校で、平成28年度及び令和3年度に中学校で同様に教師用指導書を購入しておりましたけれども、700万円以上の契約はございませんでした。

今後改めて関係法令などの確認を徹底いたしますとともに、事務手順の確認とチェック体制を強化し、適正な事務執行に努めてまいりたいと考えておる所存でございますので、どうか慎重審議、またご可決のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第92号につきましては、榛東村議会会議規則第36条の2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

お諮りいたします。

議案第92号の委員会付託を省略することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、議案第92号につきましては、委員会付託を省略することに可決されました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 1つ聞きたいんですが、教師用指導書と教師用教科書というのはどう違うんですか。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） まず、教師用の教科書ですけれども、教師用の教科書というのは、教師が子どもと全く同じ教科書を持つ場合に、そちらを購入するのに費用が発生するというものでございますので、通常子どもたちが持っているものと同じ教科書を教師用の教科書というふうに考えます。

また、教師用指導書と言われるものは、教科書、教科指導をするために教師がいろいろ教材を研究

するわけなんですけれども、授業をするに当たって参考となる資料、児童・生徒へのワークシートのデータ等を含んだいろいろな資料が入っているものでございます。参考の資料ということでお考えいただければと思います。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

4 番齊藤議員。

〔4 番 齊藤将史君発言〕

○4 番（齊藤将史君） 俗に言う財産管理が不備だったというふうなことで私は理解していますけれども、こういった物品の購入等々の管理内容についてはどういうふうに行っているのか、分かりやすく説明してもらえますか。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 通常は、各学校でこういったものを購入したいというような要望が予算編成の段階で出されます。それにつきまして、教育委員会として査定をして、それを財産を取得することについて認めているということでございます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

齊藤議員。

〔4 番 齊藤将史君発言〕

○4 番（齊藤将史君） 今後の対策については、今協議進行中、対策の内容については協議進行中だとは思いますが、大体の概要程度、説明できる範囲内で結構ですので説明を。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 今後につきましては、先ほどご質問に答える形でご説明させていただきましたけれども、教師用の指導書につきましては、授業に一定の質を保つために必要な資料というふうに教育委員会は捉えておりますけれども、ただそれにしても、村の大切な税金を使って購入するものでございますので、どういうふうにするか、あるいはその使用料について適切かといったことについて十分にこちらでも検討させていただきまして、必要と認められるものについて購入していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 4 番。

〔4 番 齊藤将史君発言〕

○4 番（齊藤将史君） 手法としてちょっと聞いたんですけれども、例えば備忘録に残すとかデータに残すとかというそういうふうなことで答えてもらえればいいかなとはちょっと思って質問したんで

すけれども、そういった何かでデータとして残していく、物の項目としてデータを残すというような手法は使うのか、使わないのか。簡単に構いません。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） データでも紙でも残して引き継いでまいりたいと思います。4年に一度のことですので、遺漏のないように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 須永教育長。

〔教育長 須永光明君発言〕

○教育長（須永光明君） すみません、ご迷惑をかけていることに対しておわびを申し上げたいと思うんですけれども、各学校で購入をするということでございまして、これが前期分、後期分というふうになっておりまして、1回1回でいくと700万円の中に納まっているという認識がありまして、ただこれだけのものを榛東村の両方の小学校で使っているものですから、トータルしますとこの金額になるということで、1回1回でいいからということではまずいのではないかとということで今回提案をさせていただいておりますので、そうした面も含めてきちんと引き継いで、トータルとして考えていくという形で考えてまいりたいと思って提案をさせていただいておりますのでございます。

補足でございますが、以上でございます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第92号 財産の取得について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第93号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結について

○議長（生方勇二君） 日程第17、議案第93号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結につ

いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） そうしますと、議案第93号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、議案書は38ページをご覧ください。

地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称につきましては、令和5年度こちら（繰）南小学校長寿命化改修工事でございます。

また、契約の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

議案参考資料につきましては、105ページをご覧ください。

当該工事につきましては、令和5年7月5日の臨時議会におきまして、本契約を締結のための議決をいただきまして工事に着手しております。また、当該工事につきましては、債務負担行為によりまして工事を実施しております。その後、令和5年度榛東村一般会計補正予算（第9号）において債務負担行為の補正予算を計上いたしまして、令和6年3月18日に本契約の1回目の変更契約締結のための議決をいただいております。

なお、今回は議案参考資料の中ほどの変更の概要をご覧ください。

変更の概要といたしますと、既存の放送用設備の劣化が進み、更新が必要となったためでございます。また、工事を進める最中に消火埋設管から漏水が発見されたため、改修が必要となったものでございます。このため変更が必要となります2,924万9,000円の増額をいたし、当該工事に係ります南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結についてお願いするものでございます。

なお、予算につきましては、令和6年度榛東村一般会計補正予算、第2回目におきまして措置済みであることを申し添えます。

以上で、議案第93号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

申し訳ございません。先ほどの私が申し上げたところで、一言訂正させていただきたいと思います。

お手元の議案書38ページでございます。こちらの工事の名称でございます。

また、議案参考資料の105ページをご覧ください。

ちょうど工事の名称のところでございます。議案書のほうですと、令和5年度（繰）となつてございますが、こちらが訂正させていただきたいと思います。こちらが（債）の間違いでございます。議案参考資料の105ページの工事名の名称と同様の（債）ということでございます。改めて訂正させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第93号につきましては、榛東村議会会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

お諮りいたします。

議案第93号の委員会付託を省略することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、議案第93号につきましては、委員会付託を省略することに可決されました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

5 番 須田議員。

〔5 番 須田仁美君発言〕

○5 番（須田仁美君） すみません、委員会付託も省略ということで、ちょっと手元に資料がないんですけれども、再確認で、前回も開けてみたら天井に剥がれがあったりとか、外壁のほうの不具合などがあったということでしたけれども、今回は消火埋設配管からの漏水ということで、長寿命化なのでどんどん不具合が見つかって直せるのはいいんですけれども、今後もまだ開けてみないと分からないところなど、どの程度工事が完了していて今回見つかったのか。まだこれから探してみる場所があるのか、まずお伺いします。

○議長（生方勇二君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） まず、工期についてでございますが、順調に進んでおりまして、令和7年度9月には終了予定というふうに確認をしております。

また、進んできておりますので、今後ないというふうには言い切れませんが、児童の安全が確保できるように適切に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5 番 須田仁美君発言〕

○5 番（須田仁美君） ありがとうございます。

工期には変わらないということですが、既存の放送用設備の劣化というのは、ふだんから見とれるのかなと推測できるんですが、文科省からの補助金も利用して工事、債でもありますけれども、していると思いますが、いつ、変更なく新たに変更を増される面に対しても補助金は増えるのかどうか、分かればお願いします。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） こちらにつきましては、先ほど答弁させていただいたように、前回の榛東村一般会計補正予算第2回において措置済みということでございまして、こちら学校施設改善交付金、文部科学省、また、学校教育施設等整備事業債起債による交付税措置を含むということで、補助事業の対象でございます。

以上になります。

○議長（生方勇二君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第93号 南小学校長寿命化改修工事請負変更契約の締結について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散 会

○議長（生方勇二君） 以上で、本日予定した日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第4回榛東村議会定例会第2日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後1時43分散会

令和 6 年第 4 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

1 2 月 9 日 (月)

令和 6 年第 4 回 榛東村議会定例会会議録第 3 号

令和 6 年 1 2 月 9 日（月曜日）

議事日程 第 3 号

令和 6 年 1 2 月 9 日（月曜日）午前 9 時 3 3 分開議

- 日程第 1 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第 2 議案第 7 9 号 榛東村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 8 0 号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 8 1 号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 5 議案第 8 2 号 榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）
- 日程第 7 議案第 8 3 号 村道の路線の廃止について
- 日程第 8 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第 9 議案第 8 4 号 令和 6 年度榛東村一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 1 0 議案第 8 5 号 令和 6 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 1 議案第 8 6 号 令和 6 年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 2 議案第 8 7 号 令和 6 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 3 議案第 8 8 号 令和 6 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 4 議案第 8 9 号 令和 6 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 5 議案第 9 0 号 令和 6 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 6 議案第 9 1 号 令和 6 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 7 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）
- 日程第 1 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 1 9 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 2 0 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 2 1 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 2 2 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について
- 日程第 2 3 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 3 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 議案第 9 4 号 防災中枢機能施設整備事業外構工事請負契約の締結について

出席議員（１２名）

1 番	飯 塚 久 夫 君	2 番	吉 澤 浩 一 君
3 番	浅 見 隆 君	4 番	齊 藤 将 史 君
5 番	須 田 仁 美 君	6 番	三 俣 実 君
7 番	波多野 佐和子 君	8 番	小坂橋 尚 君
9 番	生 方 勇 二 君	10 番	善養寺 孝 君
11 番	清 水 健 一 君	12 番	早 坂 通 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	南 千 晴 君	副 村 長	小 池 秀 樹 君
総務課長（兼）	一 倉 学 君	企画財政課長	富 澤 光 彦 君
会 計 課 長	早 川 弘 行 君	住民生活課長	飯 塚 邦 守 君
税 務 課 長	碓 井 由 果 君	産業振興課長	狩 野 宏 記 君
健康保険課長	山 口 誠 一 君	上下水道課長	岡 部 貴 一 君
建 設 課 長	須 永 光 明 君	学校教育課長	湯 澤 知 佐 子 君
教 育 長	村 上 誠 君		
生涯学習課長			

事務局職員出席者

事 務 局 長	関 口 健 一	書 記	天 田 華 子
---------	---------	-----	---------

◎開 議

午前9時33分開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年第4回榛東村議会定例会第3日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。よって、本日の会議は成立いたします。

本日の会議は議事日程第3号により進めてまいります。



◎日程第1 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第1、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議事日程第2から議事日程第5までの議案について、各委員長から審査報告を求めます。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 委員長報告を行います。

議案第79号から議案第82号までのうち、11月29日に本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、報告を行います。

12月3日午前9時30分から301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、関係課長、出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第79号 榛東村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第80号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定しました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年12月9日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 続きまして、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第79号から議案第82号までのうち、11月29日の本会議において、当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、報告を行います。

12月4日午前9時27分から301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、教育長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第81号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、北部各学童保育所への学年ごとの児童の配分や、新たに学童保育所1か所が設置されるに伴う駐車場の利用について質疑があり、現在、北部第3学童保育所新設に向けた検討、協議を行っているとの回答がありました。

また、北部学童保育所の利用を希望する児童の学年ごとの人数について質疑があり、低学年の児童の利用希望が多いとの回答がありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第82号 榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、一園化となる新たな幼稚園の利用を希望する幼児数と園利用者の駐車場について質疑があり、新幼稚園の利用を希望する幼児数については、現在の北幼稚園の園児数とほぼ変わらない見込みであること、また、駐車場については、現状で問題はないと考えているとの回答がありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年12月9日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（生方勇二君） 各委員長の審査報告は終了いたしました。

◎日程第2 議案第79号 榛東村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、議案第79号 榛東村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第79号 榛東村一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第３ 議案第８０号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第３、議案第80号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第80号 榛東村税条例の一部を改正する条例の制定についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第４ 議案第８１号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第４、議案第81号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第81号 榛東村学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 議案第82号 榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第5、議案第82号 榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第82号 榛東村立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第6、委員長議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会に付託いたしました議事日程第7の議案について、委員長の審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 11月29日の本会議において、当委員会に付託されました議案第83号の審査の経過及び結果について報告いたします。

12月3日午前9時30分から301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第83号 村道の路線の廃止についてにつきましては、対象の2路線について現地確認を行いました。また、村道の払い下げにおける単価の決め方について質疑があり、村道工事用敷地の用地買収費を定める規程で、幅員及び地目ごとに定める1立方メートル当たりの買収単価により決定しているとの回答がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年12月9日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 委員長報告は終了いたしました。

◎日程第7 議案第83号 村道の路線の廃止について

○議長（生方勇二君） 日程第7、議案第83号 村道の路線の廃止についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第83号 村道の路線の廃止についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第8 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第8、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議事日程第9から議事日程第16までの議案について、各委員長から審査報告を求めます。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 議案第84号から議案第91号までのうち、11月29日に本会議において、当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告いたします。

12月3日午前9時30分から301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第84号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第5号）についてにつきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第89号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）についてにつきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第90号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）についてにつきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第91号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年12月9日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第84号から議案第91号までのうち、11月29日の本会議において、当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について報告を行います。

12月4日午前9時27分から301会議室において、委員全員及び議長、執行から村長、副村長、教育長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第85号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてにつきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第86号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてにつきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第87号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてにつきましては、生活支援体制整備事業費の減額理由について質疑があり、榛東村社会福祉協議会に委託している生活支援体制整備事業において、職員体制に変更があることから減額するものであるとの回答がありました。

また、国庫補助金収入の減額について質疑があり、当初見込んだ歳出額が減額となることから、国庫補助金収入についても減額となるとの回答がありました。

採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第88号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）についてにつきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年12月9日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（生方勇二君） 各委員長の審査報告は終了いたしました。

◎日程第9 議案第84号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第5号）について

○議長（生方勇二君） 日程第9、議案第84号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第84号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第5号）についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第85号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（生方勇二君） 日程第10、議案第85号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第85号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第86号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（生方勇二君） 日程第11、議案第86号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第86号 令和6年度榛東村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第87号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（生方勇二君） 日程第12、議案第87号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第87号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第13 議案第88号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（生方勇二君） 日程第13、議案第88号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第88号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第2号）についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第 14 議案第 89 号 令和 6 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算
（第 2 号）について

○議長（生方勇二君） 日程第14、議案第89号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算
（第2号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第89号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 90 号 令和 6 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 3 号）
について

○議長（生方勇二君） 日程第15、議案第90号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）
についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第90号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第3号）についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第16 議案第91号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（生方勇二君） 日程第16、議案第91号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第91号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第3号）についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第17 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）

○議長（生方勇二君） 日程第17、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

清水健一文教厚生常任委員会委員長から、令和6年陳情第6号について、委員会において審査した結果、榛東村議会会議規則第71条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第 18 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第 19 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第 20 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第 21 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（生方勇二君） お諮りいたします。

日程第18、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから日程第21、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでを一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、日程第18から日程第21までを一括議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の所管事務のうち、お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、各委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、各委員会の閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第 22 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（生方勇二君） 日程第22、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔11番 清水健一君登壇〕

○11番（清水健一君） 令和6年10月、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会の報告を行います。

令和6年10月22日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和6年10月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会が開催されました。

議案第12号 令和5年度渋川地区広域市町村圏整備組合一般会計歳入歳出決算については、慎重審議の結果、原案のとおり認定されました。

議案第13号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第2号）については、慎重審議の結果、原案のとおり可決されました。

議員提出、議案第1号 管理者において専決処分とすることができる事項については、当該組合の義務に属する1件50万円以下として指定していた損害賠償額の決定及び和解に関するものを、1件100万円以下とする指定に改めるもので、慎重審議の結果、原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

令和6年12月9日、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員、清水健一。

○議長（生方勇二君） 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員からの報告が終了いたしました。本件につきましては、報告のみといたします。

◎日程第23 議員派遣の件について

○議長（生方勇二君） 日程第23、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付したとおり、議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、お手元に配付したとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時3分休憩

午前10時48分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（生方勇二君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

ただいま配付いたしました議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定いたしました。

◎追加日程第1 議案第94号 防災中枢機能施設整備事業外構工事請負契約の締

結について

○議長（生方勇二君） 追加日程第1、議案第94号 防災中枢機能施設整備事業外構工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） それでは、議案第94号 榛東村防災中枢機能施設整備事業外構工事の請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

初めに、議案書1ページをお願いいたします。

こちら、開いていただきまして、工事の名称は、令和6年度（債）榛東村防災中枢機能施設整備事業 外構工事でございます。

契約の金額は、2億240万円でございます。

契約の相手方につきましては、南榛 岡部 榛東工業 令和6年度（債）榛東村防災中枢機能施設整備事業 外構工事特定建設工事共同企業体です。

続きまして、議案参考資料1ページをご覧ください。議案参考資料により説明させていただきたいと思います。

今回の工事請負契約に至ります入札の方式につきましては、榛東村条件付き一般競争入札実施要綱の規定に基づき、条件付き一般競争入札で11月28日の議会初日に開札を執行いたしました。この入札に参加できる者の一定の条件とは、村の認定を受け、群馬電子入札共同システムに搭載されていることや、地元業者及び一定の県内業者であることなどの条件を満たす者でなければならないと規定で定めております。

また、入札の条件といたしまして、入札参加形態は、特定建設工事共同企業体（JV）による共同施工方式といたしました。特定建設工事共同企業体によります共同施工方式とした入札参加条件を定めるのに当たりまして、吉岡町の建設工事請負業者選定要綱を参考にしたり、群馬県の契約検査課の指導を仰ぎながら、参加資格要件を定め、公告を作成しています。

今回の外構工事における工事内容の概要を勘案いたしますと、L型擁壁工、排水工場物工、縁石工、アスファルト舗装工、インターロッキング舗装工など、村内業者でも工事を施工することのできる十分な実績があると判断したことによるものでございます。よって、村内の事業者により多くの受注機会を確保するために、特定建設工事共同企業体による共同施工方式といたしました。

続きまして、工事の概要でございますが、議案参考資料の1ページの下段をご覧ください。

L型擁壁工22メートル、植生工種子散布、そして張芝、縁石工、アスファルト舗装工、インターロッキング舗装工などがございます。また、議案参考資料2ページの上段に移りまして、排水構造物工

となつてございます。

なお、工期につきましては、契約の日、議会議決の日から令和7年11月28日までとなっております。

以上、ご審議の上、ご可決くださるようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第94号につきましては、榛東村議会会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

お諮りいたします。

議案第94号の委員会付託を省略することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 賛成9人。賛成多数。

よつて、議案第94号につきましては、委員会付託を省略することに決定されました。

ここで、質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番、浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 委員会付託を省略すると言つたんですけれども、この時点でもう委員会の付託しなくて決議にしちやつて、お分かりなんですかね、皆さん。このあれだけで分かりますかね。実際にちょっとお聞きしたいことも何点かはあるんですけれども、やっぱり慎重審議はなさつたほうがいいんじゃないですか。

はっきり言つて、この議案に関しましては、私も賛成とか反対じゃなくて、やはり長の親族の人も絡む件……

○議長（生方勇二君） 浅見議員、この議案に対する質疑を行ってください。

○3番（浅見 隆君） だから慎重審議をしたいんですけれども、どのようにしたら受けてもらえるんですか。もう決まつたから駄目なんでしょうか。

○議長（生方勇二君） 委員会付託を省略で可決されましたので、その方向で進めます。

ほかに質疑ございますか。

1番、飯塚議員。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） これ、3者の共同体で行う事業なんですけれども、3者でもどこが頭になつて、その工事の請負比率というのはどのようになっているか。それは教えていただけるんですか。これは質疑に該当するかよく分からないんですが、それを質問したいと思います。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 今回の入札方式におきましては、条件付き一般競争入札という形でございます。また、入札の参加形態を共同企業体と定めておりまして、いわゆる代表者1、構成員2、先ほど飯塚議員のご指摘あった3者での共同企業体となっております。その中の広告の中で、代表者になるべく条件というのを定めておりまして、こちら、朗読させていただきたいと思います。

代表者の条件といたしますと、初めに、県内業者、前橋市、渋川市、または榛東村に本社等を設置する者、また、2つ目といたしまして、土木一式工事に係る特定建設業許可を有していること、また、3つ目といたしまして、建設業法第27条の23、第1項に規定する経営事項審査結果通知における土木一式工事の総合評点が参加資格者名簿登載時、900点以上であること、また、過去10年以内の工事経歴同等の工事実績があるということ、また、この工事に対応する許可業種に係る管理技術者または主任技術者を工事期間中に選任で配置できることというのが、代表者の条件でございます。

そうすると、先ほど議員の皆様方に配付させていただきました、入札執行結果の一覧をご覧になってください。

今回こちらに入札に参加させるべき者として選定した者ということでございまして、初めに、頭に来ている業者が代表事業者となっております、その次に続く事業者が構成員となっております。こちら、5つの特定建設工事共同企業体のほうが応札がございました。

また、構成員のこちら条件といたしますと、地元業者ということで限定をさせていただいております。また、出資比率等は最低基準の出資比率を20%以上というような形で条件のほう定めさせていただいております。以上が構成員等の条件でございます。

○議長（生方勇二君） 飯塚議員。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） 私の質問聞いていましたか。私が質問したのは、その3者の合同体の場合に2億あった場合に、配分比率はどうなっているか、それをお聞きしたいんですけども、そういう説明は聞いていません。2億の配分比率、どこの会社が何割、全部やったら3、3、4とか、頭が8で下が1とか、そういう配分比率が分かるのであれば、それを教えてほしいという質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほど飯塚議員のおっしゃったその後の配分につきましては、こちらで把握をしてございません。

○議長（生方勇二君） 飯塚議員。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） 2億という大きなお金を出すのに、そういう配分比率ってものは執行部としては把握をする必要はなくて、あくまでも入札した結果に応じて、もう契約してしまえば、あとはそ

の3者に任せて、その3者が自分たちで配分比率を決めるということによろしいでしょうか。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） すみません、先ほどの共同出資者の資格条件でも説明させていただいたように、こちらの比率、最低基準の構成員としての支出比率は決まっております。ただ、配分につきましては、それに準じるものとなっております。

以上になります。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

12番、早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 私も認識不足だったものですが、さっきから地元という話が出ていますけれども、私、地元というときと榛東というふうに考えちゃうんですけれども、これは県内という意味ですか。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほど地元という表現でございますが、代表者のほうは地元ということで、県内をくくりとした枠となっております、構成員のほうは村内事業者ということでご理解いただければと思います。

すみません、補足説明をさせていただきます。

代表者のほうは県内事業者ということで、今私のほう説明させていただきましたが、その県内事業者として今回条件をしているのが、前橋市、渋川市、榛東村に本社もしくは本店を有する者ということでございます。

以上になります。

○議長（生方勇二君） 3番浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 先ほどの県内とありましたけれども、去年の条件付き一般競争入札で調べさせていただきましたが、榛東村に隣接する高崎市も入っていたと思うんですけれども、この高崎市というのは今回は入っていないんですか。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 今回のほうには入ってございません。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 先ほど飯塚議員のほうから話しいたしましたが、5者入札に参加していますけれども、一番最初に来る会社が一番上に来て、その下の指導的な立場というか、恐らくAからDまでのランクの建設会社あると思うんですけれども、Aランクに匹敵する人というのは榛東村では数少ないと思うんですけれども、その中に至ってこの上の5業者見ますと、みんなすごいところなんですけれども、配分比率からしたら普通こういうものを共同体で入札したりしても、必ず頭に来る人というのが一番トップになって、それで大体概略決めるんじゃないですか。あまり内容が分からなくて決めますか、この共同体で。頭に来る人というのは必ずいますよね。どういう工事の関係でも、それは必ずやると思うんですけれども、それがいい加減だったら大変なことになると思いますよ、はっきり言って。どうでしょうか。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 今先ほどこちらの公告のほうでも説明させていただいたように、代表者比率、そして構成員の最低出資比率というのは定めてございます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 工事の概要についてお伺いしたいんですけれども、こちらは種子散布、あと、芝を張るということなんですけれども、種子は芝の種子なのか、何か違う種子であるのか。あと、工事概要に外の遊具とかベンチとかもしあるようでしたら、そういったものも含まれているのか。外のものが全て含まれて、建物以外のものが全て含まれているのか、お伺いします。

○議長（生方勇二君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 工事概要についてのご質問でございました。

種子をという話なんです、敷地内、一部緑地帯を考えておりまして、館の北側に当たる部分とかに緑地帯を考えていまして、張芝、それから種子散布ということで、芝を考えてございます。

もう一つご質問の中にありました、遊具につきましては、今回の外構工事の中には含まれておりません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 続きまして、工期が令和7年11月28日となっておりますけれども、令和7年夏頃から給食センターが稼働する予定ではあると思うんですけれども、その際に中学校の運動会等で

も、あの付近でアスファルト舗装で工事の臭いとかも来ていたりするんですけども、そういったもののすごく隣接している給食センターへの配慮等はどのようになされているか、お伺いします。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 今、議員がおっしゃったとおり、外構工事全体の工期は令和7年11月28日までとさせていただいております。ただ、議員もおっしゃったように、防災中枢機能施設と申しましても、公民館に当たる部分と給食センターに当たる部分がございます。給食センターにつきましては、やはり来年度は2学期からは当然本格的に稼働させたいという目標がございます、工事期間中ではあるんですが、一部費用を開始させていただくことが可能ということで確認を取っておりますので、まず工事はどんどん進めていただきますが、給食センターに当たる部分からまず利用させていただいて対応していきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

飯塚議員。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） これ、質問じゃないんかも分からないんですけども、私が議員になってから防災中枢センター50億、南小建築費用6億、これ、今回の費用が2億、その3件のほう全部急に渡されて、これで判断しろという、ぶっきらぼうというかちょっと私たちにとっては今日の今日、採決しろといってもちょっと無理な点もありますし、議員として村民からこれはどういうふうなことで賛成したんだということを問われた場合に、答えようがないというのが今までのケースありました。2件とも。今回は3件目になります。こういうことはもう今後はやめてほしいと思います。ちゃんと委員会を通してここで十分に審議をしてからで、こういう大きな議案というものは本会議に上程するようにお願いしたいと思います。その点は次回からはよろしく願いいたします。ちょっとこれ、質問じゃないんですけども、要望です。

○議長（生方勇二君） 要望については受け付けません。

○1番（飯塚久夫君） 分かっています。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 金額の内容について確認をしたいと思っているんですけども、これ、いつ5件の入札金額をトータルでアベレージを出すと、大体1億8,690万弱になるんですね。大体1億8,700万円が平均値になりますけれども、入札金額を5件見てみると、最高価格が1億8,810万円、最低価格が1億8,400万円、このような金額になっています。つまりアベレージからどのくらい乖離しているかというのを算定してみると、大体というか上限、上の金額1億8,800万円としてはプラス100

万円ぐらい。最低価格の1億8,400万円と比べてみると、マイナス300万。工事の契約金額が2億240万という金額になっていて、最低価格1億8,400万円と2億240万円を差額を出すと、結構な金額になっていますね。

ということは何を問題視するかというと、最低の入札価格が当然選ばれるというのは、正常な入札の過程で、当たり前といえば当たり前なんですが、あまりにも乖離が大き過ぎると、業者にとって負担が大きくなる。つまり工事期間中に潰れてしまうようなケースというのがなきにしもあらず、たかだか何百万、数百万円の工事の金額の差というふうなことも言えなくはないんですけども、そのところで事業者負担のほうはかなり大きくなっていると。その辺のことについて、入札結果からどのように執行のほうは考えているのか。あまりにも乖離金額が大きければ、そういう危険性、リスクが発生してくるということを考えると、一概に一番最低金額、最低の入札価格で決定するということは、榛東村にとってリスクを負いかねないケースも発生してくるということで、その辺についてどういうふうに考えているか、回答を。

○議長（生方勇二君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 説明のほうがちよっと説明不足で、資料をお渡ししているところがあるのであれですけども、今回落札していただいた額に、下を書いてあるんですけども、落札価格に消費税を含めるとちょうど2億240万円になりますので、この金額との差というのは消費税が含まれているのでということで、ご理解いただければと思います。

それから、村では最低制限価格を設けておりまして、適正な価格で、その範疇で競争していただいて、できるだけ最低制限価格の上で予定価格の中で適正な競争をしていただいて、いい仕事をしていただければということで、業者育成にも配慮をさせていただいているところでございます。

それから、いわゆる共同企業体の2億の仕事のどことこの役割分担を3者で分けるんだという質問があったんですけども、村のほうといたしましては、共同企業体の代表者になるところについては、評価点900点以上ということで、先ほど議員ご指摘のように、何かあってもしっかりしている会社、信用のある会社ということで選ばせていただいて、村内の業者にも技術があるので使っていただくということで、出資比率について20%ということで決めさせていただいていますが、その工事内容については、3者が企業体として1つの会社として責任を持つわけですから、そのところをどこまでどこをやるかということは、3者の中でしっかり話をさせていただいて、私どものほうも設計事務所が入っておりますので、設監までやっていますので、そこで管理しながら進めていって、3者の技術を出していただいて、いい仕事をしていただくというような形で考えているところでございます。

それから、業者選定委員会の中で高崎市を外したという話があったんですけども、村内の建設関係の業者が12、組合ありまして、実際11社の方々が参加できるような形で配慮させていただきましたが、高崎市を入れさせていただくと、親になるところが渋川市と前橋市だけでももう35社を超えてい

ると。頭が高崎市を入れると数がもっと増えていくということで、親と子どもの関係からいって、今の場合ですと吉岡町と同じような形で、前橋市と渋川市だけでも、うちのほうの会社が数が10社ちょっと。それで頭になってくれる方が35社以上あっても、これは引っぱり合いになってしまうんじゃないかという形もありましたので、900点以上の業者ということで、今回いろいろ選定委員会のほうでも協議させていただいて、決めさせていただいているところでございます。できるだけ村内業者にこの仕事に関わっていただきながら、いい仕事をしていただくような形ということで、今回共同企業体のほうをつくらせていただいておりますので、ぜひご理解のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 今までの議員の質問の内容を察すると、結局代表企業が3社なり4社なりの複合体で受注をするというような形になって、代表企業が親会社みたいな感じではねるんじゃないかと、中抜けをするんじゃないかという、そういうことも危惧をした質問ということで、私は今までの議員、さっき議員質問していましたけれども、ほかの議員の質問の内容はそういうふうに私は察しているんですが、中抜けをさせないような、管理に関して榛東村はどういうふうに考えているのか、どういう対策を取っているのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 村でも県でもそうですけれども、適正な価格で下請とか孫請に業者のほうに出すのと同様に、今回企業体という形でございますので、しっかりした仕事でしっかりした適正な価格で、極端なことを言うと今議員のおっしゃったようなことがないような形で、そこのところは管理しながら進めさせていただきたいと考えております。

なお、事業の割り振りににつきましては、先ほど説明しなかったんですけれども、私の勤めていた従来のみどり市でも、県でもこの契約の事態で何億の仕事を何割でどこに振り分けるということの提出だとか、内容確認のほうまではしていないということで、よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

飯塚議員。

〔1番 飯塚久夫君発言〕

○1番（飯塚久夫君） 今回の2億の財源なんですけれども、これも防衛予算がもらえるのか、それとも全額村で賄うのか、その点を教えてください。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 今回の工事につきましても、財源としまして、防衛施設周辺民生安

定施設整備事業補助金をいただく予定でございます。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 先ほどの質問なんですけれども、工期中に一部使用して給食センターのほうを稼働するということでもございましたけれども、その際に工事からの衛生面ですとか安全面での配慮はこの工事内容以降、きちんと設定されているかという質問でございました。お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 一部使用した際に衛生面のご心配、それか先ほど臭いのこともおっしゃっていただいたかと思うんですが、現在の給食センターにおきましても、調理中の臭いというような苦情はございませんので、新設につきましても、まず臭いのほうは大丈夫というふうに考えております。

また、衛生面につきましても、十分に従事する業者さん等と打合せをしながら進めてまいりますので、衛生管理につきましては徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 今、いろいろな質問を聞いておりまして、いろいろ私も過去に入札の問題については取り上げた経緯があるんですけれども、そこでちょっとお聞きしたいんですが、入札予定価格については、ある一定の資料が大体あるんだと思うんですよね。こういう価格でと、そういうのを積み重ねて価格は決まって、それに対してプラスアルファをつけて、それを入札予定価格にするというふうに私は記憶しているんですけれども、そういう形でまずひとつやり方は間違いないのか、答弁願います。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時25分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほど早坂議員のおっしゃった積み上げるということで、ほかのものを何か積み上げるというふうなお話をされたかと思うんですけれども、先ほどご質問いただいた件で、

適正なそういった価格を積算して、さらに条件……

○議長（生方勇二君） 12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 私が言ったのは、入札金額を決めるときに、一定の算定根拠があると思うんですよね、算定根拠が。それに基づいて算定をした金額だと、当然入札に応じる業者だってそういうものは分かっているわけだから、本当に近いぎりぎりの線の入札ができちゃうだろうと。そのため行政側のほうでは、その金額に対してプラスアルファをつけて、入札価格か予定価格を決めるんだというふうに認識しているんですけれども、それで間違いないですかというふうに聞いているんですね。そういうことです。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前11時27分休憩

午前11時28分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 議員おっしゃっていた質問なんですけれども、正規にちゃんとこちらの積算根拠というのは、施工管理会社等の積算により適切に弾いていただいたものを、こちらでもちゃんと精査いたしまして、特段プラスアルファというところはございません。また、無駄な歩切等は一切してございません。

以上になります。

○議長（生方勇二君） 12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 今言った、確かにそうですね、記憶に5%だったかもしれないですね。そういうことで、私が聞きたいのは、入札予定価格を決める際に、業者のほうもある程度分かっているんだろうということで、そうするとみんなぎりぎりの入札をすることになるというか、私もちょっとうまく言えないんですけれども、業者のほうもある程度入札価格というのは分かっているんじゃないかなと。そこで少しの違いで決まってきちゃうんだと思うんですけれども。それプラス、この際だから言いますけれども、一時談合問題もいっぱいありましたよね、業者同士でいろいろ相談して幾らで入れるって。それで決めるなんていうことも、一時昔はそういうことは多くありましたので、そういうこともちょっと心配をして、今の質問をした次第です。それがなければ結構なんです。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

議案第94号 防災中枢機能施設整備事業外構工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 賛成10人、賛成多数。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長挨拶

○議長（生方勇二君） 以上をもちまして、本日までに付議されました案件は、全て終了いたしました。

ここで、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、11月28日の開会以来、本日までの12日間、7人の議員による一般質問のほか、補正予算や条例改正、また、追加議案などについて慎重審議がなされ、全議案を議決いただき、本定例会が閉会できますことに厚く御礼を申し上げます。

本年は元日から能登地方で大地震が発生し、その後、追い打ちをかけるように豪雨災害も発生しました。被災されました皆様に改めてお見舞いを申し上げますとともに、早期の復興を心からお祈り申し上げます。

今年も残り僅かとなりましたが、議員各位と執行部の皆様におかれましては、健康には十分留意され、よい年を迎えていただきますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◎閉 会

○議長（生方勇二君） これで令和6年第4回榛東村議会定例会を閉会といたします。皆様大変お疲れさまでした。

午前11時32分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 生 方 勇 二

榛東村議会議員 三 俣 実

榛東村議会議員 波 多 野 佐 和 子